

9月7日(水曜日)午前9時30分開議

議事日程(第1日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第71号 固定資産評価審査委員の選任について
- 日程第4 認定第1号 平成5年度可見市水道事業会計決算認定について
議案第62号 平成6年度可見市一般会計補正予算(第3号)について
議案第63号 平成6年度可見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第64号 平成6年度可見市北姫財産区特別会計補正予算(第1号)について
議案第65号 平成6年度可見市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第66号 平成6年度可見市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第67号 平成6年度可見市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第68号 平成6年度可見市可見都市計画西可見土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第69号 平成6年度可見市水道事業会計補正予算(第1号)について
議案第70号 可見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号 市道路線の認定について
議案第73号 市道路線の変更について
議案第74号 市道路線の廃止について
- 日程第5 請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書
請願3号 消費税の税率引上げ反対などを求める意見書の提出についての請願書

会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

議員定数 26名

欠員 1名

出席議員 (24名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
------	----	------	----

1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
10番	渡辺朝子君	11番	近藤忠實君
12番	続木重数君	13番	可児慶志君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

欠席議員 (1名)

14番 今井成美君

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	纈纈義昭君
教育長	渡邊春光君	総務部長	山口正雄君
民生部長	小池勝雅君	経済部長	可児文一君
建設部長	井藤實義君	水道部長	大澤守正君
福祉事務所長	高橋卓二君	教育部長	可児征治君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君	学校教育課長	丹羽一仁君
会計課長	田口茂君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林邦夫	係長	籠橋義朗
書記	勝野正規	書記	脇坂忠志
書記	溝口晴美		

議長（林 則夫君） おはようございます。

本日、平成6年第5回可児市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は24名です。したがって、定足数に達しております。これより平成6年第5回可児市議会定例会を開会します。

日程に入るに先立ち、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 本日、平成6年の第5回可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、極めて御多忙のところ定刻に御参集賜り、まことにありがとうございます。

9月に入りまして日中は真夏を思わせる日差しが続いております。議員皆様におかれましてはますます御健勝の御様子、まずもってお喜び申し上げます。

また、依然として水源地の岩屋ダム上流にまとまった降水量がなく、厳しい水不足の状況が続いておりますが、市民皆様の節水強化、関係機関の努力により、断水という最悪の事態は回避されたところであり、議員各位を初め市民皆様の御協力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第でございます。

渇水対策に要した費用の総額は約2,500万円に上り、さらに市内の被害状況につきましては、水稲、里芋等の農作物被害が約1,800万円、各公共施設、道路の立木、植え込みの立ち枯れと、被害が約3,700万円となっており、加えて地域経済に及ぼした影響ははかり知れないものがあるかと存じます。今後、このような事態を繰り返さないために、総合水利調整、県営水道の安定供給を強く国・県に働きかけてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしく御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、人事案件1件、決算の認定に関するもの1件、予算に関するもの8件、条例に関するもの1件、その他の案件3件の、合計14件でございます。詳細につきましては後ほど御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

議長（林 則夫君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において4番議員 芦田 功君、5番議員 太田 豊君を指名

します。

会期の決定について

議長（林 則夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって今期定例会の会期は、本日から9月26日までの20日間と決定しました。

議案第71号（提案説明・質疑・採決）

議長（林 則夫君） 日程第3、議案第71号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 議案第71号の固定資産評価審査委員の選任につきましては、現委員であります山口博司さんの任期が平成6年11月16日で満了となり、また三宅重美さんの任期が平成6年9月5日で満了となりましたため、山口さんを引き続き選任すること、及び三宅さんの後任に金子公洋さんを選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

山口博司さんにつきましては、今渡町・可児市職員として39年間勤務の後、昭和63年より委員として御尽力いただいております。その識見と指導力は高く評価されており、固定資産評価審査委員としての職に適任であると考え、再び選任いたしたくお願い申し上げます。

金子公洋さんにつきましては、十六銀行勤務の後、現在、中央石油有限会社役員を務められ、また瀬田自治会長、広見東自治連合会副会長の要職にあり、人格は高潔にして温厚篤実、その識見と指導力は高く評価されており、固定資産評価審査委員としての職に適任であると考えますので、何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

また、このたび任期満了となりました三宅重美さんにおかれましては、6年間の長きにわたり、固定資産税の適正・公平に御尽力いただきました御功績は多大なものがあると存じます。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも末永く御健勝であられますことを心からお祈りいたします。

以上をもちまして、固定資産評価審査委員の選任につきましての提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議がないものと認めます。よって、議題となっております案件については、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第71号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

認定第1号及び議案第62号から議案第70号まで、並びに議案第72号から議案第74号までについて（提案説明）

議長（林 則夫君） 日程第4、認定第1号及び議案第62号から議案第70号まで、並びに議案第72号から議案第74号までの13議案を一括議題とします。

提出議案に対する市長の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 認定第1号は、平成5年度可児市水道事業会計の決算認定でございます。これは、地方公営企業法第30条第4項の規定により別冊の監査委員の意見書をつけて決算の認定をお願いするものでございます。

まず業務内容について説明申し上げます。

平成5年度末の給水人口は8万4,627人となり、前年度末に比べ1,122人、1.3%の増。給水件数は2万3,670件となり、前年度末に比べ446件、1.9%の増となりました。一方、年間給水量は1,054万5,488立方メートルとなり、前年度に比べ28万7,780立方メートル、2.7%減少しましたが、年間有収水量は953万9,559立方メートルで、1万1,714立方メートル、0.1%の減少にとどまりました。この結果、有収率は90.5%となり、前年度に比べ2.3ポイントの向上が見られました。

次に経営面でございますが、平成5年度水道事業収益は、消費税を除き18億9,308万3,727円となり、前年度に比べ3.2%の減となりました。これは主に現金預金の減、及び預金利率の低下に伴う預金利息の減少によるものであります。

主な収入は、給水収益16億3,375万2,503円、一般会計からの繰入金2億142万4,263円、預金利息3,990万7,611円などでございます。事業費用は消費税を除き21億9,180万1,813円となり、前年度に比べ2.1%の増となりました。主な支出は受水費11億9,497万5,230円、減価償却費4億4,032万7,802円。支払い利息1億8,912万1,848円、職員給与費1億1,798万876円、資産減耗費6,932万6,699円などでございます。

この結果、収支差し引き 2 億 9,871万 8,086円の純損失となり、昨年度に引き続いての赤字決算となりました。なお欠損金は、前年度からの繰り越し分と合わせて 8 億 2,714万 3,486円となりました。この処理といたしましては平成 6 年度に繰り越すこととし、平成 6 年度からの料金改定や一般会計からの繰入金、並びになお一層の経営の合理化などで赤字の解消を図ってまいります。

続きまして資本的収支について御説明申し上げます。

収入は 4 億 3,080万 4,680円となり、前年に比べ75.2%の大幅な減となりました。これは前年度において 5 億 5,000万円の企業債を起こしたことや、下水道事業、あるいは開発に伴う多額の負担金があったためでございます。

支出におきましては、11億 3,237万 7,496円となり、前年度に比べ47.3%の減となりました。支出の主な内容は、主に道路改良、下水道事業に伴う大小50件の排水管布設、同布設替工事でございます。

この結果、収支差し引きとして 7 億 157万 2,816円の不足が生じますが、減債積立金 7,738万 8,385円及び建設改良積立金 1 億 5,400万円の取り崩し、消費税資本的収支調整額 1,694万 8,244円、並びに過年度分損益勘定留保資金 4 億 5,323万 6,187円で補てんいたしました。なお、平成 5 年度末の減債積立金は 8,849万 2,670円、建設改良積立金は 1 億 1,586万 9,485円でございますが、企業債の未償還残高が34億 183万 2,963円ありますので、これらの償還財源として、また平成 6 年度の資本的収支が当初予算ベースで 9,400万円不足する見込みであり、これの補てん財源とする予定でございます。

以上で、平成 5 年度の水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしく願いを申し上げます。

次に、議案第62号 平成 6 年度可児市一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 5 億 1,500万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を 223億 286万 1,000円とするもの、及び既定の債務負担行為、地方債の変更でございます。

主な内容は、西可児駅駐輪場整備事業、花フェスタ関連周辺整備事業、花の駆け足街角広場整備事業、ふるさとの川モデル事業等であります。

議案第63号 平成 6 年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 252万 1,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を30億 8,512万9,000円とするものでございます。その主な内容は、療養給付費の増、及び議案第70号におきまして御説明申し上げますが、出産一時金の条例改正に伴う増額であります。

議案第64号 平成 6 年度可児市北姫財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1,000万円を追加し、歳入歳出予算のそれぞれの合計を 4,493万 3,000円とするものでございます。

議案第65号 平成 6 年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 9,647万 7,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を30億 7,557万 7,000円とするもの、及び既定の地方債の変更でございます。

議案第66号 平成6年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算のそれぞれの合計を7億7,110万1,000円とするもの、及び既定の地方債の変更でございます。

議案第67号 平成6年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ1,049万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を4億8,869万円とするもの、及び既定の地方債の変更でございます。その主な内容は下水道管理費であります。

議案第68号 平成6年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,300万円を減額し、歳入歳出予算それぞれの合計を4億1,100万円とするものでございます。その主な内容は、道路築造工事費の減、及び水資源開発公団負担金の減であります。

議案第69号 平成6年度可児市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、既定の予算総額に2,650万円を追加し、予算の総額を30億2,050万円とするものでございます。その主な内容は、今回の湧水における給水タンク等購入費、仮設管布設工事費、漏水緊急修理材料費等であります。

議案第70号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、出産一時金及び葬祭費の引き上げ、並びに国民健康保険法の改正に基づく条文整備であります。

議案第72号から74号までは、西可児土地区画整理事業関連の市道路線の認定、変更、廃止でございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長(林 則夫君) 続いて総務部長から、認定第1号を除く12議案の詳細な説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) では、お手元の資料番号4番からお願いをいたします。

平成6年度の可児市一般会計補正予算書(第3号)でございます。

第1ページからお願いをいたします。

一般会計です。予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,500万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ223億286万1,000円とするものでございます。あわせて債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いをいたしております。

まず2ページの歳入でございます。

分担金及び負担金につきましては608万9,000円の増でございます。分担金にありましては、林業分担金としての集落環境保全整備事業等の分担金595万円、その他増減がございまして523万円。それから負担金につきましては、社会福祉費負担金、精神薄弱者の入所に増がございましたので、そちらの措置費の負担金85万9,000円でございます。

国庫支出金につきましては、減額の1,527万9,000円でございます。国庫負担金につつま

しては、社会福祉費の負担金と災害復旧費の補助金の下補助金との組み替えがございまして、これが1,135万1,000円でございますけれども、合わせて1,434万1,000円。それから国庫補助金につきましては、同じくたまたまの災害復旧費負担金の組み替えによります1,135万1,000円と、市道改良事業が平成5年の3次補正で対応いたした分が減額いたしておりますので、これが2,025万円でございます。それらの増減がございまして3,149万5,000円の減といたしております。委託金につきましては、基礎年金等の事務費交付金、その他増減でございます。187万5,000円です。

それから県支出金につきましては、1,099万9,000円の増でございます。県補助金につきましては、訪問入浴サービスで、在宅高齢者の日常生活支援事業を行うために199万2,000円、そして林業費の補助金720万円、その他増減がございまして1,048万6,000円でございます。委託金につきましては、商業統計、あるいは消費実態調査等の調査委託その他でございます。51万3,000円。

財産収入につきましては4億1,015万7,000円の増でございます。財産の運用収入、これは土地貸付収入でございます。152万9,000円。財産売払収入につきましては、各事業の代替地の売り払い等がございまして4億862万8,000円でございます。

寄附金につきましては15万7,000円。これは一般寄附といたしまして可児川苑、あるいは文化センターその他への寄附でございます。

それから繰入金につきましては1億3,555万6,000円、まず基金繰入金につきましては、財調の繰入金1億1,921万6,000円、その他で1億2,237万6,000円。それから財産区の繰入金につきましては、北姫財産区から幼稚園の施設整備ということで繰り入れ入っております。これが1,000万円。それから特別会計繰入金といたしまして、国民健康保険会計への繰入金318万円でございます。

それから繰越金につきましては4,430万7,000円でございます。前年度繰越金でございます。

諸収入につきましては1,301万4,000円。これは貸付金元利収入につきましては、中小企業融資資金の貸付枠の増がございまして2,000万円。それから受託事業収入につきましては、保健衛生費の受託収入4,000円。雑入につきましては、土地改良施設維持管理適正事業交付金。これが減になっておりまして720万円の減。その他増減がございまして699万円の減でございます。

市債につきましては9,000万円の減。これは西可児区画整理地内の電線類の地中化事業を予定いたしておりましたけれども、これが中止になったということで全額減額をいたしております。

歳入合計5億1,500万円でございます。

4ページの歳出でございます。

総務費におきましては7,522万3,000円の増でございます。この主なものは、公共嘱託登記事務委託で500万円、それから旧慣使用権の補償で4,705万4,000円、それから拠点都市

協議会の負担金として 422万 7,000円、交通安全施設整備で 850万円等がございまして 7,480万 7,000円でございます。

統計調査費につきましては、統計調査の一般経費41万 6,000円。

それから民生費につきましては1億20万 4,000円でございます。まず社会福祉費につきましては、国保の特別会計繰り出しとして 1,272万 6,000円。それから訪問入浴サービス委託料として 398万 5,000円。それから今回新たにシルバー人材で行います家事援助サービスを行う予定になっておりますので、そちらへの補助金70万円。それから精薄者の施設入所がふえたということで措置費の 1,001万 1,000円。これらが主なものでございます。それから児童福祉につきましては、保育園の土地購入を予定をいたしておりますので 6,945万 7,000円。生活保護につきましては、生保関連費用として 8万 5,000円。

それから衛生費にありましては 556万 3,000円の増でございます。保健衛生費といたしまして、中濃エイズ予防の集い共催分担金ということで10万円。その他で12万 4,000円。清掃費につきましては、環境センター対策費その他で 543万 9,000円でございます。

農林水産業費につきましては 109万 1,000円。まず農業費につきましては、花フェスタ花飾り協力助成金ということで 120万 5,000円。

それから土地改良事業として 770万円の減、それから各農集の会計繰出金も、これも減になっております。 3,009万 6,000円と。こういった主なものがございまして、トータル、減の 1,843万 9,000円でございます。林業費につきましては、林道整備その他で 1,953万円。

商工費につきましては 500万円でございます。工場誘致奨励金の減額で 1,500万円。中小企業融資枠の増で 2,000万円。増減で 500万円の増でございます。

それから土木費につきましては3億 1,498万 7,000円の増でございます。まず土木管理費につきましては、一般職給で 109万円。それから道路橋りょう費につきましては、中濃大橋・御高線の代替地等の土地購入費、これが2億 3,678万 2,000円。あるいは二野・大森線その他の改良事業で 5,740万円ほどでございます。また、平成5年度の3次補正に対する、既に23号線等は改良いたしておりますので、こちらの方の費用を 7,000万円ほどを減額をいたしております。したがって2億 4,093万 2,000円の増でございます。河川費につきましては、ふるさと川代替地取得と急傾斜の対策工事費、これは久々利でございますけれども、それらで1億 4,628万 1,000円。それから都市計画費につきましては、公共下水道繰出金の増減がございまして 2,577万 6,000円の増、それからグリーンパークの用地工事費を 1,680万円減をいたしております。また反面、進入路の植栽工事を行うことになっておりますので、これが 3,000万の円増でございます。それから愛知用水の有蓋化。これは西可児ですが、有蓋化負担金として特別会計から組み替えがございまして1億 1,500万円。それから西可児区画整理繰出金の減が2億 5,343万 9,000円ございまして、差し引き、減の 7,331万 6,000円となっております。

教育費につきましては 493万 2,000円の増でございます。まず教育総務費につきましては、教育研究費といたしまして19万 4,000円。それから小学校費につきましては、今渡南小学校

が環境モデル校に指定されたことと、広見小学校に言語通級制度がございますけれども、それも設備費等を合わせて46万 3,000円。それから幼稚園費につきましては、歳入でありました北姫財産区からの繰入金、これはひめ保育園の施設整備補助金として 1,000万円。それから社会教育費といたしましては、花フェスタ関連事業といたしまして現代陶芸作家展開催を歴史館で行うということで、これらの経費10万円と、それから指定文化財でございます久々利の八幡神社の改修を予定いたしておりますけれども、これが中止になりまして 721万 2,000円の減をいたして、増減で 593万 8,000円の減でございます。保健体育費につきましては、保健体育施設経費として21万 3,000円。

それから災害復旧費につきましては 800万円の増でございます。これは山座川ほか 1 件の護岸復旧と下寺田橋の架設等がございます 800万円でございます。

歳出合計 5 億 1,500万円。歳入歳出それぞれ 223億 286万 1,000円ということになって、お願いをいたしております。

それから 6 ページでは第 2 表といたしまして、債務負担行為の補正をお願いいたしております。愛知用水路の有蓋化工事負担金でございます。

それから変更につきましては、岐阜県信用保証協会に対する損失補償。

それから第 3 表につきましては、地方債の補正ということで、電柱類地中化事業。この件につきましてはゼロになっております。以上、一般会計でございます。

続いて、資料番号 5 番の平成 6 年度可児市特別会計補正予算書でございます。

1 ページでお願いいたします。

平成 6 年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

まず事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,860万円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ30億 4,092万 6,000円とするものでございます。

また直診勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 392万 1,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 4,420万 3,000円といたすものでございます。

2 ページでございます。

まず事業勘定でございます。

まず歳入で、国民健康保険税 270万円の増でございます。これは退職者保険税の現年度分でございます。

それから国庫支出金につきましては、まず国庫負担金といたしまして 6 年度の医療費の拠出金の額が確定したということで 666万 7,000円、それと平成 5 年度の療養給付費負担金の精算交付がございます 895万 6,000円、合わせて 994万円の増でございます。また国庫補助金につきましては、特別調整交付金 500万円、収納率向上特別対策事業費で 530万 7,000円で 1,030万 7,000円でございます。

財産収入につきましては 600万円の増、これは基金利子でございます。

繰入金につきましては 1,272万 6,000円。これは一般会計繰入金と助産費。今度、制度が

変わりますけれども、等の繰り入れで、その他で 1,272万 6,000円でございます。

それから繰越金につきましては 5,692万 7,000円。これは退職者分の療養給付費交付金の繰り越し 651万 4,000円と一般分の繰越金等で 5,041万 3,000円でございます。

歳入合計 9,860万円でございます。

また歳出につきましては、総務費で 455万 3,000円。まず総務管理費といたしまして一般事務費等で増減がございまして41万円。徴税費につきましては、一般事務経費と一般会計繰出金によりまして 409万 9,000円。それから趣旨普及費といたしまして、普及に要する事務費として4万 4,000円。

それから保険給付費といたしましては 5,898万 2,000円の増でございます。療養諸費といたしまして、一般被保険者の療養給付費と療養費の保険者負担分、これに退職者の療養費の被保険者負担分等がございまして 5,416万 2,000円の増でございます。また出産育児諸費といたしまして、助産費から、今回、また条例で出てきますが、助産費から出産育児一時金ということで24万から30万に変更になったということで 360万円の増でございます。それから葬祭諸費につきましても4万円から5万円に今回増になるというために 102万円の増でございます。移送費につきましては20万円。

それから老人保健拠出金につきましては 1,871万円の増でございます。これは医療費の拠出金と事務費の拠出金等でございます。

それから保健施設費につきましては 180万 6,000円。これは予防費の一般経費の増減と、オリジナル健康体操を今回作成するというので80万円、その他を含んでおります。 180万 6,000円でございます。

それから基金積立金として 596万円。これは基金利子積み立てでございます。

諸支出金につきましては 858万 9,000円の増。これは国庫等の精算金の確定によるものでございます。

歳出合計 9,860万円。歳入歳出それぞれ30億 4,092万 6,000円とするものでございます。

4ページでは直診勘定でございます。

記載につきましては、財産収入といたしまして5万円。これは診療所基金利子でございます。

繰越金につきましては 387万 1,000円。前年度繰越金でございます。

歳入合計 392万 1,000円でございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして32万 3,000円。診療所の一般経費でございます。

それから予備費につきましては 359万 8,000円。

歳出合計 392万 1,000円。歳入歳出それぞれ 4,420万 3,000円でございます。

次に23ページの平成6年度可児市北姫財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ4,493万 3,000円とするものでございます。

24ページの歳入でございます。

まず繰入金といたしまして 1,000万円。これは基金繰り入れでございます。財産区からの繰り入れでございます。

それから歳出につきましては、諸支出金として北姫のひめ幼稚園の整備費といたしまして、一般会計へ繰り出すものでございます。

続いて27ページをお願いいたします。

平成6年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,647万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ30億7,557万7,000円とするものでございます。あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

28ページです。

分担金及び負担金につきましては、減額の1,910万円。これは受益者負担金の減がございます。

それから国庫支出金につきましては1億円の増でございます。これは宅関の公共下水道事業補助金でございます。

それから繰入金につきましては、減額の380万5,000円。一般会計繰り入金の減でございます。

それから繰越金につきましては1億412万5,000円。前年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、3,195万7,000円。これは消費税の還付金でございます。

市債につきましては、下水道事業債として8,330万円。

歳入合計2億9,647万7,000円でございます。

歳出につきましては、下水道事業費といたしまして2億9,647万7,000円の増でございます。

内訳は下水道施設費といたしまして、県道土岐・可児線の下水道管の埋設工事及び下切汚水幹線の工事費といたしまして、合わせて2億9,540万円。それと木曾川右岸流域浄水事業の負担金については、下の下水道管理費の方と予算組み替えをいたしておりますので、ここでは1,207万5,000円減をいたしております。その他の増減がございまして2億8,723万8,000円の増でございます。

したがって、下の下水道管理費につきましては923万9,000円となっておりますが、これは新たに下水道管理費の目を設けまして、減額いたしました1,207万5,000円の2分の1をこれに充てております。木曾川右岸流域浄水事業負担金として610万円を補正いたしております。その他合わせて923万9,000万円ということです。

歳出合計2億9,647万7,000円。歳入歳出それぞれ3億7,557万7,000円とするものでございます。

30ページの地方債の補正でございます。変更でございます公共下水道事業でございます。補正後も起債の方法、利率、償還方法等については変更はございません。

それから39ページでございます。

平成6年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億7,110万1,000円とするものでございます。あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

40ページでございます。

まず歳入として分担金及び負担金で減額の56万円。これは久々利、広見東地区の東の下水道事業受益者負担金で減をいたしております。

それから繰入金につきましては、久々利区にあっては減額の1,226万3,000円。広見東地区については4,184万4,000円の増。差し引きしまして2,958万1,000円の増となっております。

繰越金につきましては、前年度繰越金として減額の532万8,000円。

それから諸収入につきましては1,030万8,000円。これは消費税還付金でございます。

それから市債につきましては、減額の3,390万円。これは広見東地区の下水道事業債の減でございます。

歳入合計、差し引き10万1,000円でございます。

歳出につきましては、久々利地区の下水道事業費といたしまして、下水道管理費で10万円増でございます。これは久々利地区下水道事業費の徴収事務の委託金でございます。

それから公債費につきましては、久々利地区公債費、長期債の利子でございます。1,000円でございます。

歳出合計10万1,000円。歳入歳出それぞれ7億7,110万1,000円でございます。

42ページでは地方債の補正をお願いいたしております。広見東地区特定環境保全公共下水道建設事業ということでお願いをいたします。起債の方法、利率、償還等については変更はございません。

それから49ページでございます。

平成6年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,049万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ4億8,869万円とするものでございます。

あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

50ページでございます。

まず歳入として分担金及び負担金で1,474万円増でございます。これは今、塩河、長洞地区の農集排水事業の分担金でございます。

それから繰入金につきましては、これら3地区の一般会計繰入金の減がございまして3,009万6,000円でございます。

それから繰越金につきましては4,015万6,000円の増でございます。これも3地区の前年度繰越金でございます。

諸収入につきましては769万円。今、塩河地区の消費税の還付金の増でございます。

市債につきましては、減額の 2,200万円。長洞地区の事業債の減でございます。

歳入合計 1,049万円。

歳出につきましては、まず今地区の農業集落排水事業費といたしまして7万円。徴収事務の委託料でございます。また塩河地区の農業集落排水事業費として 398万 1,000円。これは設置管理費でございます。それから長洞地区の農業集落排水事業費といたしまして 362万円。これは前納報奨金その他でございます。

公債費につきましては、今地区の公債費長期債利子でございます、2万円。

予備費につきましては 279万 9,000円の増でございます。

歳出合計 1,049万円。歳入歳出それぞれ4億 8,869万円とするものでございます。

52ページでは地方債の補正をお願いいたしております。

変更で、長洞地区農業集落排水施設建設事業ということで減をいたしております。起債の方法、利率、償還等については変更はございません。

それから61ページをお願いいたします。

平成6年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算の総額から歳入歳出それぞれ3億 3,300万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ4億 1,100万円とするものでございます。

62ページの歳入でございます。

まず国庫支出金といたしまして、減額の 8,870万円。これは平成5年の、さきの3次補正で施行済みの事業補助金 2,050万円、あるいは臨時交付金の、今回減になっております。これが 6,820万円等がございまして減になっております。

それから県支出金につきましても同じく 990万円の減でございます。

繰入金につきましても、一般会計の繰り入れ減で 2億 5,343万 9,000円。

繰越金につきましては 1,903万 9,000円。前年度繰越金でございます。

歳入合計 3億 3,300万円。

それから歳出につきましては、区画整理費といたしまして減額の 3億 3,300万円でございます。これは、道路工事及び駅新広場築造工事で 2億 850万円の減。それから一般会計で説明が終わりましたが、愛知用水公団への、水資源公団への負担金として有蓋化の関係で 1億 1,500万円の、こちらは一般会計へ移ったということで減をいたしております。

したがって、歳出合計 3億 3,300万円の減。歳入歳出それぞれ 4億 1,100万円でございます。

69ページの平成6年度可児市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

まず収益的収入及び支出につきましては、まず収入につきましては水道事業収益ということで 150万円。これは上下水道料金同時に徴収の負担金の増でございます。

それから支出につきましては、水道事業費といたしまして 1,000万円。これは湧水対策関連で 885万円その他でございます。

それから70ページで資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、異動は補正額はございません。

支出につきまして、資本的支出といたしまして1,650万円。これは、一つは可児・多治見間の接続管の建設委託料として250万円。それから水道工事積算システムの282万3,000円が特別なものでございます。その他人件費が若干入っております。以上でございます。

それから次に資料番号1番をお願いいたします。

第5回可児市議会の定例会の議案書でございます。

5ページでお願いします。

議案第70号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、今回の改正の主なものは、先ほど来予算で出ておりました従来の助産費を改めまして、出産育児一時金として支給額を「24万円」から「30万円」に引き上げ、出産前後の負担の軽減を図ったというものでございます。

また第2点としては、葬祭費を従来の「4万円」から「5万円」に引き上げるというものでございます。

これはいずれも2点とも施行は平成6年の10月1日付といたしております。

なお、途中にあります第5章の章名改正規定以下、条文の整備については平成7年4月1日施行となっております。

それから7ページをお願いいたします。

7ページの議案第72号、それから9ページの議案第73号、11ページの議案第74号につきましては、まず72号の市道路線の認定については17路線、それから73号の市道路線の変更については7路線、それから74号の市道路線の廃止については2路線、それぞれいずれも西可児地区の区画整理事業区域内の市道工事につきほぼ完了いたしておりますので、今回、認定及び変更、廃止をそれぞれお願いをするものでございます。

以上でございます。

議長（林 則夫君） 以上で提案説明は終わりました。

請願2号及び請願3号について（提案説明・委員会付託）

議長（林 則夫君） 日程第5、請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書及び請願3号 消費税の税率引き上げ反対などを求める意見書の提出についての請願書についてを議題といたします。

紹介議員による提案理由の説明をそれぞれ求めます。

3番議員 亀谷 光君。

3番（亀谷 光君） それでは、請願書の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書。

現行の学校事務職員制度は、昭和28年の義務教育費国庫負担法の施行後、学校運営に必要な制度として定着し、全国で約3万6,000名が配置されています。

また学校栄養職員は、昭和49年から同法の対象となり、約9,200名が学校給食の運営に当たっています。

しかし、大蔵省は60年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、学校事務職員・栄養職員の人件費の削減を上げています。このことは、学校の基幹職員として位置づけられてきました歴史的な経過を無視するものです。

今日、学校運営において、学校事務職員・栄養職員の果たす役割は重要です。国庫負担法から除外されれば、各地方自治体の財政負担増大を招くとともに、学校事務職員・栄養職員の身分、勤務条件に重大な影響を及ぼします。また、地方自治体の財政事情により定数の削減が予想され、教育の機会均等とその水準の維持向上を著しく阻害することになります。

貴議会におかれましては、このような制度の改正に強く反対され、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員の給与を義務教育費国庫負担法から除外しないための意見書を提出して下さるよう、ここに強くお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） 続いて、16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 請願書の文の朗読をもちまして提案にかえさせていただきます。

消費税の税率引き上げ反対などを求める意見書の提出についての請願書。

毎日の買い物たびに取られる消費税は、現在でも赤ちゃんからお年寄りまで年間1人当たり平均5万円にもなり、所得の低い人々ほど負担は重く、苦しめられています。消費税は国民泣かせの悪税そのものです。

ところが政府は、批判をそらすために、税率引き上げ幅など関連法案の年内いっぱい成立の先送りをにおわせつつ、消費税増税を前政権同様、当初の計画どおり1997年に実施しようとしています。

「福祉のため」「減税のため」と言おうと、またどのように名称・看板をかえても、消費税の増税は国民生活を直撃します。

外国に比べて3割高とも言われる大型公共事業の浪費、大企業優遇の税財政制度、ふえ続ける軍事費など、政府はみずからの足元をこそ見直す必要があります。そうすれば「減税」「福祉」も、財源は得られます。

以上の趣旨に立って、左記のことを求める意見書を政府関係機関に提出していただくよう請願します。

一つ、いかなる名称・形式にかかわらず、消費税の増税・税率引き上げは行わないこと。

一つ、食料品非課税を直ちに実現すること。

一つ、消費税は廃止すること。

以上でございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

議長（林 則夫君） 以上で紹介議員の提案説明は終わりました。

それでは、ただいま議題となっております請願2号については文教民生委員会に、請願3号については総務委員会にその審査を付託いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りします。議事の都合により、本日の日程はこの程度にとどめ、議案精読のため、あすから9月13日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議がないものと認めます。よって、あしたから9月13日までの6日間を休会とすることに決しました。

散会の宣告

議長（林 則夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

次は9月14日午前9時30分から会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は長時間にわたり御苦労さまでした。

散会 午前10時28分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年9月7日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

9月14日(水曜日)午前9時30分開議

議事日程(第2日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 認定第1号及び議案第62号から議案第70号まで並びに議案第72号から議案第74号まで

日程第4 請願4号 戦後補償問題について意見書の提出を求める請願

会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

議員定数 26名

欠員 1名

出席議員 (24名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
10番	渡辺朝子君	11番	近藤忠實君
12番	続木重数君	13番	可児慶志君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

欠席議員 (1名)

14番 今井成美君

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	纈纈義昭君
教育長	渡邊春光君	総務部長	山口正雄君
民生部長	小池勝雅君	経済部長	可児文一君

建設部長	井藤實義君	水道部長	大澤守正君
福祉事務所長	高橋卓二君	教育部長	可児征治君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君	学校教育課長	丹羽一仁君
会計課長	田口茂君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林邦夫	係長	籠橋義朗
書記	勝野正規	書記	脇坂忠志
書記	溝口晴美	書記	山田美保

議長（林 則夫君） おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は24名でございます。したがって定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において6番議員 小池邦夫君、7番議員 村上孝志君を指名いたします。

一般質問

議長（林 則夫君） 日程第2、一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、質問をさせていただきますが、それに先立ちまして、鈴木市長、3期12年間、本当に御苦労さまでした。人口急増の中で、学校建設問題、また生涯学習センターの建設、また近くでは「花フェスタ '95イン・ギフ」の可児での開催誘致などと、たくさんの功績を残されました。ここに心からお礼と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、きょう傍聴席の方、帷子地区の自治会長さん、自治連合会長さんを含め、約14名の方が傍聴においでいただいております。帷子地区では、例年この9月議会におきまして、各自治会長さんからの要望、また御提言、御意見などを地元議員がそれぞれ分担し、そしてこの場で市行政側の方の回答をいただいております。また、この研修会をもとにして、地元で各自治会員の皆様方に御説明し、協力と理解を得ているところでございます。そのような意味もございまして、きょう、できるだけ前向きな回答をいただきたいと思います。

さて、本年特に要望の多かった案件は、昨年と大体同じようでございますけれども、緑地帯のり面の草刈り費用の補助要請、これにつきましては、緑、愛岐ヶ丘、鳩吹台より寄せられております。また、のり面の有効活用を、また転用利用というようなことで愛岐ヶ丘から

も出されております。そのほかに沈砂池の有効活用を緑から出されております。そして、本年10月より供用開始されます下水道跡地利用の関係で、浄化槽跡地の有効活用についてということで、緑、若葉台、そして愛岐ヶ丘から出されております。そして、これも毎回同じようなことを出されておりますけれども、公園の維持管理といたしまして、緑、若葉台、長坂、鳩吹、愛岐ヶ丘より出されておりました、その内容につきましては、遊具、砂、花木、高い木の処理に補助をというような要望も出ております。

そこで早速でございますが、質問に移らせていただきます。

昨年も9月議会において、この場で私の方から、団地周辺、また市所有地の有効活用というようなことで、特にのり面の草刈りについての御質問をさせていただきました。今回も同じような質問になるわけでございますけれども、昨年9月議会の内容を少し御説明させていただきますと、今、議事録を見て、ちょっと御説明させていただきたいと思いますが、平たん地や緩やかな斜面など、素人でもできることは、言うならば自分たちでできるところは自分でやります。しかし、足場の悪い急斜面や危険な箇所についてはそうはまいりません。自分たちの住んでいる、またお世話になっている土地であっても、しょせんは素人です。危険がつきまとい、万一、不幸にしてけがでもしたら、費用を含めて、だれが責任を負うのか。また、不慮な要素も多分にあり、一部では業者に委託しているというのが実情でございます。また、自治会で実施可能な部分、またものについては自分たちで維持管理するが、困難な場所、地形については、費用を含めて行政で対応すべきではないかとの質問。また、もしそれが無理であるならば、業者委託費用の一部を補助制度を設けてはいかがでしょうかと申し上げておりました。

これは何も帷子地区に限ることではございません。可児市全体にこのような団地、のり面は随所がございます。また、この質問をした後にある議員から、何も団地だけ、そんな一つの甘えじゃないのか。私たちは常に、例えば県道、国道、市道ののり面、またあぜ道などは自分たちで刈っているんだとか、道直しという制度が昔からあって、自然に自発的に住民でやっているんだというようなこともお聞きしました。しかし、後ほど述べさせていただきますけれども、この草刈りに要する費用は莫大な費用がかかるわけですね。このような私の質問に対しまして、昨年の回答でございます。「のり面の管理につきましては、大変な費用と、それから労力、いろいろな御負担をおかけいたしております。これまで自治会に管理をお願いしております公共施設についても、除草を初め、日常的な管理につきましては引き続きお願いをいたしたいと思っております。ただ将来的には市で管理しなければならない部分も出てくると思っておりますけれども、そういったことを念頭に入れ、これから十分考慮して考えていきたいと思っております」という回答をいただいて、その後で「のり面の中には管理上大変困難な部分もあるようです。一部業者さんにお任せしてやっていただいておりますということも聞き及んでおります。これまで経費的には市としても十分な対応はいたしておりませんが、古くは自治会の活動報償金として、その中に整備環境費として若干現在も含めてお支払いをいたしております」という答えがございました。

しかし、今回また同じような要望があった。言うならば、昨年のその回答に不満というんでしょうか、納得がいけない部分があるということだと思いますので、再度こののり面の草刈り業務委託費用の一部を補助していただけないだろうかということで、まず第1点目の質問とさせていただきます。

次に2点目でございます。沈砂池、調整池についてということでございます。

団地開発におきまして、当然都市計画法などによりまして団地造成するような場合には、大雨が降った場合に、一時的な鉄砲水を防止するために、また下流域の水収容能力を考慮して、調整池、また沈砂池をつくるのが義務づけられております。しかし、その調整池、沈砂池につきましても、いろんな法的にも難しい部分があるかもわかりません。また沈砂池、また調整池の機能だけでなく、かんがいの目的も含んでいるものもあるかもわかりません。しかし、この不要となったとは申しませんが、今現実にはあまり使わない、また必要ないと思われる、そのような施設については、その土地の有効活用を図るためにも、自治会に委譲、または使用させる考えはありますか、お尋ねいたします。

続いて、浄化槽跡地の活用についてでございます。

先ほども少しだけ述べさせていただきましたが、来月から土田地区、また帷子地区では若葉台、長坂の一部で公共下水道が供用開始されます。当然、今まで浄化しておりましたコミュニティプラントといいたいでしょうか、浄化装置、並びにその土地が不必要となります。その跡地をどのように活用されるのか、また検討されているのか、お伺いいたしたいと思っております。この件につきましては、昨年度から若葉台団地におきまして、市の方に要望、検討をお願いしているということでございますので、よろしくお伺いいたします。

次に4点目に移ります。

指定都市公園の維持管理についてということでございますが、現在、本市には都市公園22カ所、うち1カ所は県営可児公園を含みます。これを含めまして、はっきり分類はされておりませんが、幼児公園、児童公園、近隣公園、また地区公園など、約150カ所の公園がございます。その公園の所有権も可児市であったり、各自治体、部落であったり、個人所有などいろいろございます。指定都市公園におきましては、日常の管理を除き、可児市において修理、砂の補充などが行われてきており、問題はないのですが、指定都市公園以外の公園においては、俗に言う公園の5点セット、ブランコ、鉄棒、シーソー、滑り台などの保守・修繕は社会福祉協議会より、同一公園を除き3年間で5万円の補助をいただいております。その補助をいただき、自治会により保守・修繕を行っているわけでございますけれども、小額であり、また数の多い地区もあり、遊具、砂の補充、高木の剪定、また病害虫の駆除など、市の方で、費用を含め維持管理をお願いできないだろうか、また補助できないだろうかということをお伺いいたします。これまでも、たびたびこの問題が一般質問で行われておりますが、解決されておられません。市内どの地区でも同じ悩みを持っていることだと思っております。自分たちの使う公園です。コミュニケーションの場として、また自然に接する機会として、先ほどの緑地帯のり面と同じ、日常の管理はもちろん自分でやれることは自分たちでやりま

す。しかし、遊具の補修など、放置しておれば危険なもの、事故の起こりそうなもの、また高木の剪定、病害虫の駆除など、素人がやることは無理であるというようなものについては、事安全に関する問題でございます。このような作業は専門家に依頼するほか方法はありません。どうか都市公園以外の維持管理につきましても、都市公園並みに、せめて危険な箇所、また病虫害などの難しい部分などは市の方でお願いできないだろうかと切望いたします。

昨年9月議会におきまして、可児市でも文化のバロメーターと言われております公共下水道、また都市公園などを今後もふやしていくについては、非常に労力と、また時間、金もかかるが、しかし、もうこのような時代です。というようなことで、公園維持係などを設置すべきじゃないかと申し上げました。それがことしの4月から公園維持係が配属されております。将来には、この公園維持係ではなくて、公園保安課ないし部というものが必要じゃないでしょうか。今のうちから検討する必要があるかと思えます。

次に5点目に移らせていただきます。今後の水対策について、お伺いいたします。

昨年と打って変わったことしの猛暑、異常渇水は、水の国、木の国、そして木曾、長良川という2大河川を擁する岐阜県にあっても例外ではありませんでした。木曾川水系をその水源とする東濃用水、可茂用水道の断水予定は、関係市町村、住民に大きな影響、また不安を与えました。幸い小雨の降雨、そして下流域における農業用水などの節水協力により緩和されまして、市民に毎日節水と呼びかけてはいるものの、ほっと一息ついているところでございます。しかしながら、長期にわたる猛暑と干ばつはダムの貯水量を上げるまでには至っておりません。今後も日常的な節水努力が必要であるとともに、ことし限りではないかもしれません。

当市の渇水災害状況は、特に立ち木枯れについて絞ってみますと、市道の植え込み関係が、サツキ 1,214本、ヒラドツツジ 1,762本、ハナミズキ 4本、カイヅカイブキ 2本、計 2,982本、これは市道の植え込みだけです。次に市庁舎関係の立ち木枯れが 2,524本、福祉事務所関係が 1,377本、ユトリピア 4,363本、中学校では5校で 1,898本、小学校では10校で 3,658本、公民館関係 1,606本、社会福祉施設 333本、計 2万51本立ち木枯れを起こしているんです。2万51本です。これは金額にして 5,490万 1,000円です。樹木の枯れ木だけで被害総額 5,490万 1,000円です。約 5,500万として県の方には報告されております。

無限にあると思われがちな水について、生活を見直し、水の大切さ、とうとさを自覚できたことは一つの教訓になったとはいえ、今夏の異常渇水は気象条件によるものが大きいとは言いながら、今日までの水源確保がダム依存中心で、その補完対策が講じられていなかったことに原因の一たんがあり、今後かかることのないように、生活用水確保のため、安定して、そして豊富で良質の水供給の必要があります。

そこで質問させていただきますが、地下水の水量と水質管理の体制づくりについてでございます。当市ではすぐ隣を木曾川がとうとうと流れております。しかし、自由に使える水がないのです。使える水の確保、いわゆる自己水の確保でございますが、地下水、井戸水を含め、その保全、調査、水源確保に対する技術、財政の援助、水質検査体制、また水質監視体

制を強化され、水量、水質管理の体制を整える必要があると私はと思いますが、そのお考えはいかがでしょうか。

次に水の有効活用についてでございます。

限られた水を有効に使うために、また活用するために、今後、改良、並びに建設される施設に対しては、雨水の垂れ流しを防ぎ、地下浸透を図るための路面舗装など浸透方式を推進する必要があると思います。また、このような施設を先陣を切って公共施設には地下貯水装置を設置させ、下水処理水、植栽、散水、雑排水、そして聞きなれない言葉でございますが中道水に活用するなど、水のリサイクルを図ってみてはいかがでしょうか。既に、先日、新聞に出ておりました、関市役所の新庁舎には雨水利用の貯水装置があるそうでございます。また、愛知県の芸術センター、名古屋市総合体育館など、雨水の再利用のための貯水槽があるそうでございます。また、下水道処理水を活用して、福岡市、蒲郡市などは水のリサイクルに努めております。

次に良質の水源確保についてお伺いいたします。

水は天与のものではなく、つくるものとの観点から、保水能力に最大限の機能を持つ山林、森林、田、特に田んぼ、畑は流域全体の問題としてとらえ、その保全のため調査、点検を強め、良質な水源の維持が必要であると思いますが、どのように対処されるのでしょうか、お伺いいたします。

最後に図書館分館についてお伺いいたします。

公共図書館の基本的機能は、平成6年度6月に刊行されております、皆さんにもお配りされております平成6年度図書館要覧によりますと、まず資料を求めるあらゆる人々に資料を提供するところである。次に、公共図書館は住民が住民自身のために住民自身が維持している機関である。資料を求める住民すべてのために無料でサービスし、そのサービスが評価されなければならない。また、公共図書館はあらゆる人々にとって、年令、信条、職業などによってサービスに差があってはならない。公共図書館は全住民がどこに住んでいようとも、最も効果的な方法でサービスを受けられるようすべきであると述べられております。そして、方針として、図書館網の充実を図り、住民のだれもが気軽に利用できる運営体制の推進としております。

現在、可児市の市立図書館の蔵書数は11万6,000冊でございます。登録者数は2万8,169人、全人口の32%の方が登録してみえます。貸し出し冊数は平成5年度で27万4,839冊、1人当たり9.7冊と、非常にたくさんの方々に御利用いただいております。昨年10月には帷子分館の開設、そして来月には桜ヶ丘公民館にも分館のオープンを控えております。

そこで、桜ヶ丘分館開館に先立ち、また現在の帷子分館の利用状況を調べてみますと、5年度図書館要覧に記載されていない平成6年の4月から8月までの実績では、5ヵ月間で入館者数延べ1万738名、月平均2,147.6人、1日当たり93.4名の方が入館されております。その中で新しく図書館利用のために登録された方々が343名、月平均でまいりますと68.6人となります。貸し出し冊数が2万4,508冊、月平均で490.1冊、予約図書、月平均76.6冊と

なっております。月平均 4,901.6冊、また後ほど述べますが、そのほかにレファレンス、いわゆる口頭が71.8件となっております。

また蔵書数は、開館時に 660万円の予算で 4,773冊、その後、補正予算、寄附などの追加によりまして、平成 6 年 7 月現在、一般図書が 4,993冊、児童図書 1,357冊、絵本 1,273冊、紙芝居 197冊、A V 関係32本、これは寄贈品でございます。計 7,852冊でございます。この中には寄贈本約 1,000冊も含まれております。一方、分館で購入したのは、開館時に 4,773冊、補正予算 586冊となっております、計で 5,359冊となっております。なお、申し添えますが、先ほどの貸し出し冊数には、意外と利用者の多い寄贈本の数値は含まれておりません。また新規加入者は、開館以来約 1,000名。帷子地区の市内全域に占める加入率は、7月ないし8月の新規加入者 343名を加えますと、27.64%となっております。このような数値から見てみますと、利用者数、貸し出し数、また登録者数の増加に比較して蔵書が少ないというのが実感であります。また、実績でもございます。これは月平均、貸し出し冊数が 4,901.6冊に対し、蔵書数は全部で 7,852冊、極端な言い方をさせていただくならば、1.6ヵ月で全部の本を読んでしまうということになります。そこで、市民の豊かで文化的な感性、また生涯学習醸成の場として位置づけている図書館でございます。もっと魅力のある場として、市民のたくさんの方々の集いの場として活用するために、桜ヶ丘分館を含め、予算的に難しい面は十分承知いたしておりますが、今後の蔵書計画をお伺いいたします。

二つ目に予約図書の配本でございます。現在、毎週木曜日の1便だけでございます。本は、いつでもどこでも、また、どこにいても読みたい本をすぐ読みたい。そして読める、これが理想ではないでしょうか。そこで、予約本の配本便をふやしてほしいと熱望いたすのですが、いかがでしょうか。

以上で一次質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

自治会から毎年多くの要望をいただいておりますが、なかなか十分な対応ができていないということで、申しわけなく思っておるわけでございますが、予算の関係もございまして、毎年積み残しが多いというような状況でございます。私も過去12年間、市長として市民のために努力してまいりましたけれども、残念ながら十分なことができなくて、大変申しわけなく思っておるところでございます。

そこで、第1点ののり面等の費用の補助の問題でございます。確かに昨年もそういう御答弁を申し上げました。自治会の方に環境整備の委託料として、昭和58年度までは交付しておったわけでございますが、59年度からは、その分を自治会活動報償費に包含して交付しておるわけでございます。既に団地自治会は公共施設管理協定、あるいは管理上の取り決めがあり、その中で自治会の費用により、集中浄化槽の管理同様、緑地帯のり面の草刈りについては、一部業者委託等に対応していただいているようなわけでありまして。また、住宅団地以外の自治会についても、いろいろな慣習により、先ほどもお話がございましたように、道直し

とか、いろいろなことで、自治会で管理していただいている部分もあるわけでございます。さらに、特定の受益者のある、こういったのり面のみでなく、圃場隣接地等では、圃場所有者によるのり面の草刈り等をしていただいております。業者委託費用の一部補助とのことでございますけれども、住宅団地管理には住民が直接管理ができないものもあるわけでありまして、それは技術面、安全面、労力面によると考えられます。環境整備委託料が包含されている自治会活動費は、年額1戸あたり850円を市から補助させていただいております。現状としてはこの程度でひとつ何とぞ御協力を賜りたいと、かように思うわけでございます。もちろんこうした問題について、十分ではございませんし、御不満もあるわけでございますけれども、限られた予算の中で、やはり今、福祉の充実ということを第一番に上げておるわけでございますが、その環境指針さえもなかなか達成できない現況でありますので、そうした面については、ひとつ自治会でもいましばらく御協力を賜りたいと、かように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に沈砂池、調整池の問題でございますが、調整池につきましては、森林地域から住宅地に用途変更したことによりまして、雨水の増加分を降雨時に一たん雨水をためて、その後、下流の河川に対し、自然に徐々に放流するものでありますから、基本的には将来にわたって不要になることはなく、必要と考えられております。

さて、沈砂池につきましては、森林地域から住宅地に用途変更したことで、河川に流れ込む前に土砂をためる機能があるわけですが、年月がたつに従いまして土砂の流出が減少してくるわけで、いずれ沈砂機能としては不要となると考えられております。しかし、沈砂の機能しか持たない池については開発許可制度の誕生前のものが多く、この時期の規制には、先ほどお話ししました調整池の設置が義務づけられていませんので、調整池の機能を結果的に兼用しているものがあるわけですね。したがって、依然として沈砂池の存続が必要と考えられる場合がありますので、個々の事例として、他の要因を含めて検討した上、沈砂池を存続すべきか、再整備すべきか、あるいは廃止すべきかを判断すべきと考えます。その上で必要がなければ、貴重な公共用地として有効に活用を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に浄化槽用跡地の活用の件でございますが、木曾川右岸流域下水道の整備によりまして、住宅団地の集中浄化槽用地の跡地については、その機能は不要となるわけですので、不要となった土地については、公共用以外の利用は別にして、公共用地としての利用に何ら支障があるところではないところですので、現在、公共用にどのように利用できるかを含めて、その活用について検討中でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、指定都市公園以外の公園の維持管理についてでございますが、先ほど議員御指摘のように、市内には約150カ所の公園がありまして、維持管理体制は市や地元自治会など、さまざまな対応になっております。また、近年は遊具などの老朽化が進み、遊具の補修や砂場の砂の補充、及び高木の剪定など、費用面での問題を抱えておるわけでございます。もちろん市でもこれらの問題は地元自治会と協議し、取り組める件に関しては積極的に管理してい

ます。先ほどお話にございましたように、今年度より都市計画課に公園係を設置し、将来にわたりすべての公園の維持管理の体制づくりを検討している段階でございますけれども、特に日常的な管理、除草、花壇の手入れ等、地元自治会等のボランティア活動を積極的に得ながら、市民のための公園づくりの意識を高めつつ、維持管理の検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、今回の異常湧水の問題についての地下水の保全調査、水源確保の必要性についてでございます。今回の湧水により井戸水等の活用を図るために、広く揚水可能な井戸の調査を自治会に依頼しましたが、大腸菌やその他の細菌で汚染が進み、一部を除き飲料水としては不適合との結果が出ました。これは家庭から排出される雑排水が原因であると言われており、本市での家庭用井戸程度の浅いものは飲料用としては難しいと思いますが、御承知のとおり上水道は県の水道に依存しておるわけでございます。県は水源として地下水の調査費を9月県議会に上程したというふうに伺っておるわけでございます。その他水源確保としては、湧水ダムの建設等を要望してみたいと思います。なお、水質検査体制につきましては、現在、家庭用飲料水の検査は保健所と、民間では総合保健センター、寿和工業で行うことができるわけでございます。今後もこれを利用していただくことでいきたいと思っております。個人の検査手数料の援助については現在のところ考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

なお、今後の水確保の問題、あるいは浸透方式の路面舗装、雨水貯水有効利用等の問題でございますが、かねてから水のリサイクルについては関心を払っていたところで、路面舗装の浸透式を検討させ、実施できるかについては、今、今年の異常湧水を体験し、改めて水のリサイクルの重要性を再認識した次第でございます。御提案の路面舗装の浸透方式ということにつきましては、やはり水が浸透するように、普通舗装よりそれだけ舗装面を荒くするわけですから、耐久性は低下します。また、路盤も過度に水を含めば崩れやすくなりますし、目詰まりの問題、経費面においては5割増しほどになりますので、荷重のかかる利用量の多い車道の普及には問題があると思っておりますけれども、公園内の園路等、歩道では有効であり、先ほど申したとおり、既に本市においては、川合公園、鳴子公園、小淵ため池周遊道路などには浸透方式舗装を取り入れておるところでございます。また、県道については、先ほど県の土木部長もこの浸透方式を採用したいということで検討を進めておるといってお話を伺っております。

次に、公共施設に雨水を貯水して、下水処理用水、植栽用水等に活用してはとの問題でございますが、私もこれからの時代は考えていかなばならないことだとは思っておりますが、可児市は新興の都市であり、またまちが成熟していない、社会資本の整備がまだまだ必要な時期において、経費面ではどうかということ、逆に今だからこそ対処しておくべきだということもありますので、今後すべての公共施設とはまいらないまでも、検討すべき事柄と考えておるわけでございます。多分関の新庁舎はこの新庁舎をつくるときに、この対策を講じたわけでございますが、聞いてみますと約5,000万かかったようでございます。既設の建物で

はこの利用には相当問題があろうと思いますので、新しい今後の建物については検討する必要があるというふうを考えておるわけでございます。

次に水源の確保の問題でございますが、今、議員御指摘のように、こうした森林の保全等によって水源を確保しなきゃならないという時代になってきておるわけでございます。私もこうした問題についても積極的に取り組んでまいりたいというふうを考えておるわけでございます。現在、本市の上水道は益田郡金山町にある岩屋ダム、自家用工業用水道の水源は長野県王滝村にある牧尾ダムと木曾川水系のダムに依存しているわけでございます。地上で最大の保水能力を持つのは森林であるわけでございます。森林土壌は日本の年間総雨量の3分の2までを浸透させる緑のダムだと言われておるわけでございます。今日、水源地域においてもリゾート開発に限らず、いろんな開発が及んでおるわけでございまして、水源地域の開発と森林保全の問題は、単にその地域の問題だけとしてとらえるのではなくて、流域全体の問題としてとらえることが必要だと考えております。

今の水道料金は水価のみで、森林保全コスト、つまり原水価という考えは理解されていないと言われております。しばらく前でしたけれども、国土庁の発案で水源税構想というものが浮上したことがございますけれども、理解が得られなくて廃案になったわけでございます。しかし、下流の開発によって水需要が増加したが、上流はこれら水確保のために森林を確保し、旧態依然たる生活に甘んじよということでは、とても水源である上流の理解を得られないところでありましょう。このため、東海3県1市では、木曾3川水源造成公社をつくりまして、水源地域市町村で分収造林事業、水源涵養、広域森林取得事業及び公社有林の造林事業を行い、さらに森林に植林を行っておるわけでございます。これは3県1市、並びに上流の岐阜県の24の市町村、森林組合が社員となってやっておるわけでございます。また、最近の新聞で見ますと、矢作川流域では水源地域のために水道利用者にトン当たり1円の上乗せをしたいというようなことが検討されておるわけでございます。これら水源対策には、御指摘のとおり、流域全体で、あるいは国を挙げて取り組むべき問題であるために、上流の水源地に理解の保てるような水源森林の大切さを認識するとともに、森林の保全は流域環境問題とあわせて、国の施策として積極的に推進していくように、機会をとらえて語りかけてまいりたいというふうを考えておりますとともに、この機会に水の大切さというものを我々も十分認識したわけでございますので、今までの水をふんだんに使うことじゃなくして、節水都市というものを考えていかなければならないというふう考えております。幸い農業用水の転用等で断水は免れました。今、水源である岐阜県が持っておりますダムは枯渇しておりますけれども、木曾川の自流水で断水なくいけるというのは、木曾川というのはやはり大きな川で、そうした恵まれた水があると。自流水で断水回避できたということも、これは感謝しなければなりませんし、これはやはり上流の地域の皆さんに対しても、私どもは敬意を払っていかなければならないというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 村上議員の質問のうち、図書館分館につきましたの部分について、私からお答えを申し上げます。

議員御指摘のように、図書館は生涯学習、まちづくりの推進の上から大変重要な拠点であるというふうに私も考えておるところでございます。したがって、年々増加いたします読書に係るニーズにおこたえするとともに、地域の市民の皆さんが相集い、触れ合う場としても重要な施設であるというふうに認識をしておるところでございます。そのような意味から、昨年度は帷子公民館内に分館を開設いたしました。また、本年度は10月から桜ヶ丘公民館内に分館を開設する予定でございます。

御質問の第1点、分館の蔵書数が少ないのではないかとということでございます。議員が示されました数字と多少食い違う部分があるかもしれませんが、後ほどまた精査したいと思っておりますけれども、昨年10月に帷子分館が開館いたしました時点では5,280冊で発足したように報告を受けております。そして、この8月までの利用状況でございますが、利用者は2万1,600人、1日平均で約87名、貸し出し冊数につきましては4万9,446冊で、1日平均約200冊というふうに聞いておるところでございます。蔵書数につきましては、その後、先ほどお話がございました寄附、並びに購入等で2,830冊の増加を見まして、現在8,110冊の蔵書があるように聞いております。そこで、今後につきましたの対応でございますが、予定といたしましては年間に約3,000冊程度を補充していきたいというふうに思っております。最終的には帷子分館の蔵書は2万冊を予定しておるところでございます。もちろんその2万冊、最終整備いたしましたとしても、それだけで十分というふうには思っておらないところでございます。現在も本館との一体的な利用ができるように、オンラインシステムによりまして、皆さん方のリクエストにおこたえして、便宜を計らっておるところでございます。

そこで、質問の二つ目になるわけでございますが、そのリクエストにこたえて、配本の回数をもっとふやしたらどうかという御質問でございます。もちろんできるだけ多い方がいいというふうには思っておりますが、現在の体制の中で、なかなか困難な面もありますので、今後、桜ヶ丘の分館の運営と関連しまして、他の方法等も含めながら、配送方法について効率的な運営を考えていきたいというふうに思っております。なお、その地域での図書館が皆さんに愛され、喜んで集まっていたいただけるような図書館になりますように、サービスの充実についても今後努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

〔7番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） ありがとうございます。御丁寧にお答えいただきまして、本当にありがとうございます。

質問のうちの最初の部分でございますけれども、いろいろとまだ申し上げたいこともあるわけなんです。地域事情、また全市的な規模のことを考えますと、そう強いこともまたお願いもできないなというふうに思っております。

ただ1点でございます。市長の方からお答えいただきました指定都市公園の維持管理でございますけれども、この件で、先ほども強く申し上げておりましたが、自治会の方に移管する、またお願いするのはいい。また修理などでもある程度はやれると思うんですね。ところが、やはり危険を伴う、例えばけがでもしそうなところ、その公園、例えばブランコがぶら下がっていた、けがしちゃったというような場合、やはりそういう安全面に関する修理、保全というものは、しっかりした技術者、また言うなれば専門業者の方をお願いしてやるべきじゃないかなというふうに私は思うんですね。それと高木の剪定、いろんな地域によってそれぞれ違うわけでございますけれども、その地域でそれなりのこと、例えばのこぎり、チェーンソーなどでも、持っている地区であればいいんですね。ところが、そういうものを持っていない地区であるとか、病害虫の駆除といいましても、そうそうどこにでもあるもんじゃないと思うんです。そういう部分については、やはり市の方でお願いできないだろうかというふうに思うわけでございます。

それと、やはり将来的には、先ほども述べましたように、公園係、また都市公園係というようなものではなくて、部、課というような、全面的にやはり、公社とまでは申しませんが、そういうもので公的な部分で対処していく必要があるんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

次に水確保策でございます。市長も本当に御丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。ただ一つ残念なことがあるんです。県に要望する、また国の方の施策だというようなことでございます。が、しかし、やはり私たち可児市8万6,000の市として何かできることはないだろうかというふうに思うわけです。もうすべて国・県に頼り切りというんじゃないで、可児市でこんなことをやったんだ。例えば可児の場合ですと、有名なほどゴルフ場がたくさんございます。ゴルフ場などでもコース以外のところ、今、松や何かきれいに植わっているんですけれども、ああいうところでも、杉、桧、また松というように保水力の低い松よりも、保水力のあるような木を植えるように少しずつお願いしていくとか、例えばそのほかでも、先ほど貯水槽のことをお話ししましたがけれども、3日前ですか、江南市、ミサワセラミックス、あそこなどでも伏流水というんですか、そういうものを会社独自で再利用している。約500万だったということらしいんですけれども、それに対して水不足による操業停止ということもなかったというふうに伺っております。ですから、そういうような水などでも、例えば水をたくさん使うような工場、また企業などがございましたら、市の方で少しでも補助しまして、そういうような水の有効活用を図っていくという方法もあるんじゃないかなというふうに私は思います。

そのほかに、地下水のことになるわけなんです、先ほど市長の方からも御回答いただきましたように、県の方では550万円の補正予算を組んで地下水の調査というようなことを言っておられます。新聞の方でもいろいろと載っておりますけれども、その部分の市独自で何かやれないだろうか。また、丸山ダム、あそこも25メートルかさ上げするというようなことも、新聞等でちょこちょこ伺っておりますけれども、あそこの表流水というんでしょうか、

不特定用水というんでしょうか、そういうところからでも、やはりある程度の負担が必要になるかと思えますけれども、水利権というものを取っておく必要もあるのじゃないかなというふうに私は思います。とにかく市民が文化的で、また衛生的環境の中で生活できるよう、水需要予測を推計して、保水能力の推進、また自己水源確保、水のリサイクルなど、今後とも一層進めていかなきゃならないわけなんですけれども、そのような意味で岐阜県東部広域水道投資計画というのも示されておりますので、そこら辺のところでもたまたま勘案しながら、この水を、できるだけ自己水を確保するという方向で検討いただきたいと思います。

公園関係で一つ言い忘れておりましたが、林義弘議員が公園の砂について発言されたことがございました。そのとき、いろいろと大腸菌、また回虫卵というんでしょうか、そういうので各自治体でも非常に困っているようです。新聞の記事をいろいろと集めてみました。その中で、ちょっと時間が長くなりますけれども簡単に読んでみたいと思うんですが、これは「犬や猫のふんで汚染されて、砂場の砂総入れかえ」、埼玉県戸田市でございます。「市内75カ所の公園、いたちごっこの声も」という題名でありますけれども、ちょっと読ませていただきます。「犬や猫のふんによる砂場の汚染が問題化している中、戸田市はこのワン・ニャン公害対策として、市内75カ所の児童公園、都市公園の砂場の砂を全面的に入れかえることを決め、20日作業を開始した。行政区域内の砂場の砂を一斉にかえるのは県内では例がなく、全国的にも珍しい」という。「市がふん公害に乗り出したのは去年、県動物指導センターが全国的に実施した汚染要綱がきっかけで、同市の公園5カ所を含む、県内の公園65カ所を調査したところ、16カ所で人体に感染すると脳炎や消化器障害を引き起こす可能性がある回虫卵を検出。同市内の公園1カ所でも回虫卵が見つかった」というふうでございます。このようなことで、途中割愛しますが、「入れかえ作業を開始したのは、市内75カ所の公園のうち、全部改修工事を予定している2カ所を除くと、72カ所全部、各砂場を深さ約32センチ掘り下げて……」、そこでいろいろと方法はあるわけなんですけれども、今、抗菌剤、言うなれば、もう御存じの方もたくさんあるかと思いますが、燐を主材料にした一つの砂、礫状化したものでございますね。それが今出回っているんだそうです。ちなみに、これは名古屋市の場合ですけれども、名古屋でもまだテスト中でございますが、また多治見の方でも、この抗菌剤、いわゆる砂を利用しているということでございます。将来的にもこのようなことで、砂場の補修、入れかえなどについても市の方でお願いしている部分と、反面、先ほどの自治会の要望の中でも一部出てきていたんですが、各自治会の皆さん方の御負担金ということで取らせていただいたわけなんです、特に若葉台の場合ですと、砂の補充代ということで5万円から10万円、鳩吹台の場合ですと、すべて含んで25万円、愛岐ヶ丘の場合が年約30万円、そして緑の場合が、砂代といたしまして、砂の補充で40万円というふうで、やっぱり自前で調達しているんですね。ですから、その砂はもちろんそういう犬、また猫などのペット公害によるものもあるかもわかりませんが、やはり今後はこういう1回施用したら3年ぐらいはもつような、そういう物質もまた検討すべきじゃないかなというふうに思っておりますので、また検討の方をよろしくお願いいたします。

水問題でございますけれども、今、市長の方からもいろいろといただきまして、難しいことも十分わかりますが、独自のものをお願いいたしたいと思えます。

最後に図書館分館の件でございますが、確かに教育長のお答えいただきましたような部分、よくわかります。ただ一つ、私もびっくりしたことがありました。この配本回数の増加ということでございますけれども、これは、今、オンラインシステムで本館との連携を密にし、本でも入れかえや何か、送ったり送られたりするということでございましたが、今のオンライン化というのは、私の見間違いかわかりませんが、一応お客様がこの本が欲しいということで注文します。そうしましたら、オンラインによるコンピューターで本館にその本があるかないかということを確認します。その後注文です。注文はまた別個で電話でやっている。1週間に1回しかないわけですから、長くて1週間かかるわけなんですけれども、今そういう状況でございますので、今度、本館でその本を欲しいということで借りたいという方が見えたときに、今この本はもう予約が入っていますのでお貸しできませんというだけの機能だというふうに私は感じました。ですから、やはり本を迅速、また有効的にたくさんの方々に読んでいただくためには、その窓口で、この本を読みたいということ、予約をしてくださいということであれば、端末を叩く。即、本館の方にもそれが予約として登録される必要があるんじゃないかなと思うんですが、本当の意味でのオンライン化の有効な活用をお願いいたしたいと思えますが、回答の方、お願いいたします。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 最初に公園の問題についてお答えをいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、公園の管理については自治会等をお願いをしておるわけでございますが、今、御指摘の遊具の点検、あるいは高木、そうした問題については、やはり危険性もありますので、十分私どももこれから考えていかなきゃならんと。これは公園係の一つの仕事であろうと私ども考えておりますが、まだことし発足したばかりで、まだ十分、今、現況把握等をしておるところでございますので、その後において、どういうふうにするか検討してまいりたいというふうに考えております。

また砂の入れかえの問題については、去年だったかの議会でも御質問がございましたけれども、単なる入れかえだけでは、またすぐだめでございますので、そうした抗菌的なものが、私どもも今聞くのが初めてでございますので、よく研究をいたしまして、単なる入れかえじゃなくして、犬、猫が入らないようにするということが不可能に近いと思えますので、そうした方法があれば、考えていかなければならないというふうに考えております。

また水の問題でございますけれども、水源は、今、私どもは県営水道で受水をしておるわけでございます。だから、市独自で、例えば井戸を掘ってやっても、これの施設をつくらうとすると、何10億という施設が要るわけでございます。だから、市単独でそうした施設をつくることは不可能であろうというふうに考えております。

それと、地下水の利用については、実は水道を始めた当時、大変私ども、水利権がなく、ダムにくろ（畔）に井戸を掘れば水が出るだろうということで井戸を掘りましたけれども、

十分な水が出なかったという経緯があるわけでございます。そうしたことから、やっぱり公共的な水の利用をするだけの水量は地下水では得られないということが可児市ではあるわけでございます。そうしたことから、水源を今県水に頼っておりますし、将来の水利用についても、今の工業用水の転用で賄うと。これは水利権を県が持っておりますので、これが利用されておられませんので、今回の岐阜県東部の水道整備計画の中にも組み込まれておるわけでございます。20年後も十分その水で対応できるということで県は試算をいたしておるところでございます。ただダムが枯渇しますと、大変ことしのようなことになりますけれども、農業用水、これはなかなか難しい問題がございます、水利権というものは。農業用水は別にダムで負担して取っておるわけではなくして、いわゆる自流水から慣行水利権として取っておるわけでございます。これが非常に大きな量でございます。ところが、愛知県の今の農業用水を取っている地域を見ますと、農地は正直言って25%は減っておるわけでございます。当然余裕があるはずでございますが、ただこれを取り上げるということはなかなか難しいわけでございますので、話し合いということで、今回の渇水についても、そうしたルールがはっきりしておらなかったということから、3県の知事、あるいは通産、農林、そうしたところが協議をいたしまして転用をしたというような経過があるわけでございます。特に愛知用水については、愛知用水通水時から考えますと、新聞報道によりますと、人口で21%、使用料で42%がふえておるようでございます。だから、当然、今の牧尾ダムを水源にしておるわけですが、牧尾ダムの水利権だけでは足らなくて、毎秒 2.5トンが自流水から賄っておるというような話が出ておるわけでございます。そういうことを考えますと、この水の問題についてはなかなか難しい問題がございますけれども、幸いにして県水については工業用水の転用という水利権があるわけでございますので、当分は十分あるであろうというふうに考えております。水利権そのものについては、ただこうした渇水時になりますと、例えばこの岩屋ダムが水源でございますけれども、ダムの水がなくなれば非常に難しいということもございませぬけれども、市民の皆さん方が大変節水にも協力していただきまして、可児市はやはり節水都市になってきたんではないかというふうに考えておりますが、この程度ならば、ことしのような全然雨が降らないときでも、何とか断水なしに行けるんではなからうかというふうな考えを持っておるわけでございます。

ただ地下水利用について、個人、あるいは会社等で利用される分については、これはやっていただいて結構だと思いますし、例えば東濃病院は、今回約 1,000万余かけたようございますけれども、井戸を掘りまして、これをトイレとか、あるいはその他の飲料水以外に使用しておるというお話を聞きました。これは今度の渇水騒ぎによって急遽井戸を掘って対応したと。幸い水脈がよくて、十分あそこの病院が賄える水量が出たという話を聞いております。そういうことについて補助したらどうかというお話でございますけれども、そういうものについての補助というのは今のところは考えておりません。そうでなくても、この給水量の減ったことによって、今年度で水道会計に約 2 億ぐらいは一般会計から補てんしなければ、これは住民に負担させるわけにはまいりませぬ。水道料金に負担させるわけにはまいりませ

るので、そうした問題もございますので、今のところは補助は考えていないということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） お答えいたします。まずオンラインシステムの活用についてであります。私も機器のことを詳細に承知しておるわけではありませんので、ここで即答はできかねますけれども、主に蔵書の検索等を中心としたシステムになっておるといいますから、今御指摘のような状況にあるというふうに認識はしております。したがって、これの改善につきましては、機器を変えなければならぬものなのか、あるいは現行の中でそういう対応ができるかどうか、一度検討してみたいと、そう思っております。

それから、配送回数の増加についてでありますけれども、現職員体制の中で回数をふやしますれば人員も必要でございますので、現況のままでは非常に困難であるかというふうに思っております。したがって、関連各部とも協議の上、今後暫定的にでも対応していただくというふうに思っておりますのは、連絡所のメール等の活用等も含めて、一度検討してみたいと思います。10月に桜ヶ丘公民館に分館を開設いたしますので、両分館の運営にかかわって一度検討をした上で、改善すべきところは改善していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

〔7番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） はい、ありがとうございました。まだまだいろいろとお伺いしたいことがありますけれども、まだあと地元の議員の方も御質問ございますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で7番議員 村上孝志君の質問を終わります。

18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） 18番議員 村瀬日出夫でございます。許可を得ましたので、一般質問をいたします。

その前に、この場をかりて一言だけ鈴木市長にお礼を申し上げておきます。

鈴木市長と私は議会を通じて10年余にわたるおつき合いでございます。その間、私は福祉、福利関係について大変重荷な質問をするなど、御迷惑をかけましたけれども、非常に誠意を持って事に当たっていただけました。まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

それでは初めに、現在は身近な都市、町村においては、高齢者保健福祉行政の積極的推進が強く要望されているところであります。去る8月28日、可児市社会福祉大会が福祉センターで開かれ、多数の参加がありました。その大会決議の一つに、1．社会福祉施設の拡充、2．在宅福祉サービスの充実強化が強くうたわれています。そこで、私の質問は地域福祉に絞りまして、次の4点を行うことといたします。

まず第1番は福祉のまちづくり条例の制定についてでございます。地域福祉の対応には、

住みよい福祉のまちづくり基本計画、並びに老人保健福祉計画が策定されて、可児市福祉の環境整備をされているところであります。高齢化社会を踏まえ、年寄りや障害者に優しいまちづくりの促進を図るため、福祉条例を制定する考えはありませんか。

2番、高齢者在宅介護支援施策の実現について。市の老人保健福祉計画にある在宅介護支援センター、老人訪問看護ステーションの整備、設置に速やかに取り組んで、危急に対応する老人に生きがいを与えるよう強く要望いたします。

3番目、老人保健福祉制度の理解、啓蒙について。老人のための保健福祉施策の推進は、今後の老人社会福祉のあり方として、広く老人初め一般に理解されなければなりません。計画ダイジェスト版とは別に、絵、図表等を用いて平易に解説するパンフレットを作成し、特に高齢者を対象とする理解と啓蒙を図られてはどうか。

4番目、福祉分野における企業の社会貢献活動について。企業の福祉社会貢献活動はボランティア活動の拡充や市民参加による地域福祉運動の振興など、大きな力になると考えられます。企業への働きかけ、啓蒙に心されたいと願うものであります。以上であります。

質問は簡略に、回答は丁寧・親切にともなわれております。どうかよろしく願いいたします。以上で終わります。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 村瀬議員の質問にお答えいたします。

最初に福祉のまちづくり条例の制定についてでございますが、現在、市が推進しております住みよい福祉のまちづくり事業は、ノーマライゼーションを基本理念といたしまして、障害者やお年寄りを初めとする社会的弱者に優しく住みよいまちは、すべての市民に優しく住みよいまちであるという基本的な考え方に基づいております。昨年度は福祉環境整備を進める技術上の指針として、市福祉環境整備指針を策定しました。住みよい福祉のまちづくり基本計画ではこの指針をもとに、まず公共施設の改善・整備を積極的に進めていくとともに、民間の公共性の高い施設についても、福祉環境整備の推進に向けて市から前向きに働きかけをしていく方向を打ち出しております。議員の御提案のような条例による規制化もその方策の一つとして考えられます。しかし、福祉のまちづくりを進めていく一番の原動力は、やはり福祉の心、すなわち市民が自発的にお互いが支え合っていく思いやりのある優しい心だと考えます。本市の現在の段階では、条例化よりもむしろそうした心を育てる、そうした心に訴えていきながら、民間レベルの自発的な整備・推進をまず優先していきたいと考えております。そうした市民の心づくりや自発性を促すための啓蒙事業を初めとする働きかけは、今後とも積極的に進めていく所存でございます。

次に、高齢者の在宅介護支援施策の実現でございますが、可児市の老人保健福祉計画では、高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して生涯を過ごせるような地域福祉社会づくりが最大のテーマになっております。たとえ不幸にして寝た切りや痴呆などで介護を必要とすることになった場合でも、できる限り在宅での生活が続けられるよう、在宅介護の支援施策の整備・充実を図ることを最も重要な基本目標といたしております。御質問の在宅介護支援センタ

ーと老人訪問看護ステーションの整備につきましては、計画の中でも在宅福祉3本柱と言われるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの充実とともに、その整備を重要施策として位置づけているところでございます。在宅介護支援センターにつきましては、在宅介護に関する相談、指導を行い、必要な公的サービスを受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うなど、地域ケアの中核として位置づけられる重要な施策と言えます。現在、社会福祉法人共助会により、平成7年6月開設を目指して建設が進められております特別養護老人ホーム春里苑に併設され、市の委託事業として運営されることになっております。また、老人訪問看護ステーションにつきましては、要介護老人のかかりつけの医師の指示に基づいて、ステーションに所属する看護婦等が居宅を訪問し、病状観察や療養上の世話など、看護サービスを提供することを目的とする施設でございます。その実施主体としては、地方公共団体、地域の医師会、医療法人、社会福祉法人などとされております。医師との密接な連携のもとに運営される必要があることから、医師会が実施主体として望ましいと考えられます。現在、可児医師会において実施の検討がなされているところでございますので、市といたしましても、医師会と今後十分な連携を図り、その整備に向けて積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に老人保健福祉制度の理解、啓蒙についてでございますが、高齢者の保健福祉の問題は市民一人ひとりにかかわる問題であり、市における福祉行政の動向や各種施策については広く市民に知られ、理解されなければならないことは言うまでもないところでございます。特に老人保健福祉計画につきましては、21世紀における超高齢社会を展望し、住民に最も身近な市町村が高齢者の保健福祉行政を積極的、かつ計画的に推進するため、法律により策定を義務づけられた重要な計画であり、市民に広く理解されなければならないものと考えます。計画につきましては、とりあえずその概要を市民に知っていただくために、本年の4月1日の「広報かに」においてお知らせし、保健、医療、福祉の関係団体の代表者等には計画書を印刷し配布させていただいております。その際、計画の内容は項目ごとに詳細なものとなっているために、全体を要約して、できる限り容易に理解していただけるよう、あわせて計画のダイジェスト版を作成し、配布しているところでございます。議員御指摘のように、これだけでは不十分であるため、今後機会をとらえて、市民への周知や理解を図ってまいりたいと考えておりますが、特に高齢者自身の理解と啓蒙を図る意味から、よりわかりやすいパンフレットの作成等の工夫もしてまいりたいと考えております。また、高齢者向けの各種の保健福祉サービスにつきましても、市民によく知られ、利用されるものでなければ目的は達成されないものでありますが、現実には制度を十分知らない、手続きがわかりにくいなどといった声も聞かれることから、計画の中でもサービスの利用を容易にするため、相談窓口の充実、手続の簡素化とともに、広報・啓発活動の充実を図ることを掲げております。現状においても、各種サービスのPR用パンフレット等を作成し、その周知に努めているところでございますが、今後ともわかりやすいパンフレット等の作成に配慮し、より一層の広報・啓発活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に福祉分野における企業の社会貢献の活動についてでございます。福祉分野における企業の社会貢献活動については、近年、企業においては社会貢献、また社員の地域活動としてボランティア活動への積極的な参画が論議されるようになってまいりました。社会が抱えている諸問題について、行政はもとより、企業や個人、また各種団体等と一緒に解決に向けた行動を起こす必要が認識されるようになっております。高齢化社会をお互いに支え合っていくため、またよりよい福祉社会の実現のために、企業がこれから社会にどう貢献していくかということに関心を持たれつつある今、こうした企業の意識を育てていくことが必要になっております。市といたしましても、社会福祉協議会を通じ、一昨年市内の112社の企業を対象にボランティア活動に対するアンケートを実施いたしました。その結果、ボランティア活動の必要性については82%と、かなり高い割合を示しているが、ボランティア活動をしているのは42%というのが企業の現状でございます。企業としては、従業員が少ない、労働時間が長い等、積極的な取り組みが困難ということでございました。現在、社会福祉協議会を中心に、一般市民の方々を対象としたボランティア講座の開催を初め、さまざまな分野でボランティアの育成が行われております。市としてもバックアップしていきたいと考えております。企業の社会貢献活動には収益性の壁という阻害要因があることは否定できないところでありますけれども、先にも申しましたように、当然企業が本来以外の社会貢献活動に精を出すことについてはさまざまな議論があるところでありますけれども、今後、企業行動全般が社会に受け入れられるかどうか問われる時代になっていくと予想されます。そのため、社会貢献活動を個人同様、企業もまた利益を追求する経済的存在であるのみならず、地域社会を構成する一員として位置づけていく必要があると存じます。今後は市内の各企業の御理解と御協力をいただきながら、企業ボランティア活動の推進を図り、地域福祉活動の体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔18番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） ただいまは大変丁寧な回答をいただきまして、ありがとうございました。

一言だけ要望しておきます。私は福祉のまちづくり条例の制定を掲げたわけでございますが、現状においては多少難しい点もあるかと思いますが、おっしゃるとおりに、やはり将来としてはこれを制定して、本当に福祉の可児市と言われるような形にしていきたい。この点が1点。

それから、最近、住みよい福祉のまちづくり基本計画、並びに老人保健福祉計画など、いろいろ計画が策定されまして、非常に努力をされていることはよくわかるわけでございますが、要はこれは実施していただかなくはいけない問題でございます。紙にかいたもちではいけませんので、どうかひとつこの実施について早急に御努力をいただきたい。この2点を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で18番議員 村瀬日出夫君の質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番議員 亀谷 光君。

3番（亀谷 光君） それでは、議長の方から御指名をいただきましたので、3番議員 亀谷 光、レジュメにございますように一般質問をさせていただきます。

その前に、市長、長年の市政運営に対して、きめ細かく、しかも誠実に、本当に御苦労なされたこと、そして我々住民、議員としても尊敬をするお一人だということで、感謝と敬意を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

私は帷子に生まれて46年、戦争を知らない議員として、地域の変革がどういうふうに変ってきたかということを感じながら、こんな提案をさせていただきたいと思います。

可児市も人口増の偏りというか、急成長というか、西可児地域につきましては4人に1人、マージャンをするなら4人に1人は帷子の人でありまして、急に変革をしまいいりました。その後、市長のきめ細かい指導の中で西可児開発ということについての計画が以前なされてまいりました。今まさに帷子に変革をしている中で、西の玄関ということで、この西可児開発の未来計画を質問いたしたいと思います。

区画整理が今なされておりますけれども、これは「レジェンドリータウン帷子」と申しまして、語り継がれるまちづくり、通常の区画整理ではなくて、非常にグレードの高い、心こもった区画整理ということで進捗いたしておりますが、これが来年度、平成7年度に何とか完成を見るということで、もう完成の先は見えるかなというふうに思いながら、地元の方たちも地域のことを考えながら、非常に心を膨らませて大きな期待をしております。その中でAとBとCとDとEということで質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、西可児の駅は、今現在8,000人から9,000人ほどの乗降客がございまして、ごらんとおりに、朝夕に対してはほとんど電車は140%近くの乗降があるぐらい、非常に混雑をいたしております。その中で、西可児の駅から東の方の区画整理についてのことは非常に急ピッチに進んできたわけでありまして、駅から西の地域、今の名城大学、そして虹ヶ丘、あちらについてのアクセス道路の整備が何となく目に見えないものでありまして、特に十六銀行が今ございますが、その近隣周辺の住民の方たちも交通網の出入りで非常に御苦労なされているわけです。したがって、西の虹ヶ丘へ抜けるアクセス道路について、どんな整備予定を市としてはされているのか。つきましては、駅からの道路だけではなくて、駅に入り込む改札とっていいかわかりませんが、西の方から車だけではなく人間も入れるような形でどうかというような、地域としては意見が

非常にございます。つきましては、西可児駅ができて数年たっております。したがって、名鉄さんは企業として非常に努力をいただいておりますけれども、そこへ市として何かコンセンサスを取りながら、新しい開発ができないものかというふうに思います。

もう1点でございますけれども、これは人口増になってきたわけですが、帷子地域につきましては、時間差によって人口の変化がございます。つまり簡単に言いますと、朝の6時57分から8時12分程度までに集客する人口が大体7割を占めておるわけです。したがって、また夜の6時45分ごろから8時20分くらいも同じような状態で、いわゆる時間差による人口増ということになります。したがって、駅につきましての保安問題、安全問題等も含めて、今現在はバイパスの西に派出所もございますけれども、そんな意味で、防犯、保安の意味を兼ねて、駅周辺に派出所なり、あるいはまた駐在所なりをいかなもんだらうかというふうに日ごろ考えておまして、御提案申し上げたいと思います。つまりどういうことかと申し上げますと、区画整理の課長は、たえずおいでいただいて、地域の駐輪場の問題、駐輪の盗難の問題、それから青年たちのいろいろな行動の問題についても、区画整理をしていく中に非常にリスクをかぶっております。そんなことで、西可児の駅周辺と、虹ヶ丘西につながる道路についての御計画をお聞きいたしたいと思っております。

Bでございますけれども、区画整理がなされて、今は駅の東側、18ヘクタールほどでございますけれども、非常にきれいに区画整理がなされてまいりましたけれども、語り継がれるまちづくりをしていくためには、やはり心に残るまちづくりをしていくのに一つのキーワードと申しますか、看板と申しますか、そういったものが当然必要ではないかと思っております。したがって、帷子地域は昔は春里の塩地区まで含めた郷がございました。つまり、帷子の地域の中に塩地区も含めた七つの郷で成り立っているという昔からの語り継がれたものがございます。つきましては、神明神社を中心にした郷社、神明神社はその7地区の郷社でありまして、そんなことで語り継がれるまちづくりは、やっぱり今度は西可児の駅東に何か一つ看板たるものをつけたらどうだろうか。つきましては、つけるものについては、語り継がれるまちの帷子のいろいろなネタがございますので、そんなことを考えながら、モニュメントと言っていいかどうかわかりませんが、そういったものを一つおつくりいただけたら、語り継がれるまちづくりのグレードの高い区画整理に非常に足しになるのではないかと思います。

3番目、Cでございますけれども、区画整理のなされている中で、御承知のように、駐輪場の整備でございますが、市としての計画区域と計画台数の計画はあるやに聞いておりますが、今、現状の中で駐輪場を設置するのにどんなふうにしたらいいのかということも、地元の区画整理の実際土地を持っていらっしゃる方だけでなく、それにかかわるボランティアの団体で推進委員会というか、ボランティアでまちづくりについての意見をまとめようという、そういった情熱のある方たちがおいでになります。そんな方たちの中からも駐輪場の設置については、こういうふうかどうか、ああいうふうかどうかというようないろんな意見もございます。がしかし、市の方としても駐輪場を設置されるのに、単なる駐輪場ではなくて、

有効活用、つまり駐輪場のデザイン、キャパシティー、大きさもあるんでしょうけれども、何か語り継がれるまちづくりの中の駐輪場として有効活用的なものの計画はあるのかなのかを御質問申し上げたいと思います。

4点目、Dでございますけれども、これは長年地域では新しいまちづくりをされている中に取り残されていた道路がございます。これは県道犬山・御嵩線でございます。今まさに区画整理が完成する前までは、通行車の台数は今も多うございます。ことしはたまたま干ばつでありましたから、何かと水の問題は、ちょうど今ごろ9月ごろでありますけれども、心配することはなかったわけではありますが、昨年、おとし、その前と、9月の24日、9月の26日とか、かなりの集中豪雨がございました。その中で、県道整備がなされていないために、駅前周辺の県道沿いの方たちは床下浸水、あるいは塀を一部傷めたというようなことがございまして、これは毎年でありますけれども、県道の整備については市の方へ申し添えてございます。そのことについてもお答えをいただきたいのと、もう一つは、駅前から愛岐、昔の愛岐の駅がございましたけれども、菅刈を通り、茗荷の一部を通り、そして愛岐という地域に抜けるところには、御承知のように、あの辺は瓦れき層というか、いわゆる昔で言うサバというんでしょうか、そんなものが長い時間の中に風化作用をしたのかどうかわかりませんが、木々が真っすぐ立たずに斜めに立って伸びているということで、非常に車の通行に支障を来し、しかも事故が起きる状況がございます。そんなことで、菅刈方面の樹木の張り出しによって交通障害、危険箇所でありますから、県道の整備を、その二つのことについて修復、あるいは拡幅というか、そんなことで対応について、どういうふうにお考えをいただいているかということを質問申し上げたいわけがあります。

最後でございますけれども、Eでございます。

可児市も公共下水の整備が急ピッチになされて、我が帷子地域につきましても10月1日から公共下水ということで、若葉台、長坂につきましても一日置き、毎日のように地区の班長さん、自治会長さんが、地域の方にお聞き願って、下水の宅内配管のことについての相談で毎日東奔西走しておられます。この5番目でございますが、公共下水は旧帷子地域でございますけれども、この地域、中切、古瀬、美濃田、茗荷、石原の整備につきましても、特に西可児地域は旧と新の方たちの自治会、自治体に対しての感覚というものが大きく違う人たちが多うございまして、地元の方としては何らか早く、早期公共下水の推進をできないものだろうかというようなことがずうっとございました。早期計画についての市のお考えをお聞きいたしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、AからEまで、1番から5番までの質問をもって質疑にかえさせていただきたいと思います。以上です。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 亀谷議員の西可児駅周辺整備計画について、お答えをいたします。

西可児地域は本市人口の約3割を占めておりまして、21世紀に向けて安全で快適、便利な、しかも活力ある地域社会をつくり上げていく必要があると考えております。そこで、これを

実現する方策の一つとして、西可児駅を核に、駅周辺地区が西可児地域の中心地の役割を果たす新しい生活拠点を形成したいと考えておりますので、現在、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いし、西可児土地区画整理事業を施行しているところでございます。土地区画整理事業を施行地域内の道路、駅前広場等の公共施設はこの事業で整備いたしますが、御質問の地区外とのアクセス道路、その他関連施設につきましても順次整備する必要があると認識をいたしているところでございます。

まず虹ヶ丘から西可児駅へのアクセス道路につきましては、一部区間において、県道御嵩・犬山線と市道30号線の接する交差点が変則で狭隘であるために、現在、改良計画を検討いたしているところでございます。できるだけ早期に改良したいと考えておりますが、そのためには、用地等、地元関係者の皆様の御理解と御協力を必要とする点もございまして、よろしくをお願いいたします。

駅前広場につきましては本年度整備し、完成次第、使用していただく予定にいたしておりますが、名鉄駅舎につきましては、現在、乗降口が線路南側だけになっており、利用者の利便性を考慮すると、線路北側からの乗降口設置も必要と考えますので、名古屋鉄道株式会社に駅舎の全面改築を含めて要請し、協議を重ねているところでございます。

次に派出所、駐在所の計画につきましては県の事業であり、現在、具体的な計画はありませんけれども、今後、地域の状況、将来の見込み等を勘案し、要望していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 私からは御質問のB、C、Dの3点についてお答えさせていただきます。

まずBの点でございますけれども、西可児駅前広場にモニュメントの計画ということでございますけれども、今年度に土地区画整理事業で駅前広場を整備いたしますが、当事業は県下で最初に国から、議員御承知のようにふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業のモデル地区の指定を受けて行っておるわけでございまして、高規格の整備を行っているわけでございます。駅前広場に地域のシンボルとなるモニュメントが必要であるところでございます。来年度、駅前ロータリーに集中照明灯の設置を予定しておりますので、これに景観、デザインを考慮し、モニュメントとしての機能を持たせたいと検討いたしております。

なお、モニュメントの設置には相当な財源も必要でございますもんですから、従来、国の補助制度はなかったわけでございますけれども、本年度から地域住民がまちづくりに参加し、地域計画等まちづくりのルールを定めた地域に対し新たな補助制度ができましたので、地元関係者の皆様の御理解、御協力をお願いし、実現したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、Cの西可児駅駐輪場についてお答えさせていただきます。

現在、西可児駅での自転車利用は1日約1,000台であるというふうにお聞きしておるわけでございまして、従来、個人の土地をお借りして対応しておりましたが、土地区画整理事業

により、関係者の皆様の御理解のもと、駅前広場の西に隣接した約 1,300平米でございます。坪数にしますと 400坪の駐輪場用地を確保することができたわけでございます。当初の計画では、この用地、2階建ての建物を建築すれば、約 1,200台程度は収容可能と考えていたわけでございますけれども、その後、駅東の中切川を改良し暗渠化したことにより、河川の上部が利用可能となったことは御承知のとおりであるわけでございますけれども、そこで自転車利用者の動線、利便性等を考慮すると、この河川の上部を駐車場として駅の東と西の2カ所に対応するのがよりよいのではないかと検討しております。駐車場を2カ所にすれば、平面で約 1,000台以上の駐輪が可能となりまして、来年4月ごろまでには2カ所とも使用できることになるわけございまして、その後の利用状況を見まして、それぞれの場所の収容台数等を決めていきたいと考えております。

なお、駅西の駐輪場が当初計画より少ない駐輪台数で済むことから、土地の有効活用を図るため、駐輪場以外の機能をあわせ持った建物を建築してはという御意見もあるわけでございますけれども、それにつきましては、時間を少しかけて長期的に検討し、研究したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、Dの県道御嵩・犬山線に関する側溝改修及び拡幅というか、出ておるところ、突出を取っていただきたいというお話であるわけございましたけれども、それについてお答えさせていただきます。

県道御嵩・犬山線に関する側溝の改修及び拡幅についての御質問でございますけれども、まず側溝の改修についてでございますが、先ほどお話もありましたように、集中豪雨、一時的な雨のときには側溝に水があふれるということから、何かひとつ全面的に改修していただきたいというお話でございますけれども、御承知のように一時的とか集中的に降ったものにつきましては、道路の側溝で全面的に排除することはちょっと不可能かと思うわけでございますけれども、このために地形とか、集水区域、それから排水施設の現況調査を行い、対策を考えることが肝要かと存ずるわけでございます。御承知のように、県道につきましては管轄が可茂土木事務所でございますもんですから、市とともに現地を見せていただき、状況に応じまして、市として改良要望をしていきたいと考えております。

なお、側溝の中に土砂等が入っておって、流出が悪いというお話でございますが、これつきましても、随時、県道の側溝については清掃を行っていただいておりますから、また、お気づきの点がございましたら、お知らせいただければ、現地を調査していただきまして、これも清掃方ができるように努力させていただきたいと思うわけでございます。

次に、県道の中で樹木が垂れ下がってきておって、交通に支障があるというようなお話でございますけれども、これにつきましては、土地の所有者の協力をお願いいたしまして、見通しのいいように取り計らっていききたいと思うわけございまして、これにつきましても、地域の地権者の方の御理解を願いたいと思うわけでございます。

それから、道路改良につきましても、地元意向をお伺いしながら、全面的な改修を望んでみえますのか、見通しの悪いところの部分的な改良を望んでみえますかということもお聞き

しながら、管轄の土木事務所と協議を進めてまいりたいと思いますから、何とぞよろしくお願いいいたします。以上でございます。

議長（林 則夫君） 水道部長 大澤守正君。

水道部長（大澤守正君） 旧帷子地区の下水道計画について、お答えをいたします。

可児市では木曽川右岸流域下水道の、それに接続します公共下水道とっておりますが、それはほとんどが用途地域の指定した地域を中心に 1,950ヘクタールを都市計画決定いたしております。そのうち 632ヘクタールにつきましては、第 1 期工事として昭和63年に事業着手しまして、事業を順次進めてきておりますが、先ほどお話がありましたように、この10月 1 日からは土田処理分区の一部と申しますか、長坂、若葉台、そして西可児の区画整理の地内、それから中切、塩、土田の一部で、対象世帯約 3,550世帯ぐらいになりますが、その世帯で供用が開始できることになるわけでございます。そこで、旧帷子地区の計画でございますが、中切地区の今回の整備地区を除きまして、現在では木曽川右岸の流域の公共下水には入ってございませんので、そのエリアに入れる必要があるということでございます。本市では、可児市全域を公共下水道、あるいはそのほか農集、特環等によりまして下水道化計画で進めておりますが、特殊な地域を除きまして、そうした他の手法でもってできない地域につきましては、すべてこの公共下水に入れていくということで計画を進めております。現在は県とか、あるいは流域関連の市町村との調整を図っているところでございますが、いずれにしても、その事業を実施しようとなりますと、まずその計画のエリアに入れなきやなりませんので、それが先決でございますが、その後に緊急度の高いところから順次整備を進めるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔 3 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 3 番議員 亀谷 光君。

3 番（亀谷 光君） それでは、お答えをいただきましたが、そのお答えに対して、あわせて再度御質問申し上げたいと思いますが、1 点目、A でございますが、市長の方からお答えをいただきました西可児の区画整理、ふるさとの顔づくり特別事業につきましてはアクセス道路のことでございます。それとあわせて、駅舎とか派出所、あるいは駐在所の件でございます。県の関係があるから、いろいろ仕事の分野もございましょうけれども、いずれにしても現段階、現状におきましてのことは警察当局も、あるいは道路関係の交通安全の地区の役員の方たちからも、今まさに、今起きている問題でありますから、当然検討ということでやっていただくことはあれですけれども、その辺をスケールを持って御答弁をいただけないかなというふうに思います。これは以前も駅前開発につきましては、私だけではございませんでした。ほかの議員さんからも御質問も出ておったかと思えます。自転車の盗難の問題等も含めて、青少年の非常に不良化する一つの足かせになっているような状態が往々にしてございましたから、そういった意味で、防犯、保安の面については早期に御検討、スケールを持ってというのは、日にちをおおむね決めていただいて検討していただかないと、地域住民としては非常に不安でございますから、そういった意味で再度質問申し上げたいのと、

西の方、西と私申し上げましたが、市長は北とおっしゃった。これ私は虹ヶ丘、名城大学の方向を申し上げておりましたが、あの道路につきましても、当然県道を渡っていくわけでありますから、地元の土地の所有者の方には非常に大変なことかと思えますけれども、これもあわせて、名城大学が平成7年度には200人、4年たちますと800人、優秀な生徒が来てはくれますけれども、それに伴う友人であるとか、関係する方たちが、いろんな方がおいでいただきますから、そういった意味で西の玄関の方は、これもまた早急をお願いをしたいことと、名鉄駅の駅舎のことにつきましても、当然市で検討いただいておりますということであるようではありますが、それももう少し、いま一つ細かく御答弁をいただけるものならいたいただきたいと思えます。ただ、相手が企業でありますから、立場上いろいろございましょうけれども、その辺もいま一つ細かく返答していただきたいと思えます。

それから、B、C、D、Eの件でございますが、あわせて建設部長の方に御質問申し上げたいと思えます。

当然モニュメントのことについては、先ほどライトを使ってモニュメントらしきものをおつくりいただくやに御返事をいただきました。こういったモニュメントにつきましても制作を、何かと市の方で御指導いただくんですが、やはり長いこと帷子に住んで、今まさに100歳までの方もおいでになりますから、そういった若い人とかお年寄りの人たちの意見を聞きながら、一つのキーワードを地元と話し合っ、そういったモニュメントらしきものはそんな方向で御検討願えんもんだらうかと思えます。どこの場所に行っても、非常に洗練されたモニュメント、ブロンズであったり、クリスタルっぽいものがたくさんございますけれども、きっといろんな方が御検討なされたと思うんですが、あくまでもグレードの高い、語り継がれるまちづくりをしていく。この「帷子」というキーワードについては、地元の研究家、歴史のことやらいろんなことを研究していらっしゃる賢人がたくさんおいでになります。そんな方にも御相談をいただいてモニュメントをつくっていただきたいというふうに思えます。これは手段を申し上げたわけであります。

それからC、Dでございますが、駐輪場のことにつきましては、第2駐輪場、つまり区画整理の中の川の伏せ越しをした上に駐輪場をつくっていただくことは、今お答えいただきましたが、私が御質問申し上げたのは、現指定をされている駐輪場を、もう一つグレードアップではございませんけれども、有効活用、計画としてはかなりの土地が予定をされているようでありますから、単に駐輪場ではなくて、それに先ほど市長の方へ御質問申し上げたAと関連があるかもしれませんけれども、そういったものを競合した形で駐輪場用地の有効利用。駐輪場、駐輪場ということでなくて、そういった意味での有効活用の計画をひとつ御検討願いたいと思えます。つきましては、先ほどからくどいように言っておりますが、地元にはそういうことを非常にボランティアでも気になり、研究をしていらっしゃる集団等もございしますので、その方たちともよくコンセンサスをとって、検討もしていただきたいと思えます。

それからDでございますが、これは今申し上げていることだけではなくて、長年にかけて、ただ災害問題だから、今その場だけという意味じゃありません。これは長年かけて、私が思

いますに、人命にかかわる問題になってくる。個人名を上げてはいけないかもしれませんが、大沢さんなり、玉置さんなりについては、豪雨のときに、やはり子供さんが車にひかれそうになったり、これは何が原因かという、やっぱり水でありまして、そのときに。それともう一つは側溝自体が計画をされたのがかなり前でありまして、当然ちょっと雨が降ってでも、側溝の が小そうございます、どう考えても。これは担当所管の課長、係長等も現場を再三見ていただいております。そのことについての答えがなかなか出てこないわけでありまして、今回はあえて質問に上程をさせていただきました。したがって、交通安全上の問題もですけれども、人命的な問題もございますので、この辺をいま一つお考えをお聞きしたいと思います。

最後でございますが、公共下水については、可児市全体の計画の中に、旧地区のことについてのレイアウトは大体決まっておりますけれども、我が帷子地域につきましては、先ほど言いましたように、いろいろ市の方に対しての、帷子が宅地造成をなされ、あるいは森林関係の財産区等もございました。地域振興をしていくような基金たるものもあるやに聞いておりますけれども、そういった意味でのものも対応しながら、特に駅前周辺、あるいは旧帷子、中切、茗荷、菅刈あたりにつきましては、もうそういう話がたくさん出ておりますので、そういったもののことを考えていただきながら、早期実現をお願いしていただければ、そういうふうな思うわけでありまして、ちょっと基金につきましては私も勉強不足でございますが、地域振興基金たるものがいろいろな面でまちづくりのために使うことができると。使わなきゃいけないわけでありまして、そういった面の配慮をしていただければ、水道部長のお答えをお聞きいたしたいと思います。以上です。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 警察の派出所、駐在所の問題でございますけれども、現在、県には計画がないようでございますけれども、私どもはそうした住民の要望については県警本部の方へ伝えてあるわけでございますが、これは何としても県の事業でございます。幸い前の警察署長が会計課長で来ましたので、ちょうど予算を担当する課長でございますので、その面も含めてお願いを申し上げておるところでございますが、まだ確定的なことは申し上げる段階ではないということでございます。

それから、虹ヶ丘へ行く道路につきましては、あの変則交差点、これはあの道路をつくる時から問題があったわけでございますけれども、あの当時、大変用地が難しくて、ああした変則交差点になったわけでございますが、あの当時はまだ交通量が非常に少なかったというような関係で辛抱できたわけですが、現在ではとてもあの変則交差点では問題が出ておるわけでございますので、これを一日も早く直したいということで、いろんな方法を考えながら、今、検討を進めておるところでございますが、できるだけ早くこれを改良したいということでございますが、問題は用地でございますので、そうした面についての御協力をぜひお願いしたいということをお考えおるわけでございます。

それから、名鉄の駅舎については、名鉄とも話し合いをいたしておりますけれども、やは

り企業としては採算を考えますし、なかなか私どもの要望どおりには行っておりませんけれども、要望したことは一応協議して、両方から譲歩できるような方法が一番いいというふうに考えておりますけれども、名鉄側の考え方としては、そうした大きなことはちょっとできかねるというようなお話でございますが、現在そうした問題についてはまだ話し合い中という状況でございますので、具体的に申し上げる段階には至っておらないということでございますので、よろしく申し上げます。

議長（林 則夫君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 駅前に計画しておりますモニュメントについて、地元にも歴史的とか、あらゆる面で造詣の深い方も見えるから、その方あたりの御意見も聞いて、ひとつつくってというか、計画をしていただきたいということでございますけれども、私どもといたしましては、現在、まだ来年のことでございますけれども、今の考え方といたしましては、私、先ほど言いました集中照明灯をキーにいたしまして、それに景観をデザインしたようなモニュメントということを考えておるわけでございますけれども、貴重な御意見でございますから、またこれからそのような方等の御意見を承ることがあれば幸せだと思っておりますから、そのようにさせていただきます。

それから次に駐輪場の件でございますけれども、私、先ほどお答えさせていただいた中でも述べさせていただいたわけでございますけれども、東側に川を利用して駐輪場をつくることによって、西側のところが相当数の台数が少なく済むということございまして、土地の有効活用を図るために、駐輪場以外の機能を持たせた建物をということもお聞きいたしておりますもんですから、その辺も、これは来年やるとか、再来年すぐかかるということではできません問題でございますから、地元の御意見等も参考になる点がございましたら、また参考にさせていただきまして、今後、時間をかけまして研究して、検討させていただきたいと思っておりますから、どうぞよろしく願いいたします。

それからもう一つ、側溝の件でございますけれども、この点につきましては人命にかかわるというお話もいただいたわけでございますけれども、集中豪雨のときは、そのようなことは的確かどうかわかりませんが、なかなか一挙に排除するということは側溝では、先ほども言いましたように難しい問題もございますけれども、過去にも担当の課長さんあたりに道路を見ていただいたが、その後何ともなっていないというお話でございますけれども、いま一度、どういう原因でそういうことが起きると、場所的なこともお話になられたわけでございますけれども、その辺も私どもと県の方と立ち会わせていただきまして、またそのときには事情等も御説明していただきまして、改良されるところは改良し、また側溝のないところは側溝をいけるように努力させていただきたいと思うわけでございます。以上でございます。

議長（林 則夫君） 水道部長 大澤守正君。

水道部長（大澤守正君） 下水道の計画について、早期というようなお話でございますが、下水道には非常に多額な予算といえますが、投資が必要になってまいります。したがって

て、現在はそのほとんどは国・県の補助金、あるいは起債で賄っております。しかし、一般財源も相当要るわけでございますので、したがって、市内を眺めた上で緊急性、あるいは効率性を見た上でその順位を決めてやってきております。そのほか同じ補助金でもいろいろ補助金の種別といたしますが、そういったもの、あるいは起債でも、そういった率の違う手法があるわけでございますので、そういうものも求めながら、いかに有利な条件で実施するかということで考えてやっておるわけでございます。したがって、一般財源にかわるような特殊な財源として賄うことができるようなことではございましたらば、優先的にということも可能かと思いますが、いずれにしましても、いろいろな条件を眺めた上で検討させていただきたいと、かように思いますので、よろしく願いいたします。

〔 3 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 3 番議員 亀谷 光君。

3 番（亀谷 光君） それでは、最後の質問というか、お願いというか、確認ということで終わりたいと思います。

市長の方から A につきましてものことはお答えをいただきまして、ありがとうございました。当然、県が相手ですから大変だと思いますけれども、先ほど言いましたように、早期に検討していただくというお答えでありますので、私は期間と申し上げましたが、なかなか期間までは難しいかと思うんですけれども、相手も企業であるし、また県であるということで、いち早く御検討をお願いし、実行に移っていただきたいと思います。

それから B、C、D でございますが、建設部長さんのお答えをいただきました。モニュメントのことではありますが、これは先ほど聞いておりますと、やはりもう集中照明で決めたというふうに、私は勝手にございますが、そんなふうにとっておるわけですが、したがって、照明は当然ですけれども、当然検討いただくということでありますから、くどいようでありませぬけれども、地元にはそういった方がおいでになりますので、これまたいち早く、まだ時間があるということでなくて、話し合いというのはやっぱり 3 年ぐらいかかって、ゆっくりいろんな人にたくさん聞けば、語り継がれるまちづくりが未来永劫、100 年の歴史を持てるモニュメントに僕はなると思いますので、それはいち早く検討の段階に入っていただきたいというふうに思います。

それから駐輪場でございますけれども、これも同じく駅前開発で一番重要なポジションでございます。一番いいゴールデンスポットに駐輪場はございますから、駐輪場たるものということではなくて、もう一つグレードの高いもの、これも早く、検討の段階では地元の人たちと、会長さんはもちろんであります、そういう地元の賢人の方がございます。そういう方とも、サークルでも結構であります、そういうことを市からも呼びかけていただきまして、幅の広い英知の結集をもって駐輪場の有効利用もお考えいただきたいと思います。

それから D でございますけれども、先ほど私は人命の問題と申し上げましたのは当然のこと、これは以前は、これも名前を出して悪いかもしれませんが、今の十六銀行の前、亀谷さん、私とたまたま同じ名字であります、あそこもやっぱり高齢の方がおいでになり

まして、あそこへちょうど終末、虹ヶ丘の方から来る水が全部あそこで一気に集まりまして、おばあちゃんあたりはもう大変であります。そういう事実もございますので、もう一つ現場へ自治会長とともに再度おいでをいただいて検討していただきたいと思います。

最後ですが、公共下水のことにつきましてですけれども、緊急性とか、効率性ということを先ほど部長がおっしゃいました。そんな意味で、今の西可児区画整理に伴う公共下水のあの周辺につきましては、特に大特急で、ただ順序として地域振興何々の予算的なこともそういうことが払拭した場合には、ひとつ大特急で御検討願いたいと思います。以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で3番議員 亀谷 光君の質問を終わります。

ここで休憩いたします。

午後は1時から再開予定ですので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

11番議員 近藤忠實君。

11番（近藤忠實君） 私は議長のお許しを得ましたので、3点について質問をさせていただきます。

まず第1点目はオンブズマン制度の導入について、市長のお考えについてお伺いしたいと思います。

我が国で初めてオンブズマン制度を導入したのは川崎市で、相当の効果が上がっていると報じられております。現実にも川崎市は政令指定都市であり、大都市であるからこそできたことで、本市のように小さな市では関係のないことだと受けとめておりました。しかし、平成5年10月から埼玉県鴻巣市が条例施行したと伝えられました。鴻巣市の人口は約7万7,000人で、本市よりやや小さな市であり、もちろん政令指定都市ではありません。人口7万7,000人の市のできるのであれば、本市も創設することは可能であると考えられます。鴻巣市の条例概要を申しますと、総則、責務、組織、苦情の申し立て、手続と処理、附則の5章21条から成り、オンブズマン定数は2人で、市長が議会の同意を得て委嘱し、任期は3年としております。苦情申し立てについては、市からの事情聴取、関係書類などの閲覧や実地調査を認めるほか、市に対して意見表明や是正勧告、当該制度の改善提言もできるようにしてあります。川崎市、鴻巣市のほか、長崎県諫早市と新潟市が要綱を設け、市政参与の名称で実施しております。また東京都中野区も福祉サービスだけを対象として導入しております。

そこで、第1点として市長にお伺いしたいのは、こうしたオンブズマン制度について、市長はどのように理解し、必要だとお考えか、あるいは不要な制度とお考えか、基本的な問題

についてお尋ねします。

第2点は、不要な制度とお考えならば、その理由を。必要な制度と理解されるならば、いつごろから実施したいとお考えか、具体的な時期をお示し願えればありがたいと思っております。

第3点は、当面は行政全般について実施することは困難だとする事情があるとするならば、東京都中野区のように、問題の多い福祉行政だけに限定して導入するといったことも考えられますが、いかがなものか。以上3点について、明るい見通しのある回答をお願いするものであります。

第2点は職員の能力開発の問題でございます。

「1年の計画なら穀物を植えよ、10年の計画なら木を植えよ、1生涯の計画を立てるなら人を育てよ」といった言葉があります。これは人材を育てることがいかに重要であるかを教えているものと理解しております。従来は国が政策を指導し、結果として全国的には整備が進められてまいりました。それはそれとして評価すべきものでありますが、今は地方の時代。個性豊かなまちづくり、魅力あるまちをつくらなければなりません。全国画一の施策では不可能なことは自明の理であります。地域がそれぞれ独自に課題を設定し、それに見合った政策を展開していかなければなりません。つまり自治体の政策能力の問題であります。これからは地域の政策能力、住民と職員の能力程度のいかんによって、10年、20年後には地域間の格差は増大するものと思います。そのためには発想の転換を図り、型にはまらない施策が必要だと思えます。そのための人づくりがかぎを握るものと考えております。これまで職員は政策課題は上から与えられるものであり、行政というものは、法律、規則、通達に従い、能率よく執行するものであると認識しているものと思います。こうした認識では視野も視界も感性も広がらず、言葉と知識が豊富になるだけであると思えます。私は本市の職員を責めるものではありません。これが従来の一般的な公務員の姿であります。人はみずから育てるものであって、他人に育てられるものではないと思えます。そのために、みずからの能力を開発しようとする職員に対して必要な援助をする。例えば民間ベースで行われる研修、ゼミ等の受講を奨励、援助する。民間会社への職員の派遣研修等、ほかにたくさんあると思えますが、他都市の例として、東京都新島村では島民塾を開設しました。その目的とするところは、斬新かつ大胆な型破りの発想のできる人材育成で、塾は毎年6月に開設、翌年3月まで毎月1回、多くの分野からの講師陣によって開校され、講義と討論会を開設しております。塾生対象の集中講座から一般住民も受講できる公開講座も併設され、活発な討論がなされております。本市百年の大計を考えるならば、本市を切り開き、リードしていく人材育成のために何らかの施策が必要であると思うが、市長のお考えについて質問いたします。

第3点目でございますが、財政指数と補助金依存行政について、市長の基本姿勢についてお尋ねしたいと思います。

本市の財政は、今は危機的な状況ではないと言えませんが、バブル崩壊と景気の低推移、その他の条件により楽観できる状況でないものと認識しております。そこで第1点として伺

いたいの、財政力指数の問題であります。私が申し上げるまでもなく、財政力指数は基準財政需要額と基準財政収入額の関係で、需要額が減って収入額がふえると好転しますが、本市の場合、平成3年、平成4年、平成5年の平均指数は1.009ポイントであり、類似団体と比較すると、市長初め執行部の努力によりまして、現時点では良好であると思っております。経常収支比率を見ますと、平成4年度で54.7%、公債比率11.5%で、これからも施設の新設による維持管理費、一部事務組合への負担金の着実なる増加、義務教育施設整備財源としての借り入れや、地方債、下水道会計への公債費の繰出金は莫大な額に上っております。本市財政力の対応力を損なう要因を抱えているのも現実の姿であります。これから財政指数は下がるものと思いますが、将来に不安はないかどうか。

第2点は経常収支比率の問題であります。財政力指数が低下していく中で、経常収支比率が年々増加しているのも現実であります。しかし、このままで推移するならば、将来、経常収支比率の増加、基準財政収入額の落ち込み、極端な言い方をすれば、経常収支比率が80ないし90%近くになった場合、財政運営が破綻することが予測されるわけではありますが、何らかの改善策はないのか。また、その見通しについて。

第3点は起債制限比率の問題であります。起債制限比率も年々高くなっている。つまり悪化しているわけであります。仕事をするためには金が必要だ。しかし、自己財源がないので借金をする。そのことが比率を高めることになる。やむを得ないことと思いますが、しかし、このような状況で推移していくことは将来に対しての財政運営に問題がないのかどうか大変心配しておりますが、その見通しについてお伺いします。

続いて、今申し上げました財政力指数の問題と関連する補助金依存行政について質問いたします。

可児市において、投資的事業を行う場合、補助制度のある事業を優先しているのが実態であろうと思います。国庫補助金がつけば、それだけ自己負担額が少なく済みますので、当然といえば当然の措置であります。しかし、補助をつけてもらうためには陳情を重ね、その上、膨大なる量の申請書を作成しなければなりません。こうした補助金依存行政が事業執行の優先度を左右し、あるいは実績財政運営を阻害してきたことはこれまでなかったかどうか、お尋ねするものでございます。

第2点は、単独事業の積極的実施の問題であります。政府の方針としては、自主的、主体的な地域づくりの推進と、生活者、消費者の視点に立った社会資本整備を図るための地方債を活用した単独事業の積極的推進を提供しております。補助金がつきませんので、国からの規制、制約がなく、地域のニーズに合った自主的な事業が展開できるわけであります。また、その種類によっては将来の元利償還金の一部を地方交付税で補てんされるものもあります。こうしたことから、補助金依存行政の脱却と自主性の強い単独事業を積極的に取り入れるべきでないかと存じますが、財政力の問題から見て、御所見をお願いするものでございます。

以上で私の質問を終わりますが、鈴木市長には3期12年、大変御苦労さまでございました。中核都市可児市の基盤をつくっていただきましたことに感謝と敬意を申し上げます。また、

私の質問事項につきましては、再答弁を求めるのはオンブズマン制度のことでございますので、よろしく申し上げます。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 近藤議員の、まずオンブズマン制度に対する私の認識について申し上げます。

この制度は端的に申し上げるならば、市民の代理人として行政に対する苦情を受け付け、中立的な立場から原因を究明し、是正措置を勧告することにより、簡易かつ迅速に問題を解決する制度でございます。しかしながら、この苦情処理、苦情処理といいましても、悪い意味ばかりでなくして、建設的な提言を含むものとしてお聞きいただきたいのですが、苦情の処理については既に充実した制度がございます。すなわち議会制度、監査委員制度、行政相談員制度などがございます。これらの制度は市民が行政からさまざまなサービスを受ける権利を保障するとともに、行政の行う事務、事業の改善を促すことにより、市民の権利、利益を擁護する制度でございます。この点につきましては、議員を初め各委員の御努力により十分その機能が発揮されているものと感謝を申し上げます。

ところで、既にこのような制度があるにもかかわらず、オンブズマンという新たな制度が必要とされますのは、現在の制度では不十分な面があるからと指摘されております。例えば職務権限が財務及び経営に関する事業に限られているとか、市民からの直接請求に基づく一般監査がないとか、苦情処理に時間がかかるというものでございます。ですから、私はオンブズマン制度というものは、あくまでもこれら類似の制度の不完全な面を補完するものとしてとらえるべきではないかと考えております。この上に立ってオンブズマン制度を考えてみますと、市民の行政に対する苦情を行政内部のみの判断でなく、中立な第三者が公平な立場で問題点を調査、審査し、必要に応じて是正措置の勧告ができる点、簡易な手続で速やかに問題の解決を図ることができる点で有効な制度であろうと考えております。ただ、あくまで既存の制度と連動することにより初めて生きてくる制度であるという点は、先ほど申し上げましたとおりでございます。オンブズマン制度につきましては、国の行政改革審議会の答申に対する政府の実施方針におきましても、既存の制度の活性化を推進し、我が国の実情に合った制度の導入について検討が必要としており、私の認識もこれと同じでございます。

私も現在の議会制度や監査委員制度などを補完するものとして、将来、オンブズマン制度は必要になるのではないかと考えております。しかしながら、この導入の方法につきましては、政府も言うておりますように、現在ある制度の活性化、充実化を図り、オンブズマン的な機能を持たせていく方法もあり、また全く新しい制度としてオンブズマン制度を導入する方法もございます。また、その形態につきましても、行政全般を対象とするもののほか、議員の貴重な御提案のとおり、福祉オンブズマンのように特定分野を対象とするものも考えられます。ただオンブズマン制度は新しい行政改善であり、まだ法律により制度化されておられません。まず第1に現在ある議会制度、監査委員制度をより充実させていく方策を議員の皆様とともに十分検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に職員の能力開発についてでございますが、議員御指摘のとおり、地方の時代、地方分権が叫ばれる中、地方公務員の能力開発、政策形成能力の充実強化が最優先の研修課題であろうかと存じます。可児市におきましても組織の活性化、人材育成を基本理念に、まちづくりの主体者としての自覚と責任を持つ行動できる職員、幅広い知識を有し、市民ニーズに的確に対応できる職員、自己啓発による自己革新に努力する職員の養成を目指し、管理・監督者、中級、初任者等の階層別研修及び市の専門研修を実施しているところでございます。一方、上司が部下の育成をねらい、仕事を通じて個別的に指導をし、仕事に関する基本的な知識や技能、組織人としての必要な知識などを日常的に教育していく職場内研修がより重要であろうかと存じます。現在、可児市職員勤務実績報告制度の検討を進めておりますが、その内容につきましては、職員が常に上司とのコミュニケーションを図り、職務の目標を掲げながら、みずから職務を見詰め直し、そのレベルアップを図るものでございます。職員一人ひとりがみずから意識開拓を図り、常に明確な組織目標、個人目標を持ち、職務を遂行することにより、能力開発を図るための職場づくりに一層努めてまいりたいと存じます。また、庁内において可児市都市づくり研究会を設置し、市行政の計画的効率的推進及び魅力的なまちづくりにするべく調査・研究する組織を設けておりますが、今後ともこういった活動を含め、職員相互の研究組織を設置し、各種施策の研究に資してまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に財政指数と補助金依存行政についての基本姿勢でございますが、近年は周知のごとく市税収入の伸びもなく、また普通交付税の不交付団体となっております。一方、財政力の一つの指針であります各指数は、御質問のとおり、現在のところ全国的にも上位にランクされており、類似団体と比較しても極めて良好な数値を示しております。しかし、現状、将来とも財政的には極めて厳しい状況にあるのは間違いなく、差し迫った「花フェスタ '95」、ごみ処理施設、文化センター建設等、大規模事業を抱え、長期的には高齢化社会に向けた福祉施策の推進など、多大な財政負担が必要になってきております。

また、御質問のように、下水道事業に係る起債の償還、ごみ処理施設建設に対する償還負担等、長期にわたる債務の負担も多大になってきております。こうした厳しい状況の中で、本市においては、街路、下水道を初めとする都市基盤整備などを進める必要があり、国・県の補助制度を積極的に活用し、事業の推進を図っていかねばなりません。なおかつ、限られた財源の中で最も効果的な財政運営を進めるためには、それぞれの施策について、まず第1に国・県などの補助事業とならないか。補助事業でなければ起債の対象事業とならないか。また市債についても、御質問にあるように、その元利償還金などが交付税算入となり、将来に過大な負担を残さないことなど、事業内容及びその財源ともに十分精査し、進めていきます。

また、経常経費については、年とともに確実に増加傾向となっており、御質問のように、経常経費が増加すると投資的経費を圧迫し、将来の事業推進に影響を与えかねません。よって、物件費、補助費等を極力抑え、各施策の推進と人的配置などを常に見直し、人件費の抑

制に努めるとともに、また過大な単独事業の執行は財源を市債に求めることにもなり、公債比率を高めることになりかねません。以上により、総合計画に基づく施策の推進と、財政状況全般を総合的に考え、健全財政を堅持しつつ市民生活の向上に向け鋭意努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 11番議員 近藤忠實君。

11番（近藤忠實君） ただいま市長さんからお答えを願ったわけでございますが、私は特にオンブズマン制度について、もう少し積極的に市としても取り組んでほしいと、こういうことを思うわけでございますので、今後とも、限定したものだとは先ほど市長さんがおっしゃられたんですが、市政全般について無理ならば、福祉だとか、それから市民課の関係ですね、こういうものだけでも専門的な人を委託すれば、そうお金がかかるものではないと思うんですが、それだけでもひとつ取り入れていただきたいと、かように思っております。将来的にもひとつ御検討をお願いしたいと思っております。

それから財政指数の問題ですが、私もいろんなところの決算書、報告書を見ておるんですが、可児市は当然今のところはいい状況だと思っておりますが、将来的にいろんなビジョンがあります。それを遂行していく上において、箱物をでかすとかかなり要りますね、お金が。かなり箱物が優先してきたのではないかと。こういう中で、将来、高齢化社会、それから福祉行政が第一義に取り上げられるわけですが、そういう施策をしていきますと、今の状態の中で果たしてやっていけるんだらうかというようなことを私は今非常に心配しておるわけですが、その1点だけ、もう一つ市長さんをお願いしたいと思っております。以上です。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） まずオンブズマン制度につきましては、先ほど申し上げましたように、必要ないとは考えておりません。必要であろうと考えておりますので、どういうふうにするかはよく検討していきたいというふうに考えております。これは検討課題とさせていただきたいと、かように考えておるわけでございます。

それから財政の問題でございます。確かに今までは税収が大体10%毎年伸びてきておりました。それだけに、そういうことを考えて、今まで2次計画も策定してきておりましたけれども、昨年からは伸びがとまっている状態になっております。ただ、今のところは交付税の不交付団体、岐阜県下では可児市だけでございますけれども、そういう状況で、よそから見れば財政力がいいと見られるわけでございますけれども、今まで大変この人口急増に対する学校建設とか、いろんな事業で多くの借金をしてきたわけでございます。これは公債比率がその借金をしても上がらなかったのは、やはり税収が伸びてきたために、公債比率が比較的上がらなかったわけでございますが、税収がとまると、これから借金をしていくとやはり公債比率が上がってくるだろうと。今、11.何%になっておると思っておりますが、15%以上になりますと、やはり起債の借り入れについて制限が加えられるという可能性があるわけでございますので、これからまだ下水道、その他、先ほど申しましたごみ処理、いろいろな問題で、

大きな市債に依存する事業が非常に多いわけですので、こうしたことは、やはり将来を考えて財政運営をしていかなければならないというふうに私ども考えまして、今までのやり方ではやはりいかないだろうということで、再検討を、今、財政当局にもさせておるところでございます。これはどうしても必要であろうと思いますし、私ども、むやみやたらに今借金して、後で借金を返しておるだけで何も事業ができないということになっても困りますので、それと経常経費も確実に伸びてまいりますので、そうした面も考えながら、考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 11番議員 近藤忠實君。

11番（近藤忠實君） 最後になりましたですが、私、今、市会議員をやらせていただいております中で、痛切に財政ということについて心配したことはございません。それから、他都市のいろんな書類を取り寄せまして見てみますと、現実には可児市とよく似た市町村ではほとんど指数が1を割っておりますね。だけど、おかげで可児市は1.009ポイントにあるということはいいんじゃないかなというふうに反面思いながら、将来的な事業を展開する中で経常収支が圧迫する、公債比率が上がってくるということになると、事業の展開は非常に難しいと思うんですが、どうしても補助金のつく事業を優先ということで今まで進んできておりますので、ひとつ財政の運用について、もう少し慎重に今後とも取り扱っていただきたいと、こういうふうに希望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で11番議員 近藤忠實君の質問を終わります。

5番議員 太田 豊君。

5番（太田 豊君） 5番議員 太田 豊です。通告に基づきまして一般質問を2点いたします。

1点目は、農業用水のパイプライン化の進捗状況と、今後どのように計画されているか、お伺いしたい。ことしの夏の異常渇水のため、9月以降の節水対策を話し合う木曽川水系緊急水利調整協議会の第12回幹事会が8月30日開かれ、牧尾、阿木川、岩屋、味噌川の4ダムと、発電用ダムの底水、これらの水をダム依存組に回したり、木曽川の自流水を増すため、流況に応じ放流することにした。この措置で、9月1日から10日まで、ダム依存組の節水率を、上水道は35%から33%に緩和し、また工業・農業用水は現在の65%を維持することで合意されました。県営東濃用水、同可茂用水の上水節水率が33%に緩和されました。自水市町村の断水も回避されることになったと新聞で報じております。なお、8月30日、議会全員協議会の協議議題で水道渇水異常について、市長から今までの経過を詳しく説明がありました。断水が回避できたのは市民の節水が第1であったと思います。この席をかりてお礼を申し上げます。なお、断水に対する市御当局の万全の準備体制に感謝を申し上げます。

当地区の農業用水の水源の松野、前沢両ダムともに貯水量が8月中旬で空になると放流量を制限されました。3日給水の3日断水が実施された。農業用水のパイプライン化が一部は

整備されていますが、大半はU字溝となっています。ふたのないU字溝の用水路では、あぜ草を刈ると、その草が落ち、投げ捨てた空き缶、ビニール袋等が流れて取水口をふさぎます。用水があふれて、水がむだになることがあります。また、これらの草や空き缶、家庭の雑排水等がそのまま用水から排水路に、排水路から可児川へと流れて河川の汚染を来しています。これらのことはパイプライン化すれば防止ができ、河川も浄化され、環境改善されます。そこで、農業用水のパイプライン化を多くの農業者が望んでいます、その進捗状況と今後の見通しをお伺いしたいと思います。

次に2点目ですけれども、正午、12時の公共用時報のサイレン方式を見直す考えはないか、質問いたします。

「人に優しい都市空間を目指して」と、可児市福祉環境整備指針の基本的な考え方にも述べられています。「心豊かな活力と潤いのある住みよいまち可児の実現を目指して、市民生活に必要な施設の整備・改善を行い、住みよい福祉のまちづくりに努める」。私はこのサイレンも環境整備の問題だと思えます。

来年は戦後50年を迎えますが、この間、戦争中に空襲警報の発令のときのサイレンが今でも12時の時報として吹鳴されています。このサイレンを戦争中に聞き、恐怖心を覚えた経験者の一人でもあります。この際、戦争のイメージから平和なイメージと、まず時報の見直しをお願いしたい。サイレンについて私の考えを述べますと、一つとしまして、現在のサイレンは吹鳴箇所での騒音は相当大きな音響だと思えます。近くの方は耳が痛いと言われていす。また、子育てのとき、幼児はサイレンの音でびっくりして目を覚ますとも言われています。私もその近くで聞きますと、大きな音にびっくりします。現在の騒音はどれぐらいのホンですか、お伺いしたい。

二つ目としまして、サイレンは災害警報のみに限定使用されたがよいと思えます。そのためには、機器の故障防止のため、試験吹鳴を考えたらどうか。

三つ目としまして、お百姓さんが野良仕事で12時ボーが鳴ったから帰ろうというのは今はあまり利用されていないと思うが、夕方の「夕焼けこやけ」のメロディーが鳴ると、子供たちも家路に帰ります。よい風習が定着しています。12時のとき、サイレンにかわる何かよいミュージックにかえたらどうか。このことがまちづくりとして市民の積極的参加を求める一つに取り上げて、「広報かに」で一般公募して、ミュージックを決めたらどうか、提案をいたします。

以上、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 太田議員の質問にお答えをいたします。

最初に渇水対策等につきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、市民の皆さん方の節水の御協力に感謝を申し上げますとともに、これからの水事情についても、先ほど答弁しましたように、抜本的な解決について関係者と十分協議をしてみたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

さて、農業用のパイプライン化の進捗状況と今後の計画でございますが、可児の土地改良区では、昭和62年度より受益面積 184ヘクタールを対象として、総事業費23億 2,900万円、総延長29.8キロメートルでパイプライン化工事に着手をいたしました。この事業のきっかけは愛知用水の2期事業であります。事業化になったことは、パイプラインとしての必要条件である受益地点での水圧が 0.2気圧の確保が、愛知用水と顔戸頭首工から取水していることから、加圧ポンプも必要なく、容易であることでございます。また、取水地点が3カ所で、用水系統も比較的整理されており、水路の全延長も長く、水管理上のメリットが大きいこと。都市化が進んでいる地域もあり、水路敷地を有効利用できること等があったと思われるわけでございます。進捗状況でございますけれども、6年度末までに延長 11.28キロメートル、全体の34.8%が完成する予定になっております。全体の完成は今後十数年かかるとされるわけでございます。

次に、正午のサイレンの問題でございますが、現在、サイレンについては市内で14カ所設置しており、正午の時報と災害発生時の警報として使用しております。御承知のとおり昭和56年度以降、行政防災無線があわせて設置され、今では 143カ所の支局配置に伴い、音声による各種の情報伝達が行き届くようになりました。しかしながら、災害時のサイレン警報は音が遠くまで届くことから、消防団等が活用し、頼りにしていますので、今後行政無線の活用を今まで以上に進め、サイレンにかわるものとして対応できるよう検討を重ねていきたいと思っております。

また、正午の時報については、その需要も少ないと思われまますので、廃止の方向で検討してまいりたいと思っております。また、サイレンのホンは 130ホンということ聞いております。以上でございます。

〔 5 番議員 挙手 〕

議長（林 則夫君） 5 番議員 太田 豊君。

5 番（太田 豊君） 農業用水のパイプライン化の進捗状況は細かく説明願いまして、ありがとうございます。ただ、ここで農業用水の利便性というのですか、今も話がありましたように、パイプラインを地下にいけて、その上が活用できるということで、土地利用が非常によいと、こういうことの利便性と、農業用水の水のむだがない、河川の汚染がないというようなことですが、農業用水のパイプライン化で欠点があったら、どんな欠点があるかということで、一、二例を、もしわかっておりましたら回答をお願いしたいと思います。

それから、2番目のサイレンの吹鳴について、廃止の方向ということで決断していただきまして本当にありがとうございました。今、サイレンの吹鳴箇所が 130ホンというと、新幹線の騒音公害では80ホン以上は窓を締めたり何かいろいろしますもので、130ホンというと随分高いわけですが、仮に60ホンというと、どのくらい離れたところで60ホンぐらいになるかということを知りたいと思っております。

それから、あと、サイレンにかわるミュージックということで、このことには答弁がなかったわけですが、要するに12時の時報についてのサイレンはあっさりやめちゃうと。

それで、それにかわるものはやらないよと、こういうことですか。その辺の答弁をお願いしまして、私の質問を終わりとします。どうもありがとうございました。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） パイプラインの欠点については経済部長から御答弁申し上げますが、サイレンにつきましては、一応12時の時報は廃止したいということですが、ミュージックにやるかどうかということは、これはサイレンではなくして防災無線の方だと思いますが、それについては、あまりいろいろやりますとやかましいという話もございますので、十分検討してまいりたい。今のところ、ミュージックをやるかどうかということについては即答はちょっとできかねる状況でございます。これはやはりいろんな意見も聞いて進めてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 経済部長 可児文一君。

経済部長（可児文一君） ただいまの御質問の農業用水のパイプライン化でございますけれども、一般的には開水路で現在やっておりますけれども、パイプライン化にいたしますと、やはり一番難点は水圧の関係でございます。水圧が落ちますと、スムーズにパイプの中が流れない。あるいは後口のパイプの出口が順調よく出てこないという欠点があります。それから、ごみ等がパイプの中へ入りますと、かなり開水路と違いましてパイプの断面が小さくなりますので、もし詰まったときは掘り割って直さなきゃならないというような一つの欠点がございます。それから、パイプライン化にしますと、よい点といたしますと、ほとんどが可児土地改良区で行いました圃場整備に合わせまして、農道の側溝がわりで用水路がつくられております。そうした用水路の敷地もかなりの面積がありまして、それをパイプライン化することによって農道が、現在6メートルが大半の農道になっておりますけれども、それが8メートル、9メートルというような広い道路になり、そして舗装もし、将来的には市道に認定等もスムーズにできるというような形になってきます。以上のような点でございますけれども、よろしく願いします。

〔「60ホンはどのぐらい離れた地区なのかというのには御回答がなかったんですが、どうでしょうか」と5番議員の声あり〕

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） はっきり言って、何メートルになったら60ホンということはちょっとわかりかねるようですが、普通、まちの中の騒音というのは55ホンだそうですので、60ホンだとまず聞こえないというのが普通だろうというふうに考えられます。

〔5番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 5番議員 太田 豊君。

5番（太田 豊君） どうもありがとうございました。今のサイレン、12時の時報をやめていただけるということで非常にありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で5番議員 太田 豊君の質問を終わります。

6番議員 小池邦夫君。

6番（小池邦夫君） 6番議員 小池邦夫でございます。議長のお許しを得ましたので、4点について質問を行います。

まず最初に、行政区としての可児市から国税として幾ら納められているかということについてでございますが、堅実な可児市政は可児市を全国にも少ない不交付団体に育て上げたわけですが、視察先でもうらやましがられることもたびたびで、我が可児市、市民、行政ともに大したものだなあと感じております。平成3年度、4年度、5年度、決算を見て思います。自己財源以外は県や国からいろんな名目で市の予算へ組み込まれるわけですが、一体、所得税や消費税、その他、可児市民の国税納入額は幾らになるのでしょうか。国民として国の運営費を全員で負担しながら、その運用は私たちみんなで選んだ国会議員を通じてお任せしているわけですし、日本の官僚は特に優秀だということですから、国家国民のために有効かつ適切に使われていることと私たちは安心しておればよいとは思いますが、納めるのは個人・法人が直接行うのに対しまして、配っていただくのは県や市、行政単位がほとんどなんですね。国政分野についてここで議論をするつもりはありませんが、単純に考えて、入ってきた金額は知らせていただくけれども、払った金額については一般市民も私たち議員も詳しくはよく知らない。そういう状態は、知ってどうなると言われたら身もふたもありませんが、やっぱり釈然としない部分があります。昔から「よろしむべし、しらしむべからず」という言葉がありますけれども、可児市民としてぜひ知っておきたいと思しますので、お知らせ願えたらありがたいと思います。

2点目は、規制緩和についての認識についてでございます。

可児市にまだ商業集積がなくて、市民の皆さんが買い物、その他で、いわゆる消費活動にまだ不便を感じておられたころ、そのころはまだ大店法というのが元気に生きておりまして、その大店法にのっとって厳しい規制が行われました。そして、時代が移りまして、いわゆるオーバーストアの状態になりました。物が本当にあふれております。そういう現在、逆に大型店の出店がフリーになっています。価格破壊ということが始まったと言われておりますが、私も消費者の一人として歓迎すべきことと思っておりますが、中小零細を含めた在来の流通業者の地元市民としての立場とか、交通問題を含めた環境なんかとの兼ね合いですね。大店法一つとってもさまざまな問題が起こってくるわけですし、中央の規制が緩めば緩むほど、自治体としてのまちづくりの理念、それに基づく指導は、いわゆる自主性に基づく自信と先見性を持って、ますます強化というところとちょっと言葉に語弊があるかもしれませんが、やっぱりまちづくりの信念に基づいた指導がきちり、今まで以上になさなければならないという一面があると思われませんが、それについての見解をお述べいただきたいと思っております。

続きまして、3番目はごみの減量に関してでございますが、ごみの減量は永遠のテーマなんですけれども、現在、焼却炉、その他に対して既に補助が行われておるのは承知しておりますが、方式、それからメーカー、形式、性能、価格によらず、各家庭でごみの減量に対して投資を行う場合、さっき財政という話も出ましたが、限度額を設定していただいて補助を

するという事は、市民の意識もますます高まって高結果につながると思います。この考え方はいかがでしょうか。

続きまして、最後4番目、私はこの3年間、何回かの一般質問をさせていただきました。稚拙な質問ばかりでしたが、その都度丁寧に御答弁いただきまして本当に感謝いたしております。そのときいただいた回答は大切にとじ込んでおりますが、市長がその職を勇退されても、その効力は残りますでしょうか。よろしくお答え願います。以上で終わります。(拍手)
議長(林 則夫君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 小池議員の、行政区として可児市から国税をどのくらい納めておるかという御質問でございます。国税と一言に申し上げましても、御承知のとおり直接税と間接税がありまして、直接税には所得税を初め、法人税、相続税など、数々の税目があるわけでございます。これらの国税の納税方法としては、所得税のうち申告所得税は住所地の管轄税務署へ納税し、源泉所得税は事業所の管轄税務署へ納税するというように、納税する税務署が異なりますし、消費税や酒税など間接税は税金を負担する人と納める人が異なりますので、行政区を単位とした国税の納税額を把握することは、国税当局においても不可能と思われまじ、こうした統計資料も出ていない状況であります。こうしたことから、市においても国税納税額を把握しておりませんし、また市独自で調査することはちょっと難しいというふうになりますので、あしからず御了承賜りたいと思います。

次に規制緩和についての認識でございますが、大規模小売店に関する規制緩和については、流通を取り巻く環境の変化等を踏まえ、大店法の制度について見直すこととして、当面、本年5月の出店営業規制の運用緩和と調整手続の迅速化の措置の効果の確保を図っております。また、出店調整手続と開発許可、建築確認など、関係手続の同時並行処理の徹底を図り、また関係手続について標準処理期間の明示等により、迅速化を推進するとなっております。したがって、中央の規制緩和について、市といたしましては十分尊重してまいらねばならないと考えております。しかし、市独自のまちづくりの理念を反映する必要もありますし、アクセス等、開店後の総体的状況を勘案する必要があります。このため、指導にもおのずと限界はあるものの、その範疇で、しかも迅速に指導して、市としてのまちづくりの理想形に近づけていかなければならないと考えております。また、それには今まで以上にまちづくりのための協議が迅速に行われなければならない状況であり、知恵も必要となってきております。さらにまちづくりについても、土地区画整理事業などにより、より一層の基盤の整備、受け皿も必要と考えております。いずれにいたしましても、可児市百年の計を考え、今後のまちづくりに臨んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

次に一般質問の回答の効力でございますが、私も市長就任以来、議員皆様を初め、市民皆様の御支援・御協力により、微力ながら市政発展に全力を傾注してまいりました。市議会壇上におきましても、議員皆様からの数々の市政への御提言、御質問をいただき、誠心誠意お答えを申してまいりました。いずれにしても市政運営の基本的方向を示させていただいたも

のでございまして、今後とも限られた財源の中、議員皆様とともに検討を重ね、事業推進を図ってまいりたいと存じますし、市長がかわりましても、そういう基本的なことについては当然守っていただけるだろうと、多少市長の考え方によって変わる面もあろうかと思いますが、基本的には踏襲されていくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 民生部長 小池勝雅君。

民生部長（小池勝雅君） それでは、私から第3点目のごみ減量機器の補助について、御答弁申し上げたいと思います。

議員から御発言がございましたように、既に平成5年度からは家庭用の焼却炉につきまして、その設置費の2分の1、限度額1万円ということで補助金を交付しているところでございます。なお、生ごみ処理機、すなわちコンポストにつきましては昭和61年度から実施させていただいておりまして、大変皆さん方から好評を得て、現在もなお設置させていただいておるところでございます。この額については、先刻御承知のように3分の1以内、限度額が3,000円ということで実施してまいっておるわけでございます。昨年1年間の実績をちょっと申し上げてみたいと思います。焼却炉は昨年始めたばかりでございましたけれども、71基設置していただきました。これに要する補助額が58万7,300円でございます。それからコンポストにつきましては、5年度1年で77基、補助額は19万9,300円ということでございました。これを見まして、どこのメーカーにおきましても、最近ごみ問題は重要な課題ということで、それぞれしのぎを削って、鋭意努力をされて機器を作製しておみえになります。そうした中で、このごみの減容機器についてはそれぞれのやり方がございまして、例えて申し上げますと、議員御承知のように温風乾燥機、あるいはバイオ処理機等々がしのぎを削って、各メーカーごとに発売をされておるところでございます。そうした中で、メーカーサイドの話を聞きましても、ある自治体では、議員御指摘のように限度額を設けて補助をしていらっしゃるようなところもございますので、私どもも実際その機器をお借りしまして実験をさせていただきました。そのときに、たまたま議員も現物も見ていただきました経緯がございますが、私ども、それぞれの機器を見ましても、それぞれやっぱり一長一短がございまして、この機器がよろしいというわけにはまいりませんが、いずれにしても、その機器につきましては、減量化の効果が見られるというふうにご覧いただいておりますので、そうした補助金制度を採用されておる市町村の状況を調査いたしまして、実施すべく準備を進めてまいりたいと、かように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

〔6番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 6番議員 小池邦夫君。

6番（小池邦夫君） 国民総背番号制とか、コンピューター時代とかで、管轄が違う、そのほかでかなり難しい部分はあると思いますが、コンピューターの仕事としてはそんなに難しいことじゃないから、恐らく国の方では、税金がどこからどういう形でどう流れておるといことぐらいは、十分承知をしておるんじゃないかと思っております。こんなところで愚痴っても

しようがないですけれども、丁寧な御答弁ありがとうございました。

また、規制緩和についても近藤さんと重なるところもありましたけれども、やっぱり自主的なまちづくりということですので、大変心強い御答弁で感謝いたしております。どうもありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で6番議員 小池邦夫君の質問を終わります。

ここで15分休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時14分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

19番議員 渡辺重造君。

19番（渡辺重造君） 大変お疲れのことと思いますけれども、質問をさせていただきます。

通告いたしました質問に先立ちまして、今限りで勇退をすることを表明されました鈴木市長に対しまして、一言感謝とお礼の言葉を申し上げたいと思います。

3期12年間、鈴木市長は、人口急増に対する義務教育施設整備、地区公民館の建設、生涯学習の体系づくり、あるいは老人福祉センターの建設、下水道整備、区画整理事業などの都市基盤整備と、12万都市を標榜する我が可児市の2代目市長として堅実な行政手腕を発揮されてまいりました。市長の勇退表明後、鈴木市長に対する賛辞の声は高く、勇退を惜しむ市民の声は余りあるものがあると思います。私自身に対しましても、11年余にわたり格別の御指導と叱咤激励を賜りましたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。11月6日に勇退をされることになりましたが、8万6,000人余の可児市民にとっては、よき指導者であったと思いますけれども、激務の続く市長職を全うするために、家族には大変な犠牲が強いられたものと御推察を申し上げます。勇退後はますます健康に留意されまして、これまで市長を支えていただいた奥様と家庭を愛し、今後とも可児市の進路を誤ることなく、一市民として御指導賜りますよう心からお願いを申し上げます。

それでは、通告に基づいた質問に入らせていただきますけれども、私、今回の私役交代によりまして、水道経済委員会になりまして、その所管事項でもあります異常湧水について質問をさせていただくわけですが、当面の重要課題ということと、昨今の新聞紙上を見ましても、連日のように湧水問題が掲載されておりますので、質問を許していただきたいと思います。

気象庁始まって以来の異常高温で、全国各地の气象台で最高気温の更新や連続熱帯夜の記録を更新いたしました。異常高温とともに、120年ぶりと言われる雨不足による異常湧水は、北海道、沖縄を除き、日本列島を襲い、いまだに節水の強化や断水強化が打ち出され、まさに平成水飢饉であります。去る9月1日付の岐阜新聞によりますと、木曽川水系の断水や節

水地域の広さ、影響人口などからすると、中部地方の渇水は全国ワースト1というふうに報道されております。目の前を流れる木曾川の水が自由に飲めないとはどういうことかと市民から素朴な意見が後を絶ちません。木曾川の水利権は古く江戸時代からと言われ、濃尾平野の農業用水を確保するため水利権が争われてきたものであります。水の権利をめぐる争いは、大正時代の福沢桃介のつくった発電用ダム建設、昭和の愛知用水の建設についても、新規水利権を得ようとする者と既得水利権者との間に激しいやりとりがあり、愛知用水は最終的には既得水利の保護を条件に国会において決着されたものであります。今回の渇水対策で自流水を調整し、愛知用水など新規水利権者側が既得水利権者側から水を譲り受ける際、厳しい節水や断水に踏み切ったのは、水に対する歴史的な背景からと言われております。

このたび、それぞれの水利権者で調整がついたことに対し、高橋芝浦工大教授は、木曾川のような大河川で調整が行われたのは全国で初めてのことで評価する一方、これをきっかけに大渇水のような危機にスムーズに対応できる新しいルールをつくるべきと指摘されております。東京を中心とする首都圏では、昭和39年の大渇水を契機に、川と川を結んで水を有効に利用する霞ヶ浦導水路、北千葉導水路、武蔵導水路、朝霞導水路が建設され、水が安定供給されております。また、中部経済連合会は、今年7月に「水資源の現状と今後の対応について」として、第2東名高速道路の側溝を使い、東西横断幹線水路軸構想を発表され、大井川から揖斐川に至る川をパイプラインで結ぶという夢構想が打ち出されました。木曾川の問題点の一つとして、通常時には使い道を決めず、渇水時に利用できる不特定容量がわずか3%で、38%ある利根川に比較し極端に少なく、河川としての底力がないと指摘をされております。今回の水不足は、市町村や国・県において、人が生きるためにこれからの水利用計画はどうあるべきかという大きな政治課題を自然界が提言したものだと思っております。

岐阜県においても、今回の渇水を契機に小規模ダムの建設方針が検討されております。徳山ダムの建設や長良川河口堰から名古屋経済圏への導水が実現すれば、木曾川の水利権に対する考え方も変わるのではなかろうかと思っております。いずれにいたしましても、水は命と経済活動の源であります。今回、愛知県の水利権者の温かい友情により、本市においては最悪の断水は回避をされました。市長初め関係職員の日夜にわたる御努力に敬意を表するものであります。

そこで、渇水対策につきまして、当面の課題と将来問題について質問をいたします。

8月20日に、22日からの断水予告のビラが全戸配布されました。その夜、断水回避のマスコミ報道があり、最悪の事態は回避をされました。断水が回避されたために、節水が強化されたにもかかわらず、市民の間では節水が緩和されたとの誤解がありました。断水回避と節水強化のPRが不足していたのではなかろうかと思っております。また、聾啞者、目の不自由な人への対策は適切であったかどうか、お聞きをします。

次に、節水と断水対策により水道事業会計が、きょうも市長答弁でありましたように、約2億円の赤字決算になると予想されておりますが、ほかにもたくさんの被害が発生をいたしておると思っております。まず一つに、市内の農林業への被害はどの程度になったのか。また、可

児工業団地では断水が実施された場合、操業停止をせざるを得ない企業があると聞いておりましたけれども、商工業者の断水対策費用や操業短縮による商工業の損失金額はどの程度であったのか、お伺いするものであります。

また、断水時の自己防衛策として、ポリタンクなどが飛ぶように売れましたけれども、オイルショック時のトイレットペーパー、あるいはまた去年の米不足のように、便乗値上げがあったかどうか、回答をいただきたいと思います。

また、さらに子供たちが一番楽しみにしていたプールが湯水のため使用禁止になりましたけれども、学校教育において問題があるのかどうか、お聞きをいたします。

また、今後、節水がさらに強化されたときに、学校給食はどのように対処されようとしているのか。さらに、今回の異常事態により、井戸水を検査されました家庭がたくさんございますけれども、検査件数、飲料水に適した件数や、飲料水に適している地域が判別できれば、明らかにしていただきたいと思います。

次に、今後の課題について質問いたします。これから台風シーズンに入り、雨を期待するものでありますけれども、冬場を控えて降雨量が少ない場合、今後どのような対応策が考えられているのか。また、幸いにも、この期間中、大きな火事もなく喜んでおりますけれども、もし火災が発生したとき、どのような対策が講じられていたのか。また、あってはならないことでありますけれども、断水時に火災が発生したら、水利をどのように確保されるのか。また、現在、南消防署には水槽があるようでございますけれども、西可児、桜ヶ丘分遣所にも今後水槽をつくる必要があるのではないかと。さらに、ことし6月でしたか、広眺ヶ丘の火災の反省として、消火栓と防火水槽の見直しが必要であるのではないかとというふうに思います。

さらに、この地方の水利権のルーツは、先ほど述べましたように江戸時代からでありますけれども、時代の変遷とともに農業の耕地面積も縮小し、水の利用目的の見直し、水利権の見直しはできないものでしょうか。昭和58年の9・28災害を契機に丸山ダムのかさ上げが進められております。かさ上げによって貯水される1,500万トンの水は利水が決められていない不特定容量と言われております。近い将来、公共下水道の普及により可児川の流量が減ることは確かでございます。現在、ふるさと川整備事業として、市役所周辺の整備が続けられておりますけれども、水が流れて初めてふるさと川であり、水がなければ、ただの河川公園になります。これまで40数億円という事業費を計上しておりますが、血税を払っております市民や地権者の皆さんからの批判を浴びることになるかと思えます。可児川の水質浄化と農業用水確保のためにかさ上げされる丸山ダムから松野湖、あるいは前沢ダムを經由いたしまして、可児川へ導水する構想を提案するものであります。

次に、花フェスタ関連について質問をいたします。

「花フェスタ'95」の開催まで、あと半年となりました。全国規模で開催されます今回の「花フェスタ'95」は、可児市にとって最初で最後の博覧会になるのではないかと思います。それだけに開催地の可児市としては万難を排して成功させなければならないと思います。し

かし、可児市の取り組みにつきまして、少し消極的ではないかという声も聞かれますし、市民の盛り上がりもいま一つ物足りないものを感じます。このような声が出ないように積極的な取り組みを展開し、市民の盛り上げを期待するものであります。自治会に回覧されました前売り券販売チラシには、通常入場券価格は明示してなく、前売り券のメリットがどこにも書いてない欠陥チラシであったと言えようかと思えます。具体的な質問といたしまして、自治会経由の前売り券の販売状況と、今後の取り組みをどのようにされるのか。可児公園の整備事業は順調に進んでいるのか。また、県道・市道の道路改良はこれまた順調に進んでいるのか。今後、開催地である可児市民の盛り上げをどのように検討されているのか。私の提案といたしましては、市職員が「花フェスタ '95」成功に導くワッペンをつけるとか、あるいは市内企業にPRポスターの配布、花フェスタカレンダーの全戸配布等は一つの方法として考えてみました。

さらに、今回のように湯水に遭った場合、どのように対応されるかということで、まず一つには、可児公園に通じる街路樹は、午前中にもお話がありましたように、かなりの部分で枯れております。こういった枯れたものをどのように今後整備をされるのか。あるいはまた、広見・土田線を見ましても、草花を植えてあるところと植えていないところがあります。沿道の修景を開催までにどのように考えておられるのか。また、今回のような異常湯水がもし開会中まで続いたとしたときに、公園内の花や樹木の散水はどのように対策を講じられようとしておるのか、お聞きをいたしたいと思えます。また、中部未来博は夜間営業により入場者が予想以上にふえたと言われております。可児公園におきましても、「花フェスタ '95」のナイターでの開催を検討されているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

最後に南部開発につきまして、計画発表から既に相当な時間を経過いたしておりますけれども、バブル崩壊後の今日、諸問題があるかと思えますが、今後の具体的な計画を提示していただきたい。

以上、質問を終わりたいと思えます。(拍手)

議長(林 則夫君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 渡辺議員の、まず異常湯水と今後の問題について、お答えをいたします。

まず断水回避と節水強化のPRについて、お答えいたします。断水が決定されたのは8月19日の夜でございます。回避の連絡が入ったのは20日の夜間9時過ぎで、極めて短期間に断水が回避されたために、20日深夜から21日早朝にかけて、その対応に追われたわけでございます。市では22日から断水広報を実施したばかりであり、急遽、21日に防災行政無線及び広報車で断水の回避とその理由及び一層の節水協力を呼びかける広報活動を行いまして、22日以降においては節水強化がされたことによる節水協力の広報を行ってきておりました。テレビ、新聞でも断水回避のみが大きく報道され、誤解が生じた可能性もあるものと思われましても、可茂・東濃用水受水地域では、節水に早くから取り組み、断水を実施した知多地域より節水効果を上げましたが、状況は変わりませぬので、一層の節水協力を呼びかけてま

いります。なお、断水回避後における給水量を見てみましても、引き続き節水に市民の御協力は得られているものと思っております。断水回避で給水量が上がったという事態はございませんので、この点では市民からの協力が得られておると感謝を申し上げる次第でございます。

次に、上水道会計以外の被害状況でございますが、まず商工業の被害でございます。商工会議所が市内商工業者の代表者を集めまして給水制限問題対策会議を8月17日に開催し、断水した場合の準備、心得等の対策を検討しました。今も引き続き節水は続いているものの、断水は回避となって、被害届は一件も出ておりません。工業団地の被害でございますが、可児工業団地につきましてはすべて上水道を使用しているため、断水に備えて貯水槽のリース、自費工事で設置、配管の投資、または操業日程の調整をして、残業、日曜出勤をしたり、断水対策を行いましたけれども、断水が回避されて、被害は全くなかったということでございます。

次に名古屋パルプ、カヤバ工業でございますが、自家用工業用水道事業として愛知用水から取水し、供給しています名古屋パルプ、カヤバ工業の状態については、カヤバ工業につきましては需給水確保の対策、振替出勤及び休日出勤等の人件費、部品会社の外注委託、食堂の食器の変更、その他需給水確保のための電気料金の増加等で約8,225万円、名古屋パルプは湧水による原価アップ、配管工事費、熱交換器、管理強化費等で合計1億2,200万円の損害になっておるわけでございます。

次に便乗値上げについてですが、各戸におけるポリタンク等の物価便乗値上げにつきましては、スーパー2店について県の消費生活課が調査しましたが、便乗値上げされた模様はありませんでした。

なお、農業関係につきましては、総額で農業関係が2,091万2,000円、内訳としては、水稻が31トンで846万3,000円、里芋が24トンで616万8,000円、クリが12ヘクタールで528万円、桑畑が9ヘクタールで6万円、繭が50キロで9万9,000円、鶏が2,370羽で84万2,000円であります。水稻は特に室原地区、大畑地区、石原地区に被害が集中し、完全枯死した圃場も見られます。その他に今地区、古瀬地区、長洞地区、我田地区、大森地区、横市地区、丸山地区等に被害が見られます。最近の雷雨により若干回復した圃場も見られますけれども、減収は免れないものと思えます。里芋は市内全域で葉の硬化、成長停止が見受けられます。本格的な収穫時期である10月中旬までに少しでも回復することを祈るだけでございます。クリも市内全域に登熟不良が見受けられ、例年より小粒で低品質であります。鶏は3農家1企業で、高温により死亡したものであります。以上が農業関係でございます。

次に林業関係でございますが、総額855万6,000円となっております。内訳としては、生活環境保全林の植栽樹の枯損、これが3,022本で424万1,000円、苗木、桧が5万5,000本で412万5,000円、桧造林地が0.2ヘクタールで19万円となっております。農林業合わせて2,946万8,000円という現在の被害状況でございます。

なお、先ほど村上議員から御指摘がありましたように、街路のサツキについてもそれだけ

の被害が出ておったわけでございます。

今後の対策でございますが、冬場を迎えて、降雨量が少ない場合、どのように対策を考えるかということでございますが、8月18日以降、水源地周辺では雷雨がありまして、秋季には降水量が梅雨どきより多いのがこの地域の気候でございます。幸い、岩屋、牧尾の水源地ダムはわずかながら貯水ができるようになり、木曾川の自流は枯渇することなく流れておりまして、今回、既得水利権者の御協力により自流からの取水が可能になったことでこの渇水を乗り切れるものと思っておりますが、このまま冬場を迎えた場合に、通常、冬の渇水期にはダムの水が相当必要なことを考えますと、秋雨等により多少ダムの水が貯水できたとしても取水制限が続けられることと思われまますので、市民の皆様には引き続き節水の御協力が必要と考えております。

なお、根本的な対策については、新たな水源確保対策が必要で、大規模な地下水源の調査、渇水対策ダムの建設、工事途上ダムの建設促進、水源のネットワークづくり等を要望してまいりたいと考えております。

渇水期間中の火災発生対策としましては、消火栓の使用が不可能になった場合、防火水槽や自然水利の活用を考えました。そのために、消防団及び消防署の協力を得て、既設の防火水槽の水量確認と点検及び自然水利の確保箇所の調査を2回実施し、断水対策といたしたわけでございます。また消防署には消防団の所有している地上式防火水槽を仮設し、水利の一部としたわけでございます。その他にも広報無線で防火の呼びかけと、消防団による夜間の巡回パトロールと啓発を計画しました。

水利の確保につきましては、現在、市内には防火水槽40トン以上が277基、以下が70基、その他井戸、プール等17カ所、公設消火栓406基が設置されていますけれども、市町村の消防施設整備計画によれば、その充足率は62.8%にとどまっておりますために、年次計画を定めまして、防火水槽を年間6基、消火栓を七、八基程度増設しておるところでございます。西可児、桜ヶ丘分遣所の防火水槽については、まだ住宅の密集地についても十分とは言えないため、これらの整備を図りながら検討してまいりたいと存じます。

また、一般の団地開発ではおおむね80ないし100メートルに1カ所の水利を確保し、そのうち3分の1については防火水槽の設置を指導するなど、その必要性は十分配慮しておるところでございます。しかしながら、既設団地等の古いところでは、こうした指導が十分でなかったこともあり、消火栓依存度が高いところが多いため、用地の確保を図りながら整備をしていくつもりでございます。

次に水利権の見直しの問題でございます。議員御承知のように、木曾川水系における当地の当時の農業用水の水利権をひもとくと、江戸時代までさかのぼり、明治、大正と、その権利は旧河川法により守られています。そして明治以降、木曾川は時の電力王と言われた福沢桃介による大井発電所を初めとして水力発電所の建設が活発化し、現在では木曾川と支流の飛騨川にある発電所の数は、関電、中電合わせて52カ所に及ぶと聞いております。この発電ダムの水利権も大変強固なものでございます。昭和に入り、31年に着工した世紀の大事業

であった愛知用水事業も、国会において既得水利権の保護を条件に事業がスタートしたほど、その権利は強固なものであります。また、河川には漁業、河川環境に影響を及ぼさないための維持流量が必要であり、この目標基準を下回ると、既得水利権者といえども自由に取水できないことになっておりまして、木曽川の場合は、馬飼頭首工からの放流量が毎秒50トンが目標基準になっています。ですから、このような水利権の見直しとなりますと、一筋縄ではいかない、奥の深いものがあるようでございます。農業用水の需要については、確かに耕作面積は当時の時代背景とは違い、縮小されておりますが、可児土地改良区の水利権を例に挙げれば、夏季のかんがい用、5月から10月まででございますが、毎秒1.33トンの取水権利を持つものの、冬季の畑水利のかんがいの権利は毎秒 0.066トンとなっております。この水量からわかりますように、可児土地改良区の農業用水は非かんがい期にはわずかな量しかなく、一方、都市用水は年間、季節を問わず安定した水量が必要であり、一概に農地が縮小すればというわけにはまいらないところでございます。

いずれにいたしましても、ことしの異常渇水はいろんな問題を投げかけました。木曽川水系として既得水利権と新規水利権者の間で調整が図られたことは大変意義深いことであり、今後の係る事態におけるルールの一つの目安になるのではないかと考えられます。また、これを契機に水利権の見直し、水源の確保、森林の保全等、国政において対策を講ずる必要があると考えますので、あらゆる機会を通して、国・県に働きかけていくものであります。

また、丸山ダムから松野湖を經由して可児川へ導水する構想については、大変夢のあるすばらしいものであると存じます。ただ丸山ダムより松野湖が約 140メートル高く、権利関係を除いても、種々検討しなければならない部分はあるかと存じます。天竜川から豊川への佐久間導水の例もあり、また今後、水利用の濃淡ある、あるいは取水面積の公共等の導水利用が新聞紙上で課題に上がっておる折でもあり、不可能ではないと考えますが、折に触れ検討・要望を進めてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

今回の断水、渇水に対してはいろんな新聞報道もされておりますし、学者からもいろんな意見が出ております。東大の中西教授は、農業水利権には敬意を払って都市用水への転用を図れと。むしろダムをつくるよりも、その流量を調整したらどうかというような意見がございまして。確かに50トンの放水量を少し減らせば、十分都市用水は賄えるのではなからうかというような御意見も出ておりました。それから、丸山ダムの導水については、可児土地改良区の沿革史を見ますと、既に昭和10年に宮瀬の可児ヨシオという人が丸山ダムからの導水を主張されておりました。ただ、これは非常に大きな金がかかりますので、簡単にはいかないだろうと思っておりますし、そのときに第2案として松野湖の建設を上げられておりましたが、松野湖は戦後、防災ダムと、それから愛知用水の補助ため池として建設をされたわけでございます。水利権につきましても、既に昭和14年に伏見、今渡、土田の3町村で見渡土用水という組合をつくって水利権を確保して、そのときには兼山ダムから導水するというので、これは知事の許可を得て水利権を得られておったわけでございます。現在、この兼山ダムからは愛知用水が通じておりますけれども、あそこから導水するような構想が出ておりましたけ

れども、戦争の激化で中止になったようでございます。そうした過去の例もあるわけでございますので、我々は十分そういうことを考えながら、これからも水の確保について努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） 助役 纈纈義昭君。

助役（纈纈義昭君） 渡辺議員お尋ねの南部開発について、お答えをいたします。

これは議員御存じのとおり、昨年2月2日付をもちまして、当南部開発についての開発許可がおりておるわけでございます。その後も小山住宅と日本国土開発との間でいろんなやりとりがございました。ところが、小山住宅の方の意向が二転三転いたしまして、非常にこれまで難航をしております。そしてまた、御存じのようにバブル崩壊と、現在のようなこういう経済情勢になりまして、非常にまたさらに難しい状況に立ち至ったと。そこで、三転目から、今度はさらに四転いたしまして、結局、当初の指導どおり、小山住宅から別の継承事業者にして素地を移すということになり、その継承事業者との調整はすべてこれまでにやっと終わりました。ただこの継承に伴う開発許可関連の個別法調整、手続上の問題がございまして、この一連の流れがやっと終着に近づきつつあるという、今、状況でございます。ただ、いずれにしても非常に採算性の厳しい中での開発でございます。ただいま採算性について、さらに慎重にリサーチをかけながら、何とか年度内に実施するという目的、めどをもって作業を今進めさせておるわけでございます。私どもといたしましては、採算性の問題ですべて住宅開発に切りかえてほしいと。もともと当初はそうであったはずだと、こういうことを事業者、特に小山住宅は申し立ててきておりましたけれども、絶対にこれは許せない。可児工業団地は、この南部開発なくして完成しないと。この一貫した市の考え方は、これは崩すわけにまいらんと。その条件の上でやりなさいと。さらにこの既設部分ですね。いわゆる北姫ニュータウンと言っておりますけれども、この粗悪な造成も、この際、条件として再整備をするということにしておりますので、この二つが大きい、やはり採算性のネックになっていることは十分こちら承知でございます。がしかし、そうしたことを承知の上で滑り出したことでございますので、これは緩和、あるいは免除するわけにはまいらんと。当初の予定どおりやりなさいということで、現在もって指導をいたしております。以上でございます。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 渡辺議員の異常湧水と今後の対策のうち、学校教育に関する内容につきまして、お答えを申し上げます。

このたびの異常気象による湧水対策として、学校のプール使用を中止する事態になったことは、やむを得ないこととはいいながら、まことに残念でありました。プール使用中止による学校教育への影響でございますが、体育科の授業としての水泳、学校行事としての水泳、及び夏休みの自主的体力づくりとしての水泳の指導等が十分達成できなかったことが問題点であるというふうに考えております。なお、そのうち体育の授業に関しますことにつきましては、各学校におきまして、指導内容の組みかえ等を実施いたしております。そういうこと

から、教育課程実施上の課題は何とか解決できるものと考えておるところでございます。ただ水泳そのものに関しましては、実際の機会がなかったわけでございますから、来年度、水泳に関する実態把握を十分にいたしまして、指導内容や指導時間を配慮する等、計画の見直しをした上で指導の充実を図るようにしていきたいと考えておるところでございます。

それから、二つ目の給食に関して節水が強化されたときの学校給食の対応はどうするかということでございますが、学校給食センターにおける通常の使用水量につきましては、日量ほぼ120立方メートルから130立方メートルでございますが、現在、生野菜の使用量を20%から30%減量いたしました。さらに、一部材料は下処理済みのものを使用する。それから水を使用する作業につきましては調理員を集中配置して、できるだけ水の使う量を少なくしながら作業に当たっておるということでありまして、以上のような対応によりまして、9月9日までの平均1日の使用水量は約78立方メートルで、通常の数からいいますと35%の節水率になっております。このようにして、現在のところ節水を図りながら、おおよそ当初の計画に従った給食メニューをつくって給食を実施しておるところでございます。しかしながら、これ以上節水率が強化されるようなことがありますれば、今後の問題でありまして、副食数を減らすなど、措置をとらざるを得ないというふうを考えております。一日も早く雨が降りまして、渇水状態が解消されることを心から願っておるところでございます。以上でございます。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、私からは「花フェスタ '95」の関連につきまして、お答えをいたします。

まず最初に、先ほど御指摘をいただきましたチラシの不備の点、肝心な数字が書いてなかったということでございます。そのとおりでございます。県から来たのも、我々のつくったものもそのように同じようにつくりましたので、大変御迷惑をおかけしておりました。

それから、施設の地元の議員さんたちには、日ごろ大変御協力いただきまして、ありがとうございます。

では、まず7点について御質問いただいておりますので、お答えをいたしたいと思っております。

まず自治会経由の前売り券の販売状況と今後の取り組みについてという御質問でございます。自治会で取りまとめでいただきました前売り券の販売状況は、8月末までに各自治連合会で1,000円券に換算しまして約1万2,600枚の御注文をいただいております。これは約2世帯に1枚の割合の数字でございます。また、売り出しキャンペーンやイベントを含めまして、市役所や連絡所の窓口へお越しいたいで御購入をいただいた分が6,100枚ほどでございます。その他可児医師会や可児農協、そして市の職員から協力の申し出をいただきまして、合わせて4,000枚弱購入をいただいております。これらを含めまして、8月31日現在、市全体では約2万2,500枚を販売、または御注文をいただいております。これは市の販売目標であります4万9,800枚の約44%の達成率になっております。

それから、今後の取り組みにつきましては、期間中のイベント内容等、新しい情報がなか

なか入りにくいんでございますけれども、入り次第、いろいろな媒体を通じまして「花フェスタ '95」の魅力のひとつ積極的に宣伝広報いたしまして、窓口販売の状況等も勘案しながら、再度自治連合会を通じまして入場券の取りまとめ等をお願いしたいと思っております。

また、可児医師会等、お申し出いただいておりますところ以外の各種団体や企業等、さらには愛知県の隣接市町村へもぜひとも販売促進のお願いをしなければなりませんけれども、現在、助役を中心といたしまして、各市町村、あるいは関係者の方へお願いに回っていただいておりますところでございます。いずれにいたしましても、地元ホスト市といたしましても、少しでも多数の方にこの花フェスタに参加いただくということが大事でありますので、全力を傾注してまいりたいと思っております。議員の皆様方にも御協力をひとつよろしくお願いをいたします。

それから2点目の可児公園の整備状況は順調かということでございます。可児公園の整備状況は、県及び「花フェスタ '95」の実行委員会にそれぞれ確認をいたしましたところ、御案内のとおり、本年は特に天候条件もよく、すべて予定どおり進んでおるということでございます。日本一のバラ園やカスケードはほぼ完成をいたしておりますし、現在、その他の公共施設の工事が進められておるわけですが、花のタワーと花の館は、それぞれ高さが45メートルの展望台まで外観を既にあらわしております。それからプリンセスホールはコンクリートの支柱が今立ち上がって、その他の関連の仕事をやっておりますし、いずれも来年3月の完成を目指して、十分できるという回答をいただいております。今後は園路の整備、それから電気・水道などインフラ整備、あるいは路面舗装を行いまして、「花フェスタ '95」に向けてパビリオン等の仮設建物、施設の建設を進めていくことになろうかと思えます。なお、当市が担当しておりますパビリオンにつきましては、既に皆様に示しております方向で設計も固まっておりますし、建設は12月ごろには着工したいということを考えております。また、近くの広報では、当館で働いていただきますコンパニオンを募集したいと思って、今現在準備を進めているような状況でございます。

なお、その関連でグリーンパークの造成状況につきましてですが、現在約80%の進捗率でございます。予定どおり順調に進んでおるわけでございます。これからは進入路の整備、それからこれに伴います植栽、あるいは広場の整地等を行って、駐車場として利用できるまでの工事を工期期間内、12月25日を予定しておりますけれども、完成できると考えております。

それから3点目の県道・市道の道路改良は順調に進んでいるかという御指摘でございます。県道につきまして、可茂土木事務所に確認をいたしましたところ、若干の地権者を除いて、用地交渉もほぼ完了をいたしておるということでございました。ただ家屋移転の関係上、予定よりややおくれている区間もあるようですが、改良工事は進んでおるといふことの御回答でございました。

一方、市道につきましては、県道土岐・可児線からグリーンパークへのアプローチ道路の改良、あるいは可児駅からのバスルートとなる市道15号線の石森地内の拡幅、また多治見方面から大隈駐車場へのアクセス道路になる市道42号線の青木地内の歩道の改良工事などを予

定いたしておりますけれども、これら用地買収の伴う青木については9月に地権者説明を予定しております以外は、いずれも10月以降に発注する計画でございます。オープンまでにはどうしても支障のないように努力をいたしたいと考えております。

それから4点目の、今後、開催地と市民に盛り上がりをもどのようにするかということでございます。どんなイベントにおきまして、開催地の盛り上がりがないことには、成功に向けて行うには大変大切なことでございますけれども、「花フェスタ '95」においても、いろいろな方法、場所、機会をとらえて市民の方にPRをさせていただいておるわけでございます。市民の盛り上がりがないという議員の御指摘につきましては、率直な御意見として、今後PRするに役立てたいと考えております。今後の市民の皆様へのPR方法といたしましては、いろいろの行事の場を通じましてPRする方法が一番手っ取り早いことになるかと思っておりますが、例えば既に8月に開催された可児夏祭りも商工会議所の御協力をいただきまして、「花フェスタ '95」プレイベントとしてPRをさせていただいております。また、10月には市民ふれあいフェアをプレイベント第2弾として実施する予定でございます。これも「花フェスタ '95」に関連したさまざまな催しを予定しております。また、例年多くの人でにぎわう11月の可児郡・市の農業祭もこの協賛イベントとしてPRの場としたいということでお願いをし、考えております。こうした各種の市の行事もできる限り協賛のイベントとして位置づけましてPRに努めてまいりたいと思っております。特に公民館祭り等はこれにひとつ御協力をいただきたいということを考えております。

また、現在のところ、「花フェスタ '95」の期間中に行われますステージイベントの内容については、まだそれぞれ発表されておられませんけれども、こういった内容が順次発表されれば、また皆様にお知らせをし、さらに皆様との一体感も一層膨らむのではないかと考えております。こういったことにつきましては、「広報かに」やケーブルテレビで順次お知らせをし、盛り上げていきたいと考えております。

また、議員からの御提案にありましたワッペンにつきましては、これはいずれもこういったイベントにはよく行われる手法でございますし、PR効果も高いと思われまますので、市職員を初め、多くの人につけていただければ結構だということで検討いたしておりますし、現在、見本も取り寄せて準備をいたしておるところでございます。

また、ポスターの配布につきましては、10月の末ごろに新しいポスターができるようでございますので、でき次第、各機関、あるいは企業等に送付いたしまして、またそれぞれ御協力をお願いしたいということを考えております。

それからもう一つ、花フェスタのカレンダーの全戸配布についてどうかというお話がございました。これも市内全戸が案内所といったような考え方から大変結構な話だと思いますので、これもひとつ、まだ検討いたしておりますけれども、いろいろな事業が決まってき次第、こういったものを入れながら、カレンダーという検討もさせていただきたいと思っております。

それから、5点目の県道・市道の沿道修景についてでございます。

可児公園に通じます道路の枯れた街路樹の状況につきましては、可茂土木事務所にそれぞれ問い合わせましたところ、植栽後1年以内のサツキ、あるいはツツジなどの低木に被害がかなり多かったという御返事でした。また高木については、日照りに対する防衛手段として木がみずから葉を枯らせて落とす性質があるということで、葉が落ちたのが全部枯れているというものではないという返事があったようですが、いずれにしても木が大変力を落としておるわけですから、これらの手当ても必要ではないかと考えております。その対策につきましては、事務所では今後早急に調査を行いまして、枯れた木については花フェスタに間に合うように、十分植えかえを実施するという返事でした。

また、「花フェスタ '95」のアクセス道路となります市道の沿道の修景につきましては、広見・土田線につきましては、全線を花で飾るというのでは、予算上、また管理上大変でございますので、交差点に一点集中的に行うべく、専門家のいろいろなお話を聞きましたところ、すべてを花で飾るより変化をつけた方がよいのではないかと御指示もいただいておりますので、また、その方が花らしさが余計に目立つという御意見もいただいております。交差点付近など、鳴子など周辺自治会で管理していただいている区間の植樹帯には花を植え、他の植樹帯には低木植栽で修景を考えていきたいということを今のところ考えております。

また、川合・姫ヶ丘線のように高木のみの植樹箇所につきましては、植栽ますを設けまして花を植えるという予定で今現在準備をいたしております。なお、現在、広見・土田線で何も植えていないところがございますけれども、本年度、植樹の予定のところ、本当は今年度で植える予定ではございましたけれども、結果的には植えなくてよかったというけがの巧名でしたが、本年に延びたところで結果的には植えなきゃなりませんので、これも植栽の方で実施いたしたいと思っております。また、市道及び公共施設の植栽帯については、枯れが大変目立っておりますので、近日中に担当各課で調整を行いまして、花フェスタに遺漏のないように対策を講じてまいりたいということを思っております。

それから、第6点目の、もし異常渇水が続き、節水が解除されない場合、花や樹木の散水はどのような対策を講じられるかというお話でございました。

この夏の日照りと異常渇水につきましては、市役所玄関前の花がハナスベリヒユを除いて、すべて枯れてしまいました。本当は職員が毎日それ以前は水やっておったんですが、水道水を使うわけにいかないし、可児川から水をくんでくるのも差し控えたということで、泣きの涙であれを全部枯らせましたけれども、そのことは皆さんも御承知いただいております。したがって、今後花フェスタに向けて、アクセス道路を中心に一層の花飾りをしなければなりませんけれども、このまま渇水が続いて水をやれない状態が続けば、花の植栽はこの夏の二の舞になる可能性は十分考えられます。ただ、水道水は依然として節水が続くものと思われまますので、農業用水の需要が一時下火になってくることと思っておりますので、そういったことを付近の農業者の方に御理解をいただいて、川やため池の水を少しずつお願いをしたいと思っております。しかし、これとてもいろいろ問題もあるかもしれませんけれども、一つの方法としては、下水処理水を利用した散水も検討しなければいけないなということで思っ

ております。

それから、最後のナイターでの開催を検討されているかというお話でございました。確かに中部未来博につきましては、ナイターが大変集客に貢献をしたということを聞いております。花フェスタ実行委員会に確認をいたしましたところ、夜間営業には照明が必要となります。これは当然ですが、あそこの電気容量の関係上、設置はできないと。夜間開催はしないということの返事が参りました。これは会場の管理上も難しいため、予定していないという返事でございます。また、時間延長についても、夜間営業を行わない、いわゆる通常の時間延長は入場者の増加につながらないという、これまでのいろいろなイベントの調査結果があるようでございます。そういったことで、現在のところ時間延長の予定もないと。決められた時間で終わるということの返事が返ってきております。したがって、ナイター開催はもちろん現在では予定されていないと。これから変更になるかもしれませんが、今のところではないという返事が参っております。以上でございます。

〔19番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 19番 渡辺重造君。

19番（渡辺重造君） 幾つかの問題点を提起させていただきましたけれども、既に湯水問題につきましては、当面、措置できる問題とできない問題がございます。そういった中で、ただいま市長の方からきめ細かに御説明を賜りましたけれども、ただ二、三ちょっとどうかなと思うところがございます。

実は、私、昨日も工業団地へ行ってまいりまして、専務ともお話をさせていただきましたけれども、大変な湯水対策のための努力はされております。これは努力という表現というよりも、むしろお金が使われたようでありますが、そういう中で、市長答弁では被害届がないというふうに言われておりますけれども、私はそうではないんじゃないかなと。むしろ、それを公表するしないはありますけれども、かなりのお金が使われておりますので、こういうものが結果的には来年の市税への影響というものが免れんのではないかなというふうに思っておりますし、ちょっと自分の勤務先の話が出ましたので、やぶ蛇になりましたけれども、そういうことで、民間におきましてはかなりお金を使っているということだけ御承知をいただきたいと思えます。

それから、便乗値上げはないというふうに言われましたけれども、先週の日曜日にポリタンクを見に行きましたら、685円だと記憶いたしておりますが、8月の12、13、あるいは20日、21日、この日に参りますと、約1,800円から1,900円していると。同じものがそれだけしているというものが、

需要と供給のバランスで価格が設定されますのでわからんではないわけですが、便乗値上げがないということは私はないんじゃないかなと。例えば去年の米におきまして、国産米におきましては大変な便乗値上げ、私に言わせれば便乗値上げで、先週の日曜日当たりですと、新米でも6,500円で買えるという時期ですので、これを便乗値上げと言わずに何を便乗値上げかわかりませんが、私はそういう指導が市としても、今、市長が県の方の調査によると

言われましたけれども、市でもやっぱりそういった調査にすぐ入っていくような体制というものが必要ではないかなというふうに思います。

それから、後先になりますが、プールの問題でありますけれども、確かに教育長がどんなに努力してもこの問題だけはどうしようもなかった問題だと思うんですが、実は先週の日曜日に春里地区の青少年市民会議で魚のつかみ取り大会をやりまして、200名を超す児童・生徒が来まして、大変喜んでおりました。やっぱり子供は外で遊ばせないかなあということを考えましたわけでございますけれども、何とか来年は、こういう時期であったとしても、多少でもそんな御配慮がいただければありがたいなと思います。

それから給食につきましては、私どもの会社でも発泡スチロールの器に給食のおかずを乗せて食べておりますが、本当に味気ないものであります。そういうことで、水が回復されるのを待つものでありますけれども、先ほどお話がありましたように、さらに節水が強化された場合には何らかの方策ということもありますけれども、ひとつできる限り子供たちの夢をあまり壊さないような形での給食の対応も、ことしに限らず考えていただきたいなというふうに思っております。

それから、あとは市長が言われましたので差し控えたいと思いますが、特に防火用水の問題をやっぱりもうちょっと積極的にやっていただきたいなと。広眺ヶ丘の火災でも、両方から消火栓でどうも抜いたとか抜かんという話があるんですが、結果的にはそのために一部で水道管がパンクをしたというようなこともありますので、特に住宅密集地、大変高価な土地に水槽を確保するというのは大変だと思うんですが、今後とも指導をより一層強化をしていただきたいなと思いますし、水槽そのもの、あるいは消火栓も十分だというふうに認識をしておりましたけれども、市長の答弁ですと、達成率が68%と。あと30%程度強化するというのでございますので、何とか前向きをお願いをしたいというふうに思います。

それから、水利権の見直しという大変大きな問題を提起させていただきましたけれども、これにつきましては、本当に各界、あるいは新聞各社も発表いたしております。そういう中でちょっと調べていただきましたけれども、先ほど太田議員の話の中で、パイプラインがデメリットがどうだというような話があったんですが、9月11日の新聞にちょっと載っておりましたが、前段は市長の先ほど、給水人口が21%ふえたという、そのとおりで、しかし給水量は42%伸びたと。人口の倍、水が伸びたという報道がされております。これは水洗トイレの問題とか、生活そのものがぜいたくになったというふうに言われておりますけれども、それを農業用水も分析をされております。これは濃尾用水なんですけれども、濃尾用水の場合、減反や宅地開発により、かんがい面積が30年間で25%減ったと。しかし、取水量は逆にほぼ一貫して増加しているというふうに書かれております。この原因としましては、田んぼに引き込んだ水用水路に流し、その水をまた下流の人がこれを利用すると、こういうことがかつての農業経営であったんですが、最近においては、パイプラインを布設したために、そういう下流で水を使うことができなくなったというのも一つの原因だというふうに言われておりますし、それから愛知用水におきましては、昭和35年に愛知用水の受水農地面積というの

が約3万3,000ヘクタールあったそうです。それが57年には、22年後なんですけど、57年には1万5,000と。現在、幾つかちょっとつかんでおりませんけれども、そういうことで、35年の愛知用水のできたときと比較をいたしますと、半分以下に農地が減少しているというような実態もありますし、それから岐阜県におきまして、「岐阜県経済と県民生活」という本がありますけれども、これの平成3年8月1日ということではありますが、岐阜県においても前年度に比較して約1%の農地が減っている。こういうふうに非常に農地が減っている中で、素朴な意見としまして、なぜ農業用水の受水そのものが見直すことができないんだろうかということをお話しさせていただくわけではありますが、そういう中でもう一つの材料といたしまして、賛否のいろんな是非はございますけれども、既に今年度じゅうには長良川河口堰が完成をするわけではありますが、ここから長良導水といたしまして、名古屋の方に持っていく水と、それから四日市の北伊勢工業用水等に持っていく二つに利水が考えられておるそうなんですけど、特に名古屋周辺への利水がもし可能であれば、あるいはまた、先ほど申し上げました農業用水そのもの見直し、権利はありますけれども、可能であるというふうに判断しますと、もう少し、この我々の水利権そのものは県営水道ですけども、木曾川の利水そのものが根本的に改善されてもいいのではなからうかなど。冒頭申し上げましたように、本当に大きな政治課題としての取り組みですので、一可児市でどうこうする問題ではありませんけれども、そういった木曾三川の水の再利用計画というものを、ひとつ市長としましても積極的に上位機関へ提言をしていただきたいというふうに思います。

それから松野湖の問題、私も標高差まで勉強してなくて、市長から140メートル高いという話があったんですけど、実はこの前の新聞によりますと、愛知用水も知多半島の久野さんという方と浜島さんという2名の方が昭和23年に問題提起をされたそうなんですけれども、それが最終的には国会の問題まで提起したということでございますが、結果としてはこの2人が最初に口火を切って、結果的には愛知用水ができたという大変な先見の目のある人だと思わんですけれども、そういった意味におきまして、先ほどの宮瀬の可児ヨシオさんの話じゃないんですけど、やっぱり私、二つの見方があると思うんですけど、例えば西可児の地区画整理事業におきまして、従来、愛知用水の水の利用というのは全く難しいというふうに言われておりましたけれども、今度、西可児の地区画整理事業の中で愛知用水の水を一時借用いたしまして親水公園として、再度愛知用水に流すと。こういう、ちょっと愛知用水としては大変前向きな理解をいただいておりますが、そういう中で、木曾川の水を松野湖を通して導入するにしても、もう一回木曾川へ返すという発想が一つと、もう一つは、水道部長からお話がありましたように、可児市の家庭でいくら節水に心がけても、1人1日に約300リッター必要だと。普通の家族で1トン以上の水が必要なんですけれども、こういう水が今可児川を流れておりますから、農業用水も確保されますし、可児川も水が流れることになっておるんですけども、これが間もなく御嵩まで公共下水道が接続された場合に、以前にも私が質問したときには、市長は水が流れるというふうに言われたんですけど、本当に水が流れるかどうかと、このような渇水になったときに。そういうときに、私は流れんのではない

かなというふうに断言をしたいと思えますけれども、そうすると、結論的には前沢ダムや松野湖の水自体が不足をしまいでますと、可児川の水だけではなくして、農業経営そのものも可児の場合には全滅に陥ってくると、そういうことも懸念をされますので、ひとつ何とか長い目でこの実現に向けて努力をいただきたいなと思えます。

それから、花フェスタにつきましては、大変事務局の方で御努力をいただいておりますが、まだ部長のお話をお聞きしましても、どうも県と可児とどこが本当に合体となって主体的に動いていくんだというところがどうも見えてないと。あるところにおいては、それは県がやっている、ここは市でやらないかん。この辺が、もうそういう時期じゃないと思うんですね。先ほども冒頭に申し上げましたが、可児市にとっては、私、最後の博覧会だという認識を持っております。そういった意味で、お互いの垣根を取り払って、とにかく目的は花フェスタを成功させるんだと。その合い言葉でひとつ県と市と手を携えまして、何とか努力をいただきたいというふうに思えます。

ただ残念なのは、いつもついて回りますが、予算の問題が議論されますが、たしか花フェスタの問題について、一般質問なのか、全員協議会なのか、ちょっと記憶にございませんが、会場まで花を伝えていけば会場へ行けるんだと、こういうことをたしか豪語されたと思えます。ところが、今の話ですと、予算の関係上そういうことはできないと。したがって、交差点付近に花を植えていくのが専門的な御意見だと、こういうふうに言われるんですが、当初の意気込みと、現在の意気込み、開催を直前にした意気込みが逆なら話はわかるんですが、どうも消極的ではなからうかというふうに思えます。やっぱりお金は生きておるうちに使わないかんもんですから、出すべきところは思い切り出して、とにかく目的は成功させるんだと、そういうひとつ市の職員、全庁一丸となった取り組みを展開してもらえんたらうかというふうに思えます。

それからナイターの問題、今、予定はないということなんですが、せっかく5月連休を控えて、あるいは日も長いということもありますので、どこまでがナイターかという、これまた難しいんですけれども、もう少し今の時間を、今、5時ですか、予定は。5月、6月、5時はいかにも明る過ぎると思えますし、時間延長を含めたナイターの検討というものをもう少しやっていただけないだろうかと思えます。

それから最後になりましたが、南部開発につきまして、助役の方からいろいろとお話がありました、何とか今年度じゅうに開発に向けて努力をしたいということですが、既に下水道につきましては、宅地関連事業ということで下水道を引くことになっているわけですね。そうすると、こういうものが、片一方ではまだ南部開発の工事そのものが最終決着を見ないうちに、下水道事業の方だけ南部開発宅地関連事業として進捗することが許されるかどうか、あるいはそういう方法が正しいかどうかということについて、お聞かせを願いたいと思えます。以上です。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） まず湧水対策の問題でございますが、確かに工業団地からは被害はゼ

口という報告はございますけれども、それに対する準備等には金がかかったことはあるだろうと。これは市においても、断水に備えているんな資材を購入したり、あるいは準備したりした経緯がございますので、当然それはあるだろうというふうに考えております。ただ断水による被害がなかったという程度でございますので、御了承賜りたいと思います。

それからポリ容器の便乗値上げの問題でございますけれども、若干はあったのではなからうかと私も推測はいたしておりますけれども、調査の段階では一応はなかったということになっております。これは確かに一時はそういう買いに走られた方も非常に多かったし、ある業者では、仕入れたけれども残ったという話も聞いておりますので、現実では、現在は便乗値上げはなかったという報告になっておりますけれども、一時は多少そういうことがあったのではなからうかと推測はいたしておりますけれども、確証は得ておりませんので、一応現在のところはなかったということでございます。

次に防火用水の問題でございますが、確かに新しい団地については、既に開発のときに義務づけておりますけれども、古い団地においてはそうした指導がなされておらなかったということで、防火用水がないところが非常に多いわけでございます。これは、今、私どもは毎年、先ほど申しましたように6基ずつ設置をいたしておりますけれども、団地においては、なかなか用地が確保できないという面があって、うまく進捗していないという面がございますけれども、あるいは公園等の中に有蓋の防火水槽の設置ということも考えられますので、そうした面も考えて、団地にも設置していきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから水利権の問題でございます。愛知用水そのものは、当初は確かに農業用水として、知多半島の農地を潤すために設置されたことは事実でございます。しかし、現実には農地はほとんど減りまして、工業用水、あるいは生活用水として利用されている面が非常に多いわけでございます。こうした水利権の問題は大変難しい問題がございます、先ほども申し上げましたように。ただ私も今まで水道の水利権の問題については大変苦労いたしましたので、県でもそういうことを強く言ったことがございますし、県会議員時代から、岐阜県は水源県ということではあっても、治水の面には非常に努力したけれども、利水の面に大変立ちおくれおったと。全部愛知県に水利を取られてしまっておるのではなからうかということを申し上げたこともございますし、今度の渇水対策の県の会議のときも、私は強くそれを申し上げて、水源県でありながら水が取れないということは、確かに今、渇水で水がないときはお互いに助け合っていくのが、これは常識でございますけれども、将来の水利調整の問題については、やはりもっと岐阜県も主張してもらいたいということを申し上げたわけでございますが、その中で、先ほど長良川河口堰の問題もお話ございましたが、その問題についても要望を県にいたしておるところでございます。これは長良川河口堰が工業用水の利用がまだ全部決まっておるわけではございませんので、それを都市用水として利用していただいて、振りかえていただくと。あるいは徳山ダムが計画されておりますけれども、これは揖斐川水系でございますけれども、木曾三川の水でございますので、下流でもって木曾川から取っておるやつを振りかえてもらうというような方法をしてくれということ、要望書、文書でも

って県へ出してあるわけでございます。こうしたことはなかなか難しい問題がございますので、一朝一夕には解決はできないと思っておりますけれども、事あるごとにこれは申し上げてまいらなければならないというふうに考えておりますし、たまたま、きのう県へ行きましたら、県では水道の特別委員会をやっておりまして、これからの湧水対策について協議をされておったようでございますので、県議会においても、そうした問題について真剣に討議されておるということを考えておるわけでございます。私どもも、これからもそうした面でさらに一層の努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 助役 瀨瀬義昭君。

助役（瀨瀬義昭君） 下水道に関しましては、宅地関連で整備をするということについてのお話ですが、いわゆる開発許可がおりておりますので、たまたま先行しておるといって、これは了承を受けておりますので問題はございません。

それから、あわせて、あの地域の下水道整備、これもそこに包含をしていくという意図がございますので、この際、先行もやむを得ないということで進めつつあると、こういう状況でございます。

議長（林 則夫君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 先ほどお答えしたことに尽きるわけでございますが、プールの使用につきましても、一般住宅における水道利用に迷惑をかけるようなことがあってはならないと思うわけございまして、各学校のプールの水の入れかえにつきましても水圧の問題等ありますので、順次計画的に教育委員会の指導のもとに入れておると。そういう中で、今年度、全く使用がゼロ日の学校もありますし、多いところでは7日ほど利用できた学校もあるわけでございます。来年度はさらにそのことも計画を綿密にとりながら、できるだけ子供たちに影響がないように考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、給食センターの給食の問題でございますが、これにつきましても、先ほどお答えしたように節水に努力しながら進めていく予定をしております。その中で、隣接の各市町で行われた試みの中で、例えば食器の機械を使わない手洗いによる節水でありますとか、いろいろあったわけですが、結果において大きな違いはないという、ほかの給食センターの方の情報等も得ております。したがって、もうこれ以上の節水はなかなかすることはできませんので、いよいよさらに強化されるような事態になりましたら、先ほどの食器を一つ減らすとか、あるいはおかずの方のメニューを減らすとか、あるいは変えるとか、そういうことを考えなきゃならないと思っております。

なお、9月分の給食メニューにつきましては、夏休み中に栄養士が、断水になった場合のメニュー、あるいは節水のときのメニューで何通りかのメニューを考えて、それによって対応できるように準備はしておりました。現在のところは、当初予定したものをほとんどそのままつくっておるわけですが、中には市町村によっては、パンと牛乳による給食というような切りかえがありましたが、可児市の場合、一時それについての対応を考えてみましたが、1万1,000食のパンを急に依頼しても、工場の方で対応できないというようなことが

ありまして、現在のところ、予定のメニューにしておるということでございます。そういうわけでございますので、今後また細心の配慮を払いながら、子供たちに影響を与えんように努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（林 則夫君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） 花いっぱい、いわゆる先ほどお話にありました、花を伝って会場へ入るといふ、この基本線は県道においても市道においても変更はいたしておりません。たまたま私が広見・土田線ということで例にとりましたんですけれども、あそこはまた特殊ですので御理解をいただきたいと思いますが、ほかのところは、ちょっと触れましたけれども、高木の植栽があるところは、下に木製の植栽ますを、先般も関係課でかなりたくさん発注をいたしておるようすし、また、プランターでの植えかえもまたやらなきゃいけません。そういったことで、花を伝って会場へ行くということは、県・市道についても従来と何ら変わりませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから時間延長につきましては、再度もう一遍、月に1回、実行委員会と懇談会を毎月ずうっとやっておりますので、そういった機会に再度もう一遍話して、何とかいい返事をとれるように努力したいと思っております。以上です。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 先ほど答弁を一つ落としました。可児川の渇水対策でございますが、可児川はもともと水量が少ないところでございます。これは可児の山が非常にやせ山が多くて、水がないということで、先ほども申しました、木曽川から導水して、農業用水に使いたいという構想もそういったところから出しておるわけでございます。もともと可児はそうした水源のない地域でございましたので、農業用水はため池を多くつくって、それで賄っておったということで、可児市は現在 165カ所のため池があるわけでございます。毎年、今、老朽ため池でその整備をしておるわけでございますが、農水省へ行きますと、どうして毎年可児はため池があると言われて、こういうことで、ため池で用水をやっておったというようなことで、ため池の数が非常に多いと。これは可児川そのものが、一たん雨が降りますと洪水になりますけれども、間は水が非常に少ないというのが可児川の宿命であるわけでございます。今、下水が完成しますと、確かにその分だけは、これは全部可児川へ流れておるわけではなく、都市下水でもって下水道で木曽川へ直接流れておる。土田とか、今渡の都市下水道は直接木曽川へ流れておりますので、可児川へは流れておりません。これを上水で取る。例えば、今、日量2万五、六千トン使っておりますけれども、それが全部可児川へ流れるわけではないわけで、そのうちの若干は流れておったと思っておりますけれども、そんなに大きな水量ではないだろうというふうを考えております。確かに木曽川へまた戻すんですから、木曽川から可児川へ入れて流すのが、一番これは昔からそういう、可児市・郡民のやっぱり願いであるわけでございますけれども、その経費の算出方法が非常に難しいということから、実現に至っていないということでございますので、よろしく願いいたします。

〔19番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 19番議員 渡辺重造君。

19番（渡辺重造君） 大変丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。

今、市長が言われました可児川の水の問題、必ずしも全量とは申しませんが、冒頭に申し上げましたように、この裏には既に数十億の投資をしておるわけですね。御嵩の水が鬼岩を含めまして、今、大半が私は、ここから上流についてはここに流れてくるのではないかなと思います。公共になった場合には、それはすべて各務原へ行くという表現ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、午前中の村上議員の質問の中で、井戸水の件で大腸菌があったという話なんですが、その件については、今、答弁いただいておりますが、可児の水が飲めるところがあったのか、あるとすれば、どの辺が飲めたかという、それだけ御答弁いただきまして、質問を終わりたいと思います。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） どうも申しわけございませんでした。井戸水の水質検査は水道法の水質基準に基づきまして、理化学検査が8項目、細菌学的検査が2項目により実施されておまして、検査機関は保健所のほか、先ほど申し上げましたように、近隣では総合保健センターと寿和工業の2ヵ所でお実施しております。今般の湯水時の7月、8月には411件の井戸水の検査依頼があり、検査の結果、75.4%が大腸菌等の検出により、飲料水に不適、24.6%が適と判別されております。また、飲料水に適と判別された場合でも、必ず煮沸して利用するよう指導しているところでございます。飲料水に適している地域が判別できないかという御質問ですけれども、今般の411件の水質検査結果は調査地区を設定して水質検査したものではないので、当結果による判別は困難でありますけれども、参考までに水質検査を依頼されたもので、地区別の適、不適を見ますと、今般地区の142件中48件、33.8%が最もよく、広見東地区の17件中ゼロ、帷子地区の10件中ゼロが最低の結果となっております。以上でございます。

議長（林 則夫君） 以上で19番議員 渡辺重造君の質問を終わります。

ここでお諮りいたします。本日の一般質問はこの程度にとどめ、一般質問のうち、25番議員 林 義弘君以降の一般質問、並びに残りの日程については9月19日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。

散会の宣告

議長（林 則夫君） よって、本日はこれにて散会します。

本日の日程の続きにつきましては、9月19日午前9時30分から会議を開きますので、よろしくお願いをいたします。

長時間にわたり、御苦労さまでございました。

散会 午後 3 時38分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年9月14日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

9月19日(月曜日)午前9時30分開議

議事日程(第3日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 認定第1号及び議案第62号から議案第70号まで並びに議案第72号から議案第74号まで

日程第4 請願4号 戦後補償問題について意見書の提出を求める請願

会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

議員定数 26名

欠員 1名

出席議員 (24名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
10番	渡辺朝子君	11番	近藤忠實君
12番	続木重数君	13番	可児慶志君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

欠席議員 (1名)

14番 今井成美君

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	瀬瀬義昭君
教育長	渡邊春光君	総務部長	山田正雄君
民生部長	小池勝雅君	経済部長	可児文一君

建設部長	井藤實義君	水道部長	大澤守正君
福祉事務所長	高橋卓二君	教育部長	可児征治君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君	学校教育課長	丹羽一仁君
会計課長	山口茂君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林邦夫	係長	籠橋義朗
書記	勝野正規	書記	脇坂忠志
書記	山田美保		

議長（林 則夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は24名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において8番議員 渡辺佳彦君、10番議員 渡辺朝子さんを指名いたします。

一般質問

議長（林 則夫君） 日程第2、14日に引き続き一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

25番議員 林 義弘君。

25番（林 義弘君） おはようございます。

可児市制後、予備日の一般質問というのは初めてでございまして、何か予備日になりますとサビの抜けた刺身みたいで、ちょっと気が抜けておりますけど、まあしっかり気張ってやるさかいによろしく願いします。

質問に先立ちまして、市長に一言御苦勞のお言葉をおかけしたいと思えます。

市長におかれましては、助役、県議、市長と、長年にわたって可児市発展のために、その英知と情熱を傾けられ、御尽力くださいましたこと、まことに御苦勞さまでございました。また、私も個人的にも大変御無理なことを申し上げましたし、またいろいろ御指導も賜りました。どうかその責任と使命という自縛から解き放してあげますので、どうか温かい家庭へお帰りください。そして、生涯奥さんを大事にしてあげてください。本当に御苦勞さまでございました。

それでは質問に入らせていただきます。

8月15日はどんな日と問われたら、皆さんはさて何と答えますか。戦後間もなく、ある企業の社長が、役員面接のとき、この質問をよくしたそうです。返る答えがほとんど終戦記念日とか、太平洋戦争が終わった日と答えたそうです。問われているのはどんな日であって、何の日ではないわけです。かの企業の社長が期待した答えは、過去に向けた視線ではなく、

未来に向かう視線からのもの、すなわち日本の戦後が始まった日、このような答弁を期待していたわけでございます。なぜそう聞くのか。戦後の焼け野原で、あそこには何々があった、ここには何の建物があったと、思い出話にふけている人が多うございました。そんな中で、社長は思った。過去の暗い思い出に気をとられていては激動の社会から取り残される。これから我が国は復興し、発展しよう。その中心はどこにあるか。苦しい状況にあっても、しっかりと未来を見据え、行動を起こし、生き残りをかけてきた企業の代表として、この姿勢の重さを肌で実感をしているからではないでしょうか。この企業の社長のように、戦争を肌で感じた人はだんだんと少なくなってまいりました。そうして戦争が風化され、薄れつつある現在、世界は冷戦の時代が終止符を打たれるといいましても、戦争の火種は絶えておりません。

そこで第1点、自治体の平和政策についてでございます。

ことしの7月から8月にかけて、戦後世代の平和意識調査を行いました。実施方法としましては、我が党の青年党員200人によりアンケート用紙を任意の対象者、特に10代にウエートを置き、渡して回答をもらい、即座に回収する方法をとりました。調査件数でございますが、アンケート用紙配付数が650枚、回収枚数、全問回答のあるもの544枚、回収率が83.7%でございます。6問設定して調査をしたものでございます。調査目的としましては、冷戦から平和協調へと時代の潮流は大きく変化する中であって、戦争を知らない世代を中心として、戦争や平和に対する意思が薄らいでいると言われておる。本年は戦後50周年を迎え、平和を考える上で極めて大事な節目である。さらに世界の中の日本として、どのように生きていくのかが問われていく中、平和という問題を避けては通れない。そこで、21世紀を眼前に控え、新時代を担う青年に対し、平和意識の調査を行ったものでございます。まず年代、性別でございますが、男子10代が114名、女子197名、20代が、男子38名、女子71名、30代が、男子49名、女子75名でございます。

まず第1に問いかけたのは、「8月15日は何の記念日であるか知っておりますか」。細かい数字は省略させていただきますので要点だけ申しますが、終戦記念日については、男女とも7割が知っておると答えております。しかし10代の答えを見ますと、知らないと答えたのが46.9%と、20代が11.0%、30代2.4%に比べ、10代が突出をしていることが認識できます。

問い2、「戦争体験について、だれから聞きましたか」。全体として8割以上の方が、家族、学校、知人のいずれかから戦争体験を聞いている事実は大きいと思います。しかし、年代別に見ると、20代、30代に比べて、10代の聞かない割合が12.2%あり、戦争体験の風化があらわれております。さらに、年代が下がるほど、家族より学校と答えているのが注目されました。10代の子供たちの親も戦争を知らない世代であり、家庭で戦争体験が語られないためと思われる。一方、学校教育における戦争と平和に関する取り組みの重要性が指摘されます。

問い3、「日本は平和であると思いませんか」。日本が平和であると思う人が85.5%、思わない人が14.5%と、ほとんどの人が平和と感じておりますが、10代の男子では33.8%が「いいえ」と答え、女子の14.2%が「いいえ」と答え、若い世代ほど、今の日本が平和でないと感じ

じている点にまず注目をしたい。

問い4、「世界で初めて原爆が落とされた国を知っておりますか」。10代の女子で、日本が世界で初めての被爆国であることを知らない人が32.5%であり、10代の男女合計でも4人に1人が知らないと答えております。長崎、広島へ原爆が投下されたことは意識されておりましたが、世界で初めての被爆国であるという認識が低下をしていると言われます。

問い5、「日本はPKOに参加すべきか」。PKOについて、男子は66.7%が参加すべきであるとの回答をしておりますが、女子では49.9%と、16.8%も下回っております。また女子の10代で、22.8%が参加しない方がよいと思っておると。別の形で貢献すべきと答えた中で、男子と女子を比べると女子の方が約10%高く、女子の約3割を超える人が別の形を選んでいる点は興味深いと思います。このことは、平和を求める女性の意識の特性のあらわれかもしれません。

問い6、「北朝鮮の核疑惑について知っておりますか」。男女別では、「知っている」と答えた男子が83.1%、女子が64.7%と、男子の方が2割ほど高くなっております。北朝鮮の核疑惑については、年代別では、10代の「知らない」が37.9%で、特に女子の45.2%という半数に近い人が「知らない」と、このように答えております。

以上を総括しまして、まず戦争体験を学校で聞いた人の割合が高いにもかかわらず、世界初の被爆国であることを知らない10代の青年が25%もいるという現実、学校教育において、再度取り組み方を検討する必要があるのではないのでしょうか。

問い3において、世代が若くなるほど日本は平和であると思わない傾向が伺えますが、一方、問い6において、世代が若くなるほど北朝鮮の核疑惑について知らないとする比率が高くなっております。このことは、特に10代においては、何が平和に対する脅威であり、何が平和にとって必要な原理なのかが明確にされないまま、漠然と不安を感じている世代の存在が伺えると思います。したがって、戦争体験の風化が進む中、家庭、学校教育、社会を挙げて、平和について考える日が必要であり、8月15日を「平和の日」とすることをまず提言するものでございます。

さらに、各種展示、セミナーなどによる地球市民の意識の啓発でございます。

また、学校教育で伴う副読本「世界の中の日本」、これ仮称でございますが、つくっていただきたいと。

4、海外在住の可児の市民を、市民大使として交流の中継を委託したらどうか。

5点としまして、市独自の平和基本計画の策定、世界平和を守るために、地方自治体がきちんとした平和政策を持ち、施策をし、独自でも展開する必要があると思っておりますが、いかがでございましょうか。

第2点は、救急患者の救命率アップを図るための応急手当の普及啓発体制づくりについてでございます。

今年度から、免許取得につきましても人工呼吸法のマスターが義務づけられましたけれども、一般に、呼吸停止2分後に人工呼吸を始めると90%の確率で生命を救うことができます。

これが5分を過ぎますと、蘇生率は25%に下がるといいます。そこで、当市の場合はいかがでしょうか。南消防署のデータによりますと、ことし8月までの年間平均の1日の出勤率が大体平均4件でございます。現場へはせ参ずるのは平均5.83分。電話のタイムを含めると、やはり6分から7分かかりますということです。一番長いのが、18分という記録もあるそうです。また、一番短い記録では1分という記録もあるそうです。病院まで到着は20分ということでございます。このため、救急患者の救命率向上には、救急車が着くまで、その場に居合わせた人による迅速かつ適切な応急措置が不可欠であるわけです。応急手当ての知識や普及は、これまで要望のあったときには、消防署が中心となって実技指導や救急関係の講習会を行っておりますが、これからは専従のスタッフを配置していただき、事業・制度を設けて体系的に実施されたと考えるものであります。将来は、可児市民の5人に1人が心肺蘇生、人工呼吸の修得を目指すべく、応急手当ての普及啓発体制の早期確立を提案するものでございます。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（林 則夫君） 助役 瀧義昭君。

助役（瀧義昭君） 林議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、自治体の平和政策でございますけれども、世界平和はすべての人々の願いでありまして、世界の国々及び国連におきまして、議員御存じのとおり、さまざまな活動がなされているところでございます。また、近年の急激な国際化の潮流の中で、自治体においても、平和への取り組みが重要な課題となってきたと認識しております。議員御提言の、可児市独自の平和基本計画を初めとした各種施策につきましては、市民一人ひとりが平和への認識を深める時宜を得たものではないかと、こんなふうに残っております。今後とも、議員皆様初め市民の皆様とともに考えながら、御提言の各施策につきましては、できるものから実施をしてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

また小中学校では、平和に係る指導は、児童生徒の発達段階を踏まえながら、教科や道徳の領域で現在行っていることは御存じのとおりでございます。御指摘の副読本の作成につきましては、現在、教科書や各学校で厳選された資料集等を活用して指導に当たっておりますので、可児市独自に作成し、授業に活用するという事は、今現在時点では考えておりません。現在の資料集をもとに、一人ひとりの児童生徒が、平和の大切さと日本が世界において重要な役割を果たしていることを理解させていきたいと考えております。

2点目の応急手当ての普及啓発体制についてでございますけれども、現在、応急手当て等の普及につきましては、消防署員の有資格者と日本赤十字社員の資格者により、講習、実技指導がなされております。昨年度実績では南消防署管内で34件、1,837名を対象にして講習会が行われ、非常な好評を得ております。地味ながら大きな成果をおさめたものと思っております。しかしながら、心肺蘇生や人工呼吸などは、一、二回程度の講習では、議員御指摘のように、実践でなかなか役立たせることは難しい現状でございます。そこで、昨年度から消防署の協力によりまして、消防団員の任期が比較的長いということもございまして、年1回の受講をお願いし、その技術習得に励んでいただいております。市とい

たしましても、こうした知識や技術を習得された方が少しでも多ければ、災害時や緊急事態、急病人など、一刻を争うときの救急救命という大切な使命の一翼を担っていただけるものでございますので、非常に重要なことという考え方をしております。今後につきましては、両者の御理解によりまして、市職員を初めとして、各種団体に呼びかけるなど、市民全体に働きかけをいたしまして普及をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔25番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 25番議員 林 義弘君。

25番（林 義弘君） 誠実に御答弁いただきましてありがとうございます。

平和政策につきましては、私も父親とおじをコロンバンと北支で亡くしております。小学校2年のときに、金華山の下のある社で遺骨を引き取りまして、美濃太田の駅まで車で参りました。そして、美濃太田の駅から白木の箱を前につりまして、家まで歩いて帰りました。沿道には、皆さんたくさんの人が見送っていただきましたけれども、家へ帰るなり、「かあちゃん、とうちゃんが帰ってきたよ」と言いましたら、もうおふくるが玄関先で泣き崩れました。あのときの悲しさ、悲惨さは、いまだに忘れることはできません。どうか、この戦争を風化させてはなりません。特に、これら21世紀を背負って立つ子供たちに、戦争って本当に悲惨なものである。残酷なものである。だが、その戦争はまだどこかで行われておるわけでございます。そのためにも行政もやはり一片の力でも与えていただければ幸いかと思います。

それから救急体制についてでございますけれども、私も一遍だけ人工呼吸を行った経験があります。というのは、昔は裏の木曽川でよく泳いでおりまして、よくおぼれる子がおりましたので、川で人工呼吸のやり方を教えてもらっておったわけです。そして、もう20年ぐらい前ですけども、10トン車にれんがを30トンほど積みまして、そして大阪へ向かったんです。それで滋賀県の栗東町で、余りの荷の重さにタイヤが2本バースしました。そしてスペアも2本積んでおりますので、そのままかえまして、また大阪へ向かいました。すると、枚方の入口でまた2本バースしたんです。そして、大阪へ先に行っている車が帰って、そこで待ち合わせをしまして、タイヤを2本取りかえたんです。そしてタイヤをおろして、なかなか当時の京阪国道は込んでおりまして、向こうへ渡ることができないんです。そして、たまたま車がとまってくれましたので、私はタイヤを転がして前へ出そうと思った。そこへ、とまってくれた後ろから4トン車が追突したんです。そして私のタイヤをまくり上げて持っていきました。そのときに追突された運転手が気絶をしちゃったんです。私は本当にうろたえまして、運転席からおろしまして、そして小学校のときに習い覚えた人工呼吸を、まあそれが正確であるかどうかわかりませんが、行ったわけです。そして、やっと蘇生したときに救急車が参ったんです。すべての原因を私がつくりながら、タイヤを運んでくれた運転手は枚方警察で1日搾られて、本当に私は何のおとがめもなしということで、全く後味の悪い人工呼吸でございましたけれども、やはり人間どっかで、こういう高齢化社会になりますと人工呼吸も行わなきゃならないときも来ると思いますので、どうか、せめて5人とは言い

ませんけれども、10人に1人ぐらいの人が人工呼吸を行えるような体制づくりをしてくださったらなあ、このように思うわけでございますので、よろしく願いをいたします。

御答弁、結構です。

議長（林 則夫君） 以上で、25番議員 林 義弘君の質問を終わります。

16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 通告に基づきまして、質問をさせていただきたいと思います。

質問に先立ちまして、鈴木市長の3期12年間の市長職、大変御苦労さまでございました。私は、野党議員として、時に大変厳しい質問、あるいは追求もさせていただきましたが、常に真摯に答弁していただき、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

それでは質問に入らせていただきます。

まず第1点でございますが、先ほど林義弘議員が、戦争を風化させてはならないという質問をしていただいておりますが、それに若干関連はいたしますけれども、昨年、非核平和都市宣言を行いました。来年は、終戦50周年であると同時に被爆50周年でもあるわけであり、昨年の6月議会で、全会一致で決議をいたしました非核平和都市宣言でありますけれども、残念ながら、垂れ幕はつくったけれども、それ以外に特に目立った取り組みはなかったのではないかと。昨年につきましても、ことしにつきましても、なかったのではないかと。いうふうに思うわけです。来年は50周年ということで、一つの、半世紀で区切りの年であり、執行部としてはどのようなお考えなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

次に2点目ですが、可児市住みよい福祉のまちづくり基本構想の、今年度の進捗状況をお尋ねしたいと思います。可児市住みよい福祉のまちづくり基本計画（素案）ができまして、平成5年度から平成12年度までの計画があるわけですが、それぞれ年度ごとにトレースしていく必要があるのではないかと。いうふうに感じまして、特に期待されておられますお年寄りの皆さん、障害者の皆さん、あるいは乳幼児の問題等々をアクションプログラムに基づいて御説明をいただけたらというふうに思います。

次にゴールドプラン、可児市の老人保健福祉計画ができましたわけですが、老人保健計画に対する財源の裏づけについてお尋ねをしたいと思います。

これは長期にわたりますので、特にハード面での投資的経費、あるいはソフト面での経常的経費について、それぞれお尋ねをしていきたいというふうに思います。国の方では、本来国が責任を負うべきものを、自治体や、あるいはその当人に負担を押しつけようという動きが年々強まってきておりますけれども、そうした国との関連も含めて御答弁いただけたらというふうに思います。

次に4つ目ですが、議会での議決を要する請負契約の件数が、例年に比べまして、今年度のきょうまでの件数は大変少ないわけですね。実際には6月でしたか、今年度に入ってたしか1件だけだったと思うんですね。例年に比べると大変少ないなというふうに思いまして、管財の方で問い合わせてみますと、平成4年度、5年度、6年度における8月末までの工事

契約実績を調べていただきましたら、平成4年度は182件、49億3,600万、5年度が128件で46億2,200万、6年度が119件で18億9,700万というふうに、極端に今年度は落ちております。5年度から6年度への債務負担行為や繰越明許費等もありますので一概には言えませんが、当該年度における請負契約の件数におきましても、実績高におきましても極端に減っておりということ、なぜなのか率直にお尋ねをしたいというふうに思います。

最後の質問ですが、下水道工事も含めまして、市内の土木工事があちこちで現在も行われておるわけですが、これまでも道路開削に当たって使用される、多分側溝を掘る程度の小さな小型のコンボを見ても、ほとんどナンバーがないわけですが、ところが最近小型のコンボも、キャタピラが、前は金属でしたけど、最近はプラスチック、あるいはゴム製品に変わっておるようですね。ですから、路面を痛めないということもあってか、結構、道路の開削等にも使用されておられるようですが、ところが道路横断をしたり、あるいは工事現場として囲った以外のところ、つまり道路の路上へ出てくるケースが大変見受けられるわけです。私は、今年度に入って見ただけでも数件見ておりますが、本来ですと、ナンバーを取得してない車については作業車ということで、路上への運行は禁止されておるわけです。これはいろんな意味から禁止されておるわけですが、ところが現実には路上をそのまま自走して横断をしたり、あるいは我々が待っておりましても、あちこち動き回っておるというのが見受けられるわけですので、そうした指導をきちっとしておるのかどうか、確認をしたいというふうに思います。

以上5点につきまして、明快な御答弁をいただきますようお願いしたいと思います。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 大江議員の非核都市宣言と終戦50周年の問題についてお答えをいたします。

核兵器の廃絶、世界の恒久平和は人類共通の願いであり、可児市におきましても、庁舎において非核平和都市宣言の垂れ幕を掲げるとともに、8月6日、9日の原爆投下の日、15日の終戦記念日には、それぞれの家庭、職場、地域において、平和記念の黙祷をいただくよう、広報紙にてお願いしたところでございます。

先ほどの林義弘議員の御質問におきましても、助役から御答弁を申し上げましたように、平和政策につきましては、市民皆様の御意見を伺いながら、でき得るものから実施してまいりたいと存じております。特に来年は終戦50周年でございますので、そうしたことを風化させないためにも、ある程度の行事を考えなければならないというふうに考えておる次第でございますので、よろしく願いいたします。

次に老人福祉計画に対する財源の裏づけでございますが、可児市の老人福祉計画は、平成5年度を初年度として、平成11年度を目標年度としておりますけれども、昨年、策定に当たりましては、21世紀における超高齢化社会を展望し、高齢者の保健福祉の分野における高齢化対策として、国が策定したゴールドプランを踏まえて、国が示す山積すべき水準をもとに、県の指導、調整を受けているところでございます。当市の計画では新規の施設整備が多く、

現状から考えますと、その整備目標はかなり高いものとなっており、相当な事業費が見込まれるところでございます。計画実現のための予算規模や財源につきましては、一つには、今後、事業の規模や内容、実施時期などについて具体的な検討が必要なこと。特に、各種サービスに対する高齢者の需要動向や、国・県の各種施策動向を見きわめる必要があること。

2つ目に、事業によっては社会福祉法人等の民間主体の実施が見込まれること。

3つ目には、国や県において、計画に盛り込まれたものについて優先的に財源措置を講じることとされていますが、現状では、その財源措置が不明確であることなど不確定な部分や流動的な面があるため、正直なところ、その予測が非常に難しいものとなっております。

こうしたことを踏まえて、現状で具体化し、進行している事業を含めて、現行における計画期間中の事業費の概算を試算いたしますと、まず投資的経費としての施設整備関係では、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーションなどの整備で、概算事業費は約60億円程度が見込まれ、そのうち国・県の補助金を除く市の負担分は約22億円程度が見込まれます。また経常的経費としての施設サービスや、その他各種サービスの運営費関係では、施設の入所処置、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、各種検診や保健婦の訪問指導等の老人保健事業などの整備充実で、概算事業費は約50億円程度が見込まれ、そのうち国・県の補助金を除く市の負担分は約20億円程度が見込まれます。

以上のとおり、計画の実現に当たっては膨大な事業費が見込まれますが、いずれにいたしましても、21世紀の超高齢化社会の到来を目前にして、その基盤整備を目的とする当計画の重要性をかんがみ、平成8年度から始まる第2次総合計画の後期基本計画の中で、現状で具体化し、進行している事業以外についてはより具体化し、明確な位置づけを行いまして、計画の整備目標の実現に向けて前向きに取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（林 則夫君） 総務部長 山田正雄君。

総務部長（山田正雄君） では4番目の、議会議決を要する請負契約の件数が本年度は極端に少ないのではないかという御質問でございました。

確かに御指摘のとおり、ただいま4年、5年、6年の資料をもとに御発言がございましたけれども、ここ数年間の8月末現在の全般的な工事請負契約件数は、ことしは若干少ないようでございます。平成5年が128、6年が119と若干少ないようでございます。年度によりましては、工事が先行する場合と用地取得が先行する場合がありますので一概には申せませんが、数字上は少ないようでございます。

また、質問の趣旨でございますが、議決の要する請負契約ということで、確かに本年は1件のみでございます。これは御案内のとおり、平成5年の6月25日に御議決をいただきました9,000万から1億5,000万に、議会へ上程する額が変わっております。これも一つの大きな原因でございます。ちなみに、これは比較になりませんかもしれませんが、昨年度は8月までに9,000万以上の契約を11件行っております。これは1億5,000万以上がこの中には8

件、9,000万から1億5,000万未満が3件ありました。平成6年度は、8月、同期までに5件ございまして、1億5,000万円以上は1件でさせていただいております。したがって4件が9,000万以上、1億5,000万未満ということになるかと思えます。

また、特に昨年度末におきまして、国の第3次補正予算の総合経済対策による一般公共事業の関係の補正が多く認められましたので、これが予算の前倒しということで、昨年末に皆様に御議決をお願いしたことも一つの大きな原因ではないかと思っております。したがって、平成5年度の繰越明許、あるいは債務負担について、それぞれまた御議決もお願いをいたしておるような状況でございます。いずれにいたしましても、予算の執行はできる限り年度末に全部終わるとというのが基本でございます。せいぜい努力をいたしておりますけれども、何せ先ほど申しましたように、用地の関係が一番問題ではないかと思っております。こういったことで、なかなか予定どおり進捗しないのが現状でございます。通常ですと、もう40%ちょっとぐらいは工事進捗しなきゃいけませんけれども、現在土木全体にいきますと、30%から35%ぐらいの進捗状況ではないかと思っております。この大きな要因が、用地取得関連だと承知しております。

以上です。

議長（林 則夫君） 水道部長 大澤守正君。

水道部長（大澤守正君） 土木工事における小型ユンボについてお答えを申し上げます。

工事現場で使用されております小型ユンボにつきましては、車の種別では小型特殊自動車ということになるわけでございます。現在、市内では、ほとんどが水道、あるいは下水道工事等に多く使われておるわけでございますが、こうしたキャタピラをつけておりますものにつきましては、ほとんどが自動車として認定をされておるものが多いということだと思えます。しかし、認定を受けていないものについてもあるようでございまして、一概には言えないわけですが、自動車の認定を受けておるものについては、登録をして、ナンバーをつけていただくことになるわけですが、登録していなくてナンバーをつけていないものについては運行はできないということにはなるわけですが、これも大型等につきましては、道路運送車両法の適用があるわけでございますけれども、小型特殊自動車につきましては、その適用が除外されております。したがって、つけていないものについては、工事現場内における作業は可能であるということをおもうわけですが、こうしたナンバーをつけていないものが運行するということは、一応道路運送車両法とは切り離れた関係もありますので、一概に申し上げられませんが、今まで工事の発注におきましては、工事現場での安全とか、あるいは交通規制等における人の通行、あるいは車の通行について、安全等を十分注意してまいりましたが、今後はこうした点につきましても注意をし、指導をしてまいりたいと、かように思いますので、よろしくお願いたします。

議長（林 則夫君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 住みよい福祉のまちづくりの基本計画の今年度の進捗状況についてお答えをいたします。

まずもって、昨年度に策定いたしました、住みよい福祉のまちづくり基本計画は、その実施におきまして、市議会を初め関係各位に温かい御理解と御協力により、順調に進捗しておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

御承知のとおり、この計画は、障害者やお年寄りを初めとする社会的弱者が住みよいまちづくりを目指して、器づくり、仕組みづくり、そして心づくりの三つを基本事業といたしまして、個々のアクションプログラムにより展開をいたしております。そこで、今年度の主なアクションプログラムの進捗状況につきまして、これらの事業別に報告をいたしますと、第1に福祉のまちの器づくりを推進させる第一歩として、昨年度策定しました福祉環境整備審の運用講習会を、庁舎内の土木・建築担当の全職員を対象に実施をいたしました。これは、今後の本市の公共施設整備の設計思想の中核に福祉環境の設計思想を位置づけることをねらいとするものでございます。あわせて公共施設の改善・整備に際しましては、社会的弱者を初めとする実際の利用者の声が極力反映できるよう、このほど「住みよい福祉のまちづくり市民モニター制度」を発足させました。さらには、民間の公共性の高い施設にも、福祉環境の設計思想が反映できるよう、可児・加茂地区の建築士会の会員に対する福祉環境整備指針の説明会を今月じゅうに予定しております。そして、民間で自発的な福祉環境の改善・整備を行った者に対しましては、現在広報でデザインを公募しております「やさしさマーク」を交付する予定でございます。また、人に優しい道路ネットワークづくりの一環としまして、市道今渡・坂戸線の整備計画の立ち上がりの段階から、福祉環境が配慮されるよう、現在、協議中でございます。

第2に、福祉のまちの仕組みづくりといたしましては、障害者の創作活動への参加促進を図るため、来年1月に福祉作品展を「ゆとりピア」で開催する予定であります。これは、県下の障害者がみずからのハンディを乗り越えながら生み出されたすばらしい作品を展示するものでございますが、市町村レベルでの主催は初の試みとなります。現在、出展者の選定をしております。

また、障害者の住宅改善費助成制度は6月からスタートしております。助成対象の所得制限を緩和し、県下で最も水準の高い制度でございます。1月に設置しました市民児童委員は、子育て支援サービスの充実の一環として位置づけおりますが、研修会の積極的受講を勧めるなど、研さんを積んでいただいております。

第3に、福祉の心づくりとしましては、昨年議員立法により制定された障害者基本法の制定の際の中心的な役割を果たされた、八代英太参議院議員を講師として、明るい福祉のまちづくりをテーマにした福祉講演会を11月に予定しております。

以上、主な今年度のアクションプログラムの進捗状況を申し上げましたが、この計画の実施につきましては、計画年度を固定化せず、前倒しで実施でき得るものは前向きに取り組んでいくことを基本姿勢といたしまして、今後も積極的に推進していく所存でございます。

さらにつけ加えますならば、車いす利用者用のバスケットボールのゴール購入の事業の中で、本年度購入の予定でございましたが、心ある市民の方からの手づくりのゴールの寄附を

いただきまして、ボランティアの支援を受けながら、重度の障害者のスポーツ参加の道が開かれましたことは、まさにこの計画でうたう「参加する福祉」の好例として、終わりに申し添えます。

〔16番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 再質問をさせていただきます。

まず第1点の、非核平和都市宣言の問題ですが、来年度は何らかの、ある程度の施策を考えなきゃいかんということでおっしゃっておられたようですが、やはり昨年、ことしと2年、8月を、都市宣言を行ってから迎えたわけですね。それで、ことしは市長がおっしゃるように、去年、ことしにかけて垂れ幕と、それから黙祷の呼びかけを広報で行った程度ということで、これはあえて、垂れ幕は別にしまして、非核平和都市宣言をやろうとやろまいと当然のことだというふうに僕は思うわけですね。それは、かつて、町、市時代を通じて、かつて黙祷の呼びかけ等は行われておったことだと思うんです。可児市でも行われておりました。私もここへ来て、そういう記憶がございますけれども、いつの年度からか、それがなくなっておったということがございますけれども、やっぱり具体的に方向性を示していただけないものかどうかというふうに思います。もう基本的なことだけで結構です。具体的なことにつきましては、当然予算等も出てきますからあれですが、予算等も含むものもあわせて、基本的なことをどういうふうな計画で行われるのかということだけでも示していただけたらというふうに思います。

それから2つ目なのですが、住みよい福祉のまちづくりの基本構想の問題で、今年度のアクションプログラムについてお答えをいただいたわけですが、特に日々問題になってくると、日々生活する上での問題と、それから将来的な問題とか、いろいろ出てくるかと思いますが、特にこの議会からも、私もたびたび過去に質問をさせていただいたわけですが、特に道路へ、障害者等が社会参加をする場合に外へ出ることがまず第1に上げられるわけです。それは、いろんなところへ出歩いただけじゃなくて、自分の住んでおる身近なところでも外へ出るときに、非常に不便を来しておるのが、いわゆる道路事情なんですね。特に道路事情の中でも、いわゆる車道と歩道との段差の問題なんです。かつてはかなり高い段差がありまして、これは障害者だけじゃなくて、自転車も含めて大変不便があるということをごこの場所からも申し上げたわけですが、今新しく工事をやっておるところを見ましても、相変わらず段差をつくっておるんですね。つまり、わずかですが、2センチから3センチ程度の、わざわざ歩道と車道の区分をするために低いブロックを埋め込んでおると。これは不要ではないかと思うんです。線引きをするだけで車道と歩道の区別ができる部分があるんですね。いわゆる交差点等、車道から歩道に乗り入れる場合に、歩・車道の区分ということでブロックを埋め込んでおるんだらうと思うんですけれども、それは僕は必要がないんじゃないかと思うんです。いわゆる白線か何かで、車道と歩道の区分ができるようにして、わざわざブロックを埋め込んで段差をつくる必要はないというふうに思うんですね。むしろこ

ういったものは、もう取り払う必要があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺の、きょう自分の家から 100メートル外へ出るだけでも、それが一番最初に出でくるわけです。そういった問題について、ちょっとお答えをいただけたらというふうに思います。これは土木とも関連すると思いますので、福祉事務所長とあわせて土木部長の見解等もお聞きできたらというふうに思います。

それからゴールドプランに基づく計画のハード面、ソフト面での概算をお聞かせいただいたわけですが、相変わらず国の方が優先的に言うというものの、実際はだんだん切り捨てる方向に行きよるということですので、計画的な執行を今後お願いしたいというふうに思います。大変お金がかかるということなのですが、本来、国がやらなきゃいかんものを、どんどん地方自治体等に押しつけてきておる部分があるわけです。そういう点で、市の方も、まあ押しつけられておるといってえ方ではなしに、積極的に執行すると同時に、ただ財源の問題については、やっぱり国にはっきりと言うべきではないだろうかというふうに思います。

それから 4 番目ですが、ちょっと質問の仕方があまりうまくなかったなあというふうに思いますが、実際には進捗状況を見まして、これは予算の執行高だけで見ても、件数を含めて、おっしゃったように例年40%台のところは35%程度と、執行率がその程度ということで、原因は用地取得に関連しておるだろうというふうにおっしゃったわけですが、執行率が高いとか低いとかという問題ではなしに、というのは、やっぱり年度は決められておりますので、来年の3月エンドまでに、工事がスムーズに行われていくかどうかという、発注はしてないけど、計画をしておる工事がスムーズに流れていくかどうかという点で非常に大きな問題だというふうに思うんですね。特に、例年年度末になりますと、道路が、道路だけじゃなくて、あっちもこっちも工事が行われておって、市民は非常に不便を感ずると。年度末になると、何でもこうもほじくり返すんだと。場合によっては、迂回しても迂回してもなかなか目的地へ行けんというふうな、これは市民感情としてあるわけですし、それだけじゃなくて、やっぱり業者の方も、やはり計画的な執行をしていくことによって、手間等も遊ばせずに済むわけですね。特にいろんな県や国の工事についても、大体9月以降になるのが非常に多いわけです。市単でできるものについては、できるだけ早くに出していただいて、全体の年度を通しての工事の流れがスムーズにいくようお願いをしたいというのが主旨でございます。質問の出し方が非常にまずかったんであれですが、言わんとしておることは、そういうことであります。

それから 5 番目の小型ユンボの問題ですが、私も先般気がついたのは、下恵土、今渡、土田で、今年度入ってからの記憶では3カ所ということですが、いずれも自走をして出てきておるわけですね、小型ユンボが。これは、道交法にもやっぱり関係するわけです。道路交通法にも関係してまいりますので、これは車両としての使用か、作業道具としての使用かということになるわけです。道路を自走するということになると、これは車両に該当するわけですね。当然、そうすると、道交法ではナンバーを受けなきゃいかんと。陸運局のナンバーで

はないけれども、この場合ですと、市の税務課の窓口でやらなきゃいかんということになるわけですね。原付等と同じような取り扱いになると思うんですけれども、それをちゃんとやっておかないと、自賠責も入ってない。そうすると、例えば下請で小さな業者によっては、交通事故が起きたときに補償もできないという場合も出てくるわけです。これはやっぱり発注する側の行政としては、きちっとそういったところまで目を光らせておくということが大事なことだというふうに思うんです。できれば、全部そういった小型コンボについては、ナンバー登録を受けさせるなり、あるいは絶対にその工事現場からは出ないと。出さないという指導を徹底していただきたいというふうに思うんです。その辺、もう少しお調べいただきたいというふうに思うんです。感覚ではなしに、既に発注されておる業者がどうだったのかということをきちっとお願いしたいというふうに思います。よろしく。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 最初の非核都市宣言の問題でございまして、確かに、最近終戦記念日には黙祷を多分するようにしてきたと思いますけれども、原爆の投下記念日には、そうしたことを最近ちょっとやっていなかったように思いますので、今回、復活したということが一つでございまして、やはり先ほども申しましたように、こうした平和というのは大切でございますし、今そうした、先ほどの林議員からも御指摘がありましたように、若い世代が平和というものについての認識が甘くなっておるといことも考えますと、やはり来年は50周年ということで、広報で特集を組むなり、あるいは図書館で大体終戦記念日ごろにはそうした関連の展示をいたしておりますが、そうしたことも考えていかなきゃならんというふうに考えておりますので、具体的にはそんなことをひとつ考えていきたいと。今まだこれから研究をするところでございますが、そんなような考えを持っておるところでございます。

それからゴールドプランの実施については、確かに今申し上げましたように、非常に大きな予算を伴うわけでございますので、国・県からよほどうまく出していただかなきゃならんという要求は、私どもも強く持つておるわけでございますが、最近の新聞によりますと、どうも「財源不足でゴールドプランに赤信号」というような、ちょっと新聞で見たことがございますので、大変心配をいたしておりますけれども、何としても国・県もそうした問題について、もっと財源を出してくれるように要望してまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 大江議員さんの再質問についてお答えをさせていただきます。

4番目の件につきましては、年度を上げていただきまして、契約件数を御質問していただいたわけでございますけれども、先ほど総務部長がお答えしておりましたように、確かに4年、5年、6年と、だんだん下がってきておるわけでございますけれども、それにつきましては、用地を先行する年もございますし、またそれから工事が先行する年と、回り合わせのことになるわけでございますけれども、幸い8月末日を基本にして、その数字を言っていたわけでございますけれども、その中では、例えば建設部の方で言いますと、昨年につ

きましては、総務部長の答えと重複するかわかりませんが、国の第3次補正によりまして、かなり年度末に多くの入札をさせていただいたことは事実でございます。それが今年度の分も先取りの形になっておりまして、多少おくれておると思うわけでございます。

それといま一つ、8月末ということでございますもんですから、これはちょっとずれるかわかりませんが、川の工事等につきましては、やはり水の関係もございまして、水田等につきましては、やっぱり稲作の関係、用水の関係もございまして、多少ずれることがあるかと思うわけでございますけれども、件数は多少落ちておりますけれども、進捗につきましては、先ほどのお話のように、多少はちょっと下がっておるわけでございますけど、30から三十二、三%行っておることでございますから、これからまた所定の予算をいただいておりますものにつきましては鋭意努力をさせていただいて、年度内に予算の消化をさせていただくように努力するわけでございます。お願いいたします。

それからいま一つ、福祉の方と私の方と関係あるということでございますけれども、道路の段差の歩・車道境界ブロックの件でございますけれども、これにつきましては、議員も御承知のように、本会議でもほかの方からの御質問をいただいておりますけれども、以前は、確かに歩・車道境界ブロックが5センチ程度上がっておったと思うわけでございますけれども、それからいろいろと御意見がございまして、それだととても車いすで上がれないということに基づきまして、今現在、可児市の採用しておるものにつきましては、補助事業等につきましては、やはり道路の構造基準等もございまして、まるっきりお話のように取ってしまった、線か何かでというわけには、これはちょっといかんと思うわけでございます。こういう御意見があったということは、今後、設計協議等、いろんな機会に御意見を申し上げさせていただきまして、取れるものは取れないかということも協議させていただくわけでございますけれども、参考までに、今、福祉に優しいまちづくりの中の一環として、道路の方でございますけれども、これは警察の方、それから県の方、それから市の方等が加わりまして、そういう機関をつくっていただきまして、私どもで言いますと、道路だけに関しますと、今言われました歩・車道境界のブロックのことについては、最高2センチまでにとめるということ。それから、上がるスロープは何%にして今後設計していくというマニュアルをつくっていただきまして、それに基づいて新しいものは入れかえさせていただいておりますし、過去のものにつきましては、主だったところから少しずつですけども、御指摘のあったところは切り下げをやらせていただいておりますけれども、まだ相当数ございまして、それは十分じゃないわけでございますけれども、そのマニュアルに沿って、私どもの事業につきましては今後もやっていきたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

議長（林 則夫君） 水道部長 大澤守正君。

水道部長（大澤守正君） お話しありましたように、キャタピラをつけておるもののほとんどといたしますか、最近はゴムが多いわけですので、ほとんどが自走できるということで、自動車の認定を受けておるはずでございます。小型特殊自動車と申しますと、一応時速が15キ

口以下の構造であり、1,500cc以下のものが小型特殊ということになりますので、それまでは一応軽自動車税の対象ということになるわけです。したがって、原動機付自転車と同じように、市に申告をして鑑札をつけていただくと。したがって、大きなものは、先ほど申しましたように、道路運送車両法の適用がありまして、その4条で、登録を受けなければ運行することができないとか、あるいは19条で、ナンバー、いわゆる標識の表示義務が課されておりますけれども、小型特殊、あるいは原動機付自転車のような、市で発行します標識につきましては、課税上の問題になるわけでございますので、自動車の構造であって認定を受けておれば、それは運行する場所とか道路に関係なく、例えば作業場内においてもナンバーをつけなきゃならんというのは、一応地方税法の軽自動車税の課税客体としての性格を持つわけでございますので、今後は、そういったことも含めて十分指導をしてみたいと思いますし、調査もしてみたいと思います。したがって、今後そういうことがあれば、課税の方もしていただくということになるわけですが、場合によりまして、先ほど申しましたように、工作機械として償却資産で登録しておるものもあるわけでございますので、そういったことも含めながら、調査もし、指導してみたいと思います。

以上でございます。

議長（林 則夫君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） お答えをいたします。

市内には、身障の手帳交付されております方が1,500人ほど、それと知的な障害があって、療育手帳を交付されておられる方が約190人ほどおられるわけございまして、議員御指摘のように、健常者に視点を置いてつくられてまいりましたまちをつくりかえるということは容易なことではございませんけれども、広く市民に理解を求めまして、行政といたしましても、全庁的な取り組みの中で、思いやりのある優しいまちの充実、実現に向けて、基本計画の進行管理と申しますか、そうしたものをしながら、着実に前進をしてみたいと存じております。

これからは、環境整備指針というものがつくられておりまして、この理事的基準を念頭におきまして、市民が利用しやすい福祉の整備指針に向けての計画的な配慮に心してみたいと、こんなふうに住じておりますので、よろしく願いをいたします。

〔16番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 与えられました最後の機会ですので、1点に絞って質問をさせていただきます。

先ほどの道路の問題に限って、ちょっと質問をしたいと思いますが、いろんなまちに視察に行きますと、よく僕も、歩・車道のブロックがあるのかないのかというのを、ここ数年ずっと見てまいりました。最近は、歩・車道のブロックをつけてないところが大変多いんですね。つけてあったところも、外したと思われるというような箇所がたくさんあるんです。これは皆さん、それぞれの市町村も、やはりこうした福祉問題から市民の要望等もあって、

今までつけてあったと思われるところも外しておったり、あるいは都市計画で市街地再開発だとか、あるいは駅前再開発だとか、いろんなことをやりながら、あるいは土地区画整理等の中でも、段差の解消ということで、歩・車道ブロックをあえてつけていないというところもたくさん出ております。その辺のところをきちっとお調べいただいて、これはつけない方が、実際、予算的に助かるはずなんです、余分な仕事をしなくていいわけですから。予算執行上の問題、お金の問題だけじゃないんですが、実際には段は全くない方がいいわけですので、よくお調べいただきたいというふうに思います。恐らく執行部の方、あるいは福祉事務所長も含めて、気がついていらっしゃるんじゃないかなとは思いますが、あえて申し上げておきたいと思います。お願いします。

議長（林 則夫君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 実際の先進地を視察されて、その現場を見られてというお話でございますけれども、私、先ほどお話しさせていただいたわけでございますけれども、補助事業等につきましては、また国とかの上部機関とも御相談させていただかないかんわけでございますけれども、今後の市単独事業等につきましては、先ほど言いましたように、マニュアルのものに沿って、またそれをさらに進めて、取るとどういうふうになると。また、仕事をやる面のこともございますけれども、歩道の方の舗装の厚みと車道の舗装の厚みといろいろ違いますもんですから、できればそういうふうで仕様等も差し支えなくできるものなら、そのようにひとつ今後検討させていただきまして、またそのようなものを見させていただきまして作業を進めていきたいと思っておりますから、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 以上で16番議員 大江金男君の質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） 21番 松本です。

発言のお許しをいただきましたので、通告の2点に基づきまして質問をさせていただきます。

初めに、今期で勇退されます鈴木市長さんには、3期12年間、私は一般質問の回数を数えてみましたら48回という数になりました。そのたびごとに、真っすぐに受けとめていただきまして、御答弁をしていただきました。本当にありがとうございました。

それでは最後の質問ということになりますが、48回目の質問をさせていただきます。

第1点ですが、体育施設の充実についてでございます。

テニスコートの増設と利用時間の改善について、可児市第2次総合計画の基本構想に、個

性と創造をはぐくむまちづくりの中で、小さく6ですが、スポーツ、レクリエーションの項では、市民の健康と体力づくりを図るため、各種スポーツ、レクリエーション、イベント開催を図るとともに、生涯スポーツ、競技スポーツの普及や、生涯にわたってスポーツ、レクリエーションに親しむ場と体制づくりに努めるというようにあります。そこで、テニスを愛好される市民の立場から、施設の充実とその利用の改善についてお尋ねをします。

施設の充実の点ですが、可児市は市営のコート数は8面です。そこで、隣接の3市の資料をいただいて表にしてみました。これは8月1日現在の人口で計算をしてみました。可児市は8コートあります。美濃加茂市が10面、多治見市が17面、土岐市が25面というように、これは電話でお聞きしたわけなんです。隣接する3市のコート数を聞いてみました。そこで、1コートに対する人口を比較したわけなんです。可児市の場合は、1面で1万740人、美濃加茂市は1面で4,573人、多治見市が1面で5,998人、土岐市が1面で2,660人というような数字が出てまいりました。可児市のテニスコートの数が少ないということが、この隣接の市で比べてみますとわかりました。増設の計画を立ててほしいわけですが、いかがでしょうか。増設の場合には、市全体の区域のバランスを考えてほしいということでございます。

次に利用時間についての改善ですが、当市の利用時間は、8時から10時、10時から12時、12時から2時、2時から4時、4時から6時と、ナイターが7時から9時というようなふうになっております。この中で利用時間、9月から3月までが、夕方の4時から6時の利用ができないことになっております。利用時間についてのさしあたっての改善は、夕方の4時から6時の間のことです。隣接3市の利用時間を見ますと、美濃加茂市、多治見市、土岐市とも、早朝の6時から2時間が3時間の範囲で利用されております。そして夕方の4時から6時までの時間については、美濃加茂市が11月から1月の3ヵ月間だけは、この利用時間を夕方の4時から5時と、1時間だけの利用となっております。そのほかの市は利用できるようなっているわけです。可児市は、9月から夕方の4時から6時の利用をことしからやめたということですが、9月は途中から暗くなるという日照時間の関係からだというふうに聞いております。テニスをする人たちからは、夕方の時間は暗くなることは承知して借りるので問題にはならないと言われます。そこで女性の場合ですと、6時まで借りてあっても、夕飯の用意があるからというようなことで早めに帰られる人もあるので、4時から6時をやっていただいても、使う方は差し支えないということです。市営のコート数が少ない中で利用時間も少なくなるのでは不満の声が上がるのも無理もないことです。この点の改善をされたいと思うのですが、いかがでしょうか。

2点目ですが、水の有効利用についてでございます。

この夏は、猛暑と節水が長期にわたり、際どいところで断水が回避されましたが、9月に入っても状況は変わっておりません。9月1日の「広報かに」では「異常湧水、さらに節水を」と呼びかけられています。17日から18日にかけて降った雨も、節水率の緩和には至らなかったようです。長期にわたる異常湧水の中で、市民の間ではさまざまな方法で節水が行われ、協力がされてきました。主婦の多くの方たちが、節水を経験したことによって、水のあ

りがたさがよくわかったと話しております。この節水は、今後も常に生かされねばならないこと、そして水の有効利用の工夫が必要だということも話題の中心となりました。ダムの水がなくなってきた、このことによって、これまで使っていなかった手近な水源を復活したり、身近なところにある水源を新たに開発したりということが、自治体、企業、個別の家庭でも行われました。

水道用水供給事業の導入に伴って、身近にある水源が廃止をされたり、縮小されてきたのではないのでしょうか。この夏の間には井戸水が利用され、井戸掘りも行われました。1970年代から進められている雨水利用の工夫や、ビル内の排水の循環利用なども新聞などでも紹介されました。水利用者の身近にある、手近にある水源の復活・掘り起こしは、一時的な渇水対策に終わらず、平常時にも系統的に促進すべきだと思います。市内の公共施設である庁舎、各公民館、小中学校などで、雨水利用や使用した水を回収し、トイレ排水などに再利用する中水道設備などを取り入れていくような研究をされる考えはありませんか。資料として、「雨水利用の路地樽で備え」という、東京都墨田区イチテラ言問地域の記事を添付いたしました。まちづくりの中でも取り入れていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、私の質問を終わります。

議長（林 則夫君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 松本議員の、水の有効利用についてお答えをいたします。

公共施設での雨水利用等については、さきの村上議員の折にも申し上げましたが、今後検討してまいりたいと考えておるわけでございます。特に中水道と言われております水利用は、元来、巨大ビルディング等で下水の浄化水を再処理してトイレ等に使用する目的で始められましたが、再処理に要するコスト等の問題で、広く普及するには至っておらないわけでありまして、ただ、こうした異常渇水の場合を考えると、コスト面だけで判断できないこともありますけれども、やはり投資効果というものも十分考えていかなければならないと思います。

また路地樽の話でございますが、私も新聞で、同じ墨田区の雨水リサイクル研究所代表の徳永さんの記事を目にしたことがありますけれども、災害時の飲料水と庭木への散水用に、200リットルの雨水タンク、天水樽を製作され、工事費込みで4万5,000円程度で販売され、既に東京近辺の住宅で130軒ほど備えつけたという記事がございました。戦時中には、どの家庭でも雨といから雨水を受け、防火用水として備えたものですが、今まさにそうした水のとうとさを思い起こすときが来たわけでございます。今後は、先ほど申しましたように、公共施設等の検討とともに路地樽のようなことも考えながらまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 教育部長 可児征治君。

教育部長（可児征治君） 私からは、松本議員の体育施設の充実について、テニスコートの増設と利用時間の改善についてのお答えをしたいと思います。

まずテニスコートの増設についてでございますけれども、議員御指摘のように、スポーツは健康の確保のみならず、コミュニケーションの場づくりということで大変大きな役割を果た

しておると思います。本市のスポーツ施設については、テニスコートに限らず、多様な施設要望があります。御質問のテニスコートの増設については、市営のコートは8面ということで、他市に比べて少ないことも事実だと思えます。そこで本市の場合は、可児高校のテニスコート4面の開放をお願いしておるわけですが、お願いしたところに、ナイター施設も市の費用をもって整備をいたしました。それから可児公園の建設に際しましても、いろいろな体育施設の建設を要望したわけなんですけれども、その中でテニスコートも建設をお願いし、6面を建設してもらった経緯がございます。

現在利用できるテニスコートは、昼間のみ利用できるものとしては6面、それから夜間のみの利用が4面と、それから昼夜のものが8面ということで、合計しますと昼利用が14面と夜が12面ということになるわけでございます。そうしたやりくりにおきまして、土曜日曜を除いてはまだまだ余裕があるということも聞いております。しかし本市は、テニス人口が非常にふえておりまして、これからもどんどんふえると思えますので、決して十分ではないと思っておりますが、いましばらく御辛抱いただきたいと、こんなふうに思います。

それから利用時間の改善についての御意見でございますけれども、確かに9月という時期は、ちょうど中旬ごろまでと、それから中旬以降と非常に日照時間が変わる季節でございます。現在くらいまではまだ6時という時間は明るいというようなことで、確かに現場で担当した者に聞きまして、貸し出してほしいというような意見もあるということでございます。そういったことでございますので、前向きに一度検討してみたいと思えますけれども、実は、昨年度までは、貸し出し方法の受け付けを自分の希望時間というような方法で行ってありましたんですけれども、今年度からそれを改善しまして、申し込みの殺到を避けるということから、抽選で行うことにいたしました。そうした折に、9月は、実は先ほど申しましたように、日照時間が非常に変化をするということがございますので、4時から6時ということは、抽選で当たった人に、非常に暗くなるというようなことから不公平感が出てくるといことも懸念いたしまして、9月以降3月まで、4時までといたしたわけでございます。今後は、そうした意見もございましたので、利用者の意見を聞きながら改善をしていきたいと思えますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔21番議員 挙手〕

議長（林 則夫君） 21番議員 松本喜代子さん。

21番（松本喜代子君） コート数についてなんですが、少ないことは認めるというようなことでしたが、県の施設については、私はほかでもお聞きした面もあるんですが、これは入れないで通告をいたしました。多治見市でも、やはり高校のグラウンドを開放するという事業でやっておられるようで、可児市の場合と同じかと思えます。土岐市は、土岐少年自然の家が、県のものがありますというようなことで、県のものがあることは知っておりましたが、あえて市だけ取り上げましたので、市の姿勢はどうかということでお尋ねしたわけです。コート数が少ないということは認めるということですので、来年に向けて私は期待をしたいと思えますので、よろしく申し上げます。

それで、県の可児公園の中にあるのでも、多分時間の制限がちょうど改善をしてほしいという時間のところでは多分使われていないんじゃないかなあということで、県のものは省いたわけです。それで、時間の方も改善をされるというようなお答えをいただきましたので、これも期待をしておりますので、よろしくお祈いします。テニスの愛好家の皆さんにお聞きしますと、特にことしは暑かったということで、一番暑い4時までにはやって、涼しくなるこれからいざというときに、9月に入ってからやめないかんということは、もう本当に怒り心頭だということで、大変なおしかりを受けました。そういうことで、ぜひ抽選が殺到するというような利用状況ですので、利用できる、そういう機会というのはたくさん与えていただきたいというように思いますので、よろしくお祈いいたします。

それから水の問題につきましては、再三の御答弁をいただいておりますので、再質問は省かせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（林 則夫君） 教育部長 可児征治君。

教育部長（可児征治君） ただいまの御意見のように、県の施設はなしということでございますが、私の方はもちろんそういうことで進めてまいりたいと思っておりますけれども、現在のところは、そうした施設の足らん分を補うという意味で、可児高校のテニスコートをお借りするというのと、それから可児公園の実態を聞いてまいりましたけれども、かなり可児市の人が利用しておるといふ実態もあるようです。確かに、時間は勤務時間と合わせたような時間帯をとっております、晩は4時半ということになっておるようですので、そうした6時ごろの時間はどうも利用できないようになっておるようですけれども、そうしたことも踏まえまして、今後は、確かに総合計画の中ではそうした計画も持っておりますけれども、財政事情もありましてまだそこまでは至っておりませんので、今後はそういう考えで進めてまいりたいと思っております。

それから利用時間につきましては、これはもちろんそういう方向で検討いたしますけれども、これは管理を体育連盟にも少しお願いしておることがありますので、そちらの方と協議をしながら改善してまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

議長（林 則夫君） よろしいですか。

〔「はい」と21番議員の声あり〕

議長（林 則夫君） 以上で21議員 松本喜代子さんの質問を終わります。

以上で通告による質問はすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結します。

認定第1号及び議案第62号から議案第70号まで、並びに議案第72号から議案第74号までについて（質疑・委員会付託）

議長（林 則夫君） 日程第3、認定第1号及び議案第62号から議案第70号まで、並びに議案第72号から議案第74号までの13議案を一括議題といたします。

これより各議案の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付してございます議案の付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へその審査を付託します。

請願 4 号について（提案説明・委員会付託）

議長（林 則夫君） 日程第 4、請願 4 号 戦後補償問題について意見書の提出を求める請願を議題といたします。

これより紹介議員による提案説明を求めます。

17 番議員 勝野健範君。

17 番（勝野健範君） 議長より発言の許可をいただきましたので、私は紹介議員といたしまして、請願の文案朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

戦後補償問題について意見書の提出を求める請願。

請願の趣旨。私たちの目や耳に入ってくる国際問題といえば、決まって戦後補償の問題です。戦争が終わって半世紀にもなるのに、いまだに補償問題が次々と提起されてくるのは、我が国の戦後対策が総括的でなく、対症療法的になされてきたことに理由があると思います。戦後補償問題が未解決となっている現状は、世界平和を志向する我が国の外交にとり、また国内政治の安定にとって大きなマイナスであると思います。戦後50年に当たる明年度は、戦後問題を処理するまたとないよい機会であり、早急に抜本的対策の確立が望まれています。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（林 則夫君） 以上で提案説明は終わりました。

それでは、ただいま議題となっております本請願については、総務委員会に審査の付託をいたします。

お諮りいたします。委員会審査のため、あすから 9 月 25 日までの 6 日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議ないものと認めます。よって、あすから 9 月 25 日までの 6 日間を休会とすることに決しました。

散会の宣告

議長（林 則夫君） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

次は 9 月 26 日午前 9 時間 30 分から会議再開をいたしますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。

長時間にわたりまして、御苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 16 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年9月19日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

9月26日(月曜日)午前9時30分開議

議事日程(第4日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 認定第1号及び議案第62号から議案第70号まで並びに議案第72号から議案第74号まで
日程第3 請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書
請願3号 消費税の税率引上げ反対などを求める意見書の提出についての請願書
請願4号 戦後補償問題について意見書の提出を求める請願
日程第4 議案第75号 教育委員会委員の任命について
日程第5 環境センター建設特別委員会委員長報告
-

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 認定第1号及び議案第62号から議案第70号まで並びに議案第72号から議案第74号まで
日程第3 請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書
請願3号 消費税の税率引上げ反対などを求める意見書の提出についての請願書
請願4号 戦後補償問題について意見書の提出を求める請願
日程第4 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書(日程追加)
発議第6号 戦後補償問題に関する意見書(日程追加)
日程第5 議案第75号 教育委員会委員の任命について
日程第6 環境センター建設特別委員会委員長報告
-

議員定数 26名

欠員 1名

出席議員 (24名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君

10番	渡 辺 朝 子 君	11番	近 藤 忠 實 君
12番	続 木 重 数 君	13番	可 児 慶 志 君
15番	河 村 恭 輔 君	16番	大 江 金 男 君
17番	勝 野 健 範 君	18番	村 瀬 日 出 夫 君
19番	渡 辺 重 造 君	20番	小 池 優 之 助 君
21番	松 本 喜 代 子 君	22番	奥 田 俊 昭 君
23番	田 口 進 君	24番	林 則 夫 君
25番	林 義 弘 君	26番	澤 野 隆 司 君

欠席議員 (1名)

14番 今 井 成 美 君

説明のため出席した者

市 長	鈴 木 告 也 君	助 役	瀨 瀨 義 昭 君
教 育 長	渡 邊 春 光 君	総 務 部 長	山 口 正 雄 君
民 生 部 長	小 池 勝 雅 君	経 済 部 長	可 児 文 一 君
建 設 部 長	井 藤 實 義 君	水 道 部 長	大 澤 守 正 君
福 祉 事 務 所 長	高 橋 卓 二 君	教 育 部 長	可 児 征 治 君
秘 書 課 長	長 瀬 文 保 君	総 務 課 長	奥 村 雄 司 君
市 民 課 長	青 山 嘉 佑 君	農 政 課 長	曾 我 宏 基 君
土 木 課 長	可 児 教 和 君	学 校 教 育 課 長	丹 羽 一 仁 君
会 計 課 長	田 口 茂 君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林 邦 夫	係 長	籠 橋 義 朗
書 記	勝 野 正 規	書 記	脇 坂 忠 志
書 記	溝 口 晴 美		

議長（林 則夫君） おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

開議の宣告

議長（林 則夫君） ただいまの出席議員は24名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおり定めましたので、よろしく願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（林 則夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において11番議員 近藤忠實君、12番議員 続木重数君を指名いたします。

認定第 1 号及び議案第62号から議案第70号まで、並びに議案第72号から議案第74号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（林 則夫君） 日程第 2、認定第 1 号及び議案第62号から議案第70号まで、並びに議案第72号から議案第74号までの13議案を一括議題といたします。

これら13議案につきましては、各常任委員会にその審査を付託がしてございますので、その審査結果について報告を求めます。

総務副委員長 松本喜代子さん。

総務副委員長（松本喜代子君） 総務委員会審査結果報告書。

総務委員会の審査の結果を報告いたします。

今期定例会におきまして、当委員会に審査を付託されました案件は、平成 6 年度予算関係が 2 件でございました。

去る 9 月20日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、議案第62号 平成 6 年度可児市一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分、議案第64号 平成 6 年度可児市北姫財産区特別会計補正予算（第 1 号）については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がありますので申し添えます。

市有財産の貸し付けについては、現在、申し出の物件によって個別に貸し付けの可否を決定されているようですが、その基準は必ずしも明確ではありません。したがって、今後は明確な基準によって運用されるよう要望いたします。

以上で、総務委員会の審査の報告を終わります。

議長（林 則夫君） 文教民生委員長 近藤忠實君。

文教民生委員長（近藤忠實君） 文教民生委員会の審査結果を報告いたします。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成6年度各会計補正予算が2件、条例の一部改正が1件の計3件でした。

去る9月21日、当委員会において慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第62号 平成6年度可児市一般会計補正予算の所管部分及び議案第63号 平成6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第70号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、「助産費」を「出産育児一時金」に改め、その支給額を「24万円」から「30万円」に改めるのが主な改正点であり、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項が二つありますので申し添えます。

一つ目は、有料盲人ガイドの設置についてでございます。

目の不自由な方は、ちょっと遠くへ外出しようとする、1人では大変困難でございます。家族の付き添いが必要となりますが、いつも家族に頼れるとは限りません。そういう困ったときのために、ぜひ設置をしていただきたい。

二つ目は、市指定文化財についてです。

市内の指定文化財の保守管理については、文化財がある地域の方々が行っております。しかし、それに対しての市からの補助が十分になされていないため、地域の方々に負担がかかっていますので、補助を強化していただきたい。また、県指定文化財を含め、通称明智城址など貴重な文化財の保護・保存に一層の努力をしていただきたい。

以上を申し添え、文教民生委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（林 則夫君） 水道経済委員長 可児慶志君。

水道経済委員長（可児慶志君） 水道経済委員会の審査結果報告を申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、決算の認定が1件、平成6年度予算の補正が5件の計6件ございました。

去る9月20日、当委員会において審査を行いました。

その結果、認定第1号 平成5年度可児市水道事業会計決算認定については、何ら異議なく、全会一致で原案を認定することに決しました。

次に議案第62号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、及び議案第65号、議案第66号、議案第67号の下水道関連の補正予算、並びに議案第69号 平成6年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）についても、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がございましたので申し添えます。

市内全域下水道整備を目指し、事業の推進に鋭意努力されておられますことに敬意を表す

るところでございます。そこで、本年10月1日からいよいよ公共下水道も一部地域で供用が開始されることとなりますが、それに伴う宅内工事がおくれることのないよう、指定店の体制づくり等を十分指導されますよう要望し、水道経済委員会の報告を終わります。

議長（林 則夫君） 建設委員長 渡辺朝子さん。

建設委員長（渡辺朝子君） 建設委員会の審査結果を報告させていただきます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成6年度予算の補正が2件とその他3件の計5件でございました。

去る9月21日、当委員会において審査を行いました結果、議案第62号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第3号）の所管部分及び議案第68号 平成6年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算については、適正なる補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決定しました。

次に議案第72号から議案第74号の市道路線関係の案件についても何ら異議がなく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がございましたので申し添えます。

車・歩道にはまだ段差が多くあり、障害者や自転車等の乗り入れ、通行等に支障を来しております。道路構造上の問題もあるかとは思いますが、今後は段差をなくされるよう努めていただきたいと思っております。

また、一般質問により出されました案件は、各委員会において今後も検討、協議をされますようお願いいたしまして、建設委員会の報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（林 則夫君） 以上で各常任委員会の審査結果報告は終わりました。

ただいまの各常任委員会の審査結果の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、これを許します。

16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 通告に基づきまして、日本共産党可児市議団を代表して、認定第1号 平成5年度可児市水道事業会計決算認定について反対討論をさせていただきます。

業務実績を見てみますと、給水人口が前年より1,122人ふえ、計画給水人口に対する水道普及率は初めて80%台となりました。有収率は、全量が県水受水となって以来最高の90.46%と極めて高い有収率となり、関係部課職員の努力に敬意を表するものであります。一方、年間給水量は前年度より28万7,780立米もしくはトンですね。2.7%減少し、水道事業収益は、前年比7,035万2,549円の減収となっています。これは景気低迷による大口需要者の節水や、昨年は冷夏でしたので、その影響によるものであります。全量を県水に頼り、県が責任受水性をとっている限り受水費は下がらず、事業収益のみが減少するという事になっ

ております。特にことしのように、異常渇水で市民に節水の協力を呼びかけ、市民の皆様にも協力していただければ、ほどほどに収益率は悪化し、さらに水道料金の値上げへの道を開くという矛盾に陥ることになっております。

県は、水道事業会計はずうっと黒字で推移しておりますけれども、大幅な水道料金値下げをせずに、新たな設備投資に回すとしております。全国的にも非常に高額な単価をまず引き下げさせるべきであります。市民は、平成4年度に水道料金が値上げされ、ことし6年度も再値上げで、下水道料金と合わせた上下水道料金で見ますれば、県下で最高の負担を強いられることになりました。人間が生きていく上で欠くことのできない水であります。最も重要な生存権にも関係した水道料金は、引き下げるべきであることを主張いたしまして、水道事業会計決算認定の反対討論といたします。

議長（林 則夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより各案件について採決いたします。

ただいま議題となっております13議案のうち、認定第1号を除く12議案を一括採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、議案第62号から議案第70号まで、及び議案第72号から議案第74号までの12議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件に対する各常任委員長及び副委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、各案件はただいまの報告のとおり、それぞれ原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議がないものと認めます。よって、本12議案はそれぞれ原案のとおり決しました。

次に認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本認定に対する水道経済委員長の報告は原案を可とするものであります。よって、本認定を委員長報告のとおり、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 則夫君） 起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

請願2号から請願4号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（林 則夫君） 日程第3、請願2号から請願4号までの三つの請願を一括議題といたします。

これら請願につきましては、所管の各常任委員会にその審査の付託がさせていただきますので、その審査の結果について報告を求めます。

文教民生委員長 近藤忠實君。

文教民生委員長（近藤忠實君） 文教民生委員会に付託されました請願2号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書について審査の結果を報告します。

大蔵省は、昭和60年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、学校事務職員・栄養職員の人件費の削減を検討しております。このことは、学校の基幹職員として位置づけられてきた歴史的経過を無視するものであります。また、今日の学校運営において、学校事務職員・栄養職員の果たす役割が重要であることを考えると、義務教育費国庫負担法から除外されれば、学校教育に重大な影響を及ぼすことになります。よって、今後とも公立小中学校事務職員・栄養職員に対し、義務教育費国庫負担制度の維持をされるよう、全会一致で本請願を採択することに決しました。

以上で請願2号についての審査結果の報告を終わります。以上です。

議長（林 則夫君） 総務副委員長 松本喜代子さん。

総務副委員長（松本喜代子君） 総務委員会に審査を付託されております請願2件について、審査の結果を報告いたします。

初めに、請願3号 消費税の税率引き上げ反対などを求める意見書の提出についての請願書につきましては、消費税の増税、税率引き上げは行わないこと。食料品の非課税化及び消費税そのものの廃止を求めるものであり、消費税の逆進性の矛盾、政府の努力による財源の見直しを実行すれば消費税は不必要であるとの意見がありましたが、政府の財源見直しから創設されたものであり、既に5年を経過し、定着している制度でもあるとの多数意見もあり、本請願は不採択とすることに決しました。

次に請願4号 戦後補償問題についての意見書の提出を求める請願につきましては、我が国の戦後対策が総括的ではなく、未解決となっている部分が多いことから、戦後補償問題が国の内外にわたってたびたび起こってくることから、この請願を全会一致で採択することに決しました。

以上でございます。

議長（林 則夫君） 以上で、所管委員会の審査結果の報告は終わりました。

それぞれ委員長及び副委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

16番議員 大江金男君。

16番(大江金男君) 私は、請願第3号 消費税の税率引き上げ反対などを求める意見書の提出についての請願書につきまして討論をしたいと思います。

ただいまの総務副委員長の報告では、委員会では不採択というふうに決せられたようですが、私は採択をしていただくという立場から討論をしたいというふうに思います。

まず、この消費税そのものについてであります。去る22日に、政府の税革大綱が発表されました。特に村山政権、社会党の委員長でもありますが、この消費税が平成元年に導入されるときに、社会党は、皆さんも御存じのように、テレビで終日放映されました牛歩戦術によって国民の喝采を浴びたものであります。しかし、今回の税革大綱は、その村山首相みずから消費税を引き上げるといふ、まさに国民にとっては青天のへきれきであるという感じがいたします。

さて、関連いたしますので、税制改革のポイントを見てみたいと思います。

自民党、社会党、さきがけの連立与党は、今3%の消費税の税率を3年後から5%に引き上げようとしています。連立与党は、消費税の増税は減税のためだと言い、サラリーマンの税金の負担を軽くするものだと言っています。しかし、よくよく見てみますと、減税で潤うのは一部の人だけであります。ほとんどの人には増税を押しつける税制の大改悪であります。連立与党の税制改革が増税の押しつけであることは、その大枠を見ただけでもはっきりしています。

消費税の税率を1%引き上げれば政府の金庫には約2兆4,000億円もの金が入るとというのが政府の計算であります。2%引き上げれば、約4兆8,000億円です。これは大蔵省の機械的試算によるものであります。ところが、村山内閣が消費税の税率アップに合わせてやろうとしている減税、恒久減税は3兆5,000億円。つまり、差し引き1年間で1兆3,000億円もの増税になるわけでありまして。しかも、消費税率5%は3年後の引き上げの前に見直すと言っています。つまり5%が恒久ではないということですね。もし6%に引き上げられれば、差し引き3兆7,000億円。7%に引き上げられれば差し引き6兆1,000億円の大増税にもなるのであります。

村山内閣は税率引き上げまでの間、特別の減税、低率減税を上乗せすると言っています。ことしと同じ形で所得税、住民税を一律15%割り引くというものであります。しかし、それは所得税、住民税合わせて、多い人で1年間に7万円、所得の低い人は5,000円程度しかありません。それも消費税の増税のときには打ち切るというものであります。こんなものを餌に増税を押しつけられてはとてたまったものではありません。減税の中身を見ましても大変問題があります。所得の多い人ほど負担を減らすという内容であるわけです。例えばいろんな控除を差し引いた後の税金のかかる所得が2,000万円を超えると、今は50%の税率がかかります。今度の減税で3,000万円を超えなければ50%の税率がかからなくなります。こうした結果、年収にすると1,000万円以上の層の税金が大幅に減るわけです。国税庁の資料、1992年分の民間給与の実態を見ましても、年収1,000万円を超える給与所得者の数は全体の6%にすぎません。減税で集中的に潤うのはたった6%という、まさに一握りの金持ちにな

るわけです。

その一方で圧倒的なサラリーマン、労働者には増税だけが襲いかかってきております。今度の減税で恩恵が少ないのは年収 800万円以下の給与所得者です。年収 800万円以下の給与所得者は、国税庁の資料によれば全体の88%を占めております。ここへ消費税の増税がどっとかかってくるのであります。日本共産党の試算では、年収 526万円ぐらいの人なら年間4万6,000円の増税になってしまいます。まさに上に厚く下に薄い金持ち減税というのが村山内閣の税制改革の実態であります。

特に消費税の問題につきましては、高齢化社会のためという主張が、消費税の導入以来一貫して続けられてきております。果たして本当に高齢化社会のためという使われ方をこれまでの消費税がなされておるかどうか検証してみたいと思います。

この5年間の消費税収入23兆円に対して、高齢者保険福祉推進10ヵ年戦略、つまりゴールドプランに使った金額はわずか6,700億円、実に3.35%にすぎなかった。こうした事実を見ましても全くごまかしにすぎません。65歳以上をすべて老人と決めつけて、85年に5.9人で1人の老人を養っていたのが、2020年には2.3人で1人を養わなくてはならなくなるとする政府の宣伝もでたらめであります。働いている人が、自分も含めて養う人の数は90年に1.94人で、2020年も1.89人なのです。65歳以上であっても当然働いている人が現実にお見えになるわけでありまして、しかも政府は、入院給食を患者に負担させる健康保険法の改悪を強行いたしました。厚生年金、共済年金の満額支給年齢を65歳におくらせる年金改悪を企てて国民に自立自助政策を押しつけてきました。高齢化社会のためというなら、すべてのお年寄りが安心して豊かな老後を過ごせる医療、年金、介護の抜本的充実こそが求められておるわけでありまして。

次に食料品非課税を直ちに実現することという項目についてであります。

消費税は導入されてからも廃止の要求が非常に強いわけでありまして、日本テレビのことしの4月30日の電話調査アンケートが行われたようですが、その結果を見ますと、消費税の増税をやむを得ないとしたのが32%だったのに対して、増税反対というのが28%、全く消費税を廃止してほしいというのは40%にも上っています。まさに消費税廃止への願いの根強さを示しておるわけでありまして、こうした世論に押されて、各党が食料品の非課税をかつて公約した経緯があります。現在でも食料品や生活必需品に税金をかけないでほしいという国民の声は圧倒的多数であります。しかし、今回の大綱の中身では、課税ベースの広い消費課税としての基本的な性格に反するとして、その範囲を拡大することは適当でないということで、食料品非課税には冷たく拒否しております。さらに複数税率、飲食料品は低い税率にするという複数税率については、困難であるということで、これも退けております。またゼロ税率の設定につきましては、課税ベースを著しく侵食するなどから認めがたいと、これも否定しております。消費税は導入自体公約違反でありましたし、税率アップも公約違反です。食料品非課税の拒否も、これもすべての政党の公約違反であります。羽田内閣の連立与党も、村山内閣の連立与党も、本来、直ちにこうした公約違反は撤回すべきであり

ます。

次に、財源問題が、財源がないからということで、消費税の税率アップをするというのが今の政府の言い分でありますけれども、先ほどの高齢化社会論とあわせて反論をしておきたいというふうに思います。果たして増税をしなければ財源がないのかどうかという点であります。

政府は社会保障などの人数がふえるとして財源の必要性を盛んに強調していることから反論するわけではありますが、世界第2位の経済力を持つ日本が、世界に類を見ないほどの大企業向けの優遇税制などを正せば財源は十分にあります。日本には事実上大企業優遇になっている各種準備金が6種類、引当金が21種類もあります。これはアメリカやイギリスの準備金2種類だけに比べても異常であります。

ちなみにどんなものがあるか御紹介をしたいと思います。

株式時価発行差金非課税というのがあります。受取配当益金不算入というのがあります。試験研究費税額控除というのがあります。技術海外取引の特別控除というのもあります。先ほど言った受取配当益金不算入というので2,433億円、地方税が1,248億円となっております。いちいち羅列すると切りがありませんので、金額の大きなものだけ取り上げてみたいと思います。

土地譲渡分離課税というのが9,063億円、地方税で3,194億円。利子所得一律分離課税で、これを総合課税にすれば7,881億円、3,149億円。外国税額控除を一部廃止するだけで1,070億円、地方税が510億円。また各種引当金の方ですが、賞与引当金、これは中小企業にはありませんが、大企業にあるものですが、これは1,885億円、地方税で969億円。また退職給与引当金、これが2,667億円、地方税で1,370億円です。こうしてみますと、優遇措置を廃止するだけで、国税、地方税分合わせて21兆円以上の増収になるわけであります。このうち毎年新たに発生する財源と、上積みとなる財源だけでも4兆3,815億円、国税で3兆730億円で、地方税1兆3,085億円、合わせて4兆3,815億円になります。また、軍事費を削り、大企業への補助金などを削れば、消費税を廃止しても福祉充実の財源は十分に賄えるわけであります。

以上述べましたように、消費税の税率引き上げ反対などを求める意見書の提出についての請願書の項目、いかなる名称、形式にかかわらず消費税の増税、税率引き上げは行わないこと。先ほども述べましたように、まさに公約違反であると同時に、消費税そのものが必要でないということを申し上げたとおりであります。

二つ目の食料品非課税を直ちに実現することにつきましても、これもすべての党が選挙のときに公約として掲げたものであります。公約を実行するにすぎません。消費税を廃止することにつきましては、先ほどの高齢者福祉に対する財源論、さらには消費税を導入しなくても、今廃止しても財源は十分にあるということを御報告いたしましたけれども、まさにそのとおりであります。以上の観点から、本請願、消費税の税率引き上げ反対などを求める意見書の提出につきましては、この請願につきましては、本議会で採決されるよう強くお願いを

いたしまして私の討論といたします。

議長（林 則夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより各請願について採決いたします。

ただいま議題となっております三つの請願のうち、請願 2 号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書、請願 4 号 戦後補償問題について意見書の提出を求める請願の二つの請願を一括採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議ないものと認めます。よって、請願 2 号、請願 4 号の二つの請願を一括採決いたします。

お諮りいたします。各請願に対する委員長及び副委員長の報告はそれぞれ採択でございます。よって、各請願を報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、各請願はただいまの報告のとおり採択と決しました。

次に請願 3 号 消費税の税率引上げ反対などを求める意見書の提出についての請願書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本請願に対する総務副委員長の報告は不採択でございます。よって、本請願を副委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 則夫君） 起立多数と認めますので、本請願は副委員長報告のとおり不採択と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時12分

議長（林 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、発議第 5 号、発議第 6 号の 2 件の意見書提出がございました。この際、本 2 件の発議を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、これら発議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第5号及び発議第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（林 則夫君） 日程第4、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書、発議第6号 戦後補償問題に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番議員 亀谷 光君。

3番（亀谷 光君） それでは意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思いますが、この提出しました意見書でございますけれども、1字脱字がございまして、「政府は」という取り口部分から13字目になるかと思いますが、予算編成の「成」が抜けておりますので、それを訂正していただいた上で朗読をさせていただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（案）。

政府は、昭和60年度予算編成以来、財政負担の軽減を図るため義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に対する給与費の国庫負担の削減を検討してきた。

しかるにこの制度見直しは、単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものである。

よって政府におかれては、現行の公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に係る義務教育費国庫負担制度を維持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。平成6年9月26日、岐阜県可児市議会。内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣様。

以上、よろしく願いいたします。

議長（林 則夫君） 続きまして、5番議員 太田 豊君。

5番（太田 豊君） それでは意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

戦後補償問題に関する意見書（案）。

戦後50年に当たる来年度は戦後問題を処理するまたとないよい機会であります。

我が国は戦後の困難を克服し、今や国際社会においてゆるぎない地位を占めつつあります。

しかしながら、過去の戦争に起因する近隣諸国民との間に多くの戦後未処理の問題があり、また国内では原爆被爆者・シベリア捕虜等の問題が何れも未解決となっています。

これら戦後補償問題の解決は21世紀に向かう我が国の国際信用と国内矛盾の解消に連なることであり、国は速やかにこれらの問題に対策を講じ、解決を期されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成6年9月26日、岐阜県可児市議会。内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、大蔵大臣、総務庁長官、厚生大臣様。

以上、よろしく願いします。

議長（林 則夫君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号、発議第6号を一括採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 御異議ないものと認めます。よって、発議第5号、発議第6号を一括採決することに決しました。

ただいまから発議2件を採決いたします。これら発議を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、これら発議は原案のとおり決しました。

議案第75号について（提案説明・質疑・採決）

議長（林 則夫君） 日程第5、議案第75号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 議案第75号の教育委員会委員の任命につきまして、現委員であります稲垣良三さんの任期が平成6年9月30日で満了となるため、その後任に渡辺義孝さんを選任するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

渡辺義孝さんにつきましては、昭和26年以来42年間にわたり、市内を初め各中学校の教員、講師として勤務され、教員退職後は塩地区の自治会長を歴任されるなど、人格は高潔にして温厚篤実、その指導力は高く評価されております。教育委員会委員としての職に適任であると考えますので、何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

またこのたび任期満了となられます稲垣委員さんにおきましては、平成2年より4年間にわたり教育委員として豊かな人間形成、学習指導の高揚に御尽力いただいた功績は多大なものがあり、厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも末永く御健勝であられますことを心からお祈りいたします。

以上をもちまして教育委員会委員の任命につきましての提案説明とさせていただきます。

議長（林 則夫君） 以上で提案説明は終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議がないものと認めます。よって、議題となっております案件については委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第75号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 則夫君） 異議ないものと認めます。よって、本案については原案のとおり同意することに決しました。

環境センター建設特別委員会委員長報告

議長（林 則夫君） 日程第6、環境センター建設特別委員会委員長報告を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

環境センター建設特別委員長 勝野健範君。

環境センター建設特別委員長（勝野健範君） 環境センター建設特別委員会委員長報告を申し上げます。

環境センター建設特別委員会の設置につきましては、美濃加茂市にあります可茂衛生施設利用組合のごみ焼却処理施設が、近年の生活様式の変化、人口の急増やごみの多様化、高カロリー化などと、現有施設の老朽化により、当地域2市2郡のごみ処理が対応できない状況となるため、急務な課題として新たな処理施設の建設が検討され、その建設場所として本市の塩河地内に市当局が中心となって計画が進められているところでございます。

この施設建設に向けまして、山積しているもろもろの諸問題を専門的に研究し、市執行部とともに一丸となってその問題解決に当たるとともに、一日も早い処理施設完成を図るため、平成5年9月定例会で環境センター建設特別委員会が設置されたところでございます。

その後におきまして、5回の委員会が開催されておりますので、その活動について御報告申し上げます。

まず平成5年10月6日、第1回環境センター建設特別委員会を開催いたしました。正・副委員長を選任するとともに、市執行部から塩河地区との今日までの交渉経過と、環境センター建設事業計画の概要、並びにごみ減量対策の現況と今後について詳細に説明を受け、一般廃棄物の現状及びごみ処理の全般について知識を深めたところであります。

その際、委員から新計画による最終処分として生ずるスラブ、いわゆる焼却灰の溶融化した固体物の再利用促進の御意見や、ごみの減量化について、もっと市民にPRを積極的に展開されるよう要望や御意見がありました。

次に、平成5年12月15日、第2回の委員会を開催いたしました。この委員会では、建設予

定地の塩河自治会との建設同意についての交渉経過の状況を市執行部から説明を受け、さらに処理施設基本計画の概要と建設事業費の各市町村負担割合について説明を受けました。

この中で最大の課題となっています塩河地区の建設同意について、地元の皆さんの深い御理解と市関係者の日夜にわたる努力によりまして12月下旬には受け入れを前提とした条件等を決められる見込みであり、詰めの段階に来ているとの報告を受けました。

また処理施設の基本計画によれば、建設する施設は、悪臭、排水を完全クローズド化し、発生する焼却灰のすべてを溶融、ガラス固化する最新の技術力を備えた施設として、また今後のごみ増加等にも十分対応できる施設として計画されており、市民の皆様にも安心していただける施設計画であると理解をしたところであります。

また、今後の市財政運営に影響を与えます負担割合の内容としましては、各市町村の負担割合は、建設費割合と運営費割合に分けられており、建設費に対します割合の算出は、人口割が25%、実績割が75%により計算され、ごみ処理量全体の約48%を占める可児市の建設負担割合は46.11%となっています。

また、運営費の割合算出は、人口割が10%、実績割が90%により計算され、可児市の負担割合は、人口割が39.4%、実績割が49.8%となっております。

委員会では、この負担割合を了承するとともに、各委員から経費節減のためにも積極的にごみの減量化を推進するよう御意見がありました。

次に、平成6年1月20日に第3回の委員会を開催いたしました。この委員会では、市執行部から建設同意に伴う塩河自治会の同意条件について詳細に説明を受け、この事業を推進するためには何としてもこの条件を受け入れ、早急に地元と調印をしたいので御了解をいただきたいとの発言があり、委員会においても条件内容を十分検討した上でこれを了承するとともに、議員全員の皆さんにも理解を得るため、平成6年1月27日に議員全員協議会を開催し、市執行部より説明されたところでございます。

次に、平成6年6月23日に第4回の委員会を開催いたしました。この委員会では市執行部からこの事業に携わる組織として、環境センター建設推進室の設置について説明があり、引き続き本年1月以降の経過報告並びに用地買収を主体とした今後の実施計画について説明がありました。

その際、委員からは事業の円滑な推進を図るため、用地買収事業と並行して地元から出されている環境整備条件についても積極的に推進するよう要望が出されました。

次に、平成6年8月24日に第5回の委員会を開催いたしました。この委員会では、市執行部から用地買収の経過が報告され、特に買収単価については、市が鑑定評価をもとに提示した額と、土地所有者からの要求とに大きな差が生じており、現在、地権者の代表と精力的な交渉を行っているが、なかなか合意が得られない状況であり、このままの状態が10月末まで続けば、可茂衛生施設利用組合の次年度事業計画について見直しをするなど、大きな影響が生ずるとともに、2市2郡の広域市町村にも御迷惑をかけることにもなるので、何としても早期に単価の妥結をする必要があり、単価設定について理解と協力を賜りたいとの非常に厳

しい事情説明がありました。

委員会では、委員各位から基本的には鑑定評価額を尊重していただきながら、この事業の特異性、緊急性から考えて、単価設定にはある程度土地所有者の要望、意見を反映した単価設定に協力していただき、速やかな買収事業を推進されるよう意見がありました。

続いて、道路新設事業、地区公園の整備事業など、地元附帯条件の実施経過報告があり、引き続き積極的に推進されるよう意見がありました。

以上、きょうまでの当委員会の経過を申し述べてまいりましたが、この一般廃棄物の処理を行う処理施設建設問題につきましては、市民生活と直接かかわりのある、かつ緊急な課題であり、事業推進に当たりまして、広域行政としてのかかわり、多額な建設費の負担、地元同意条件の履行、ごみの減量化対策など、数多くの課題を抱えております。

特に用地取得につきましては、可児市の責任において実施することになっており、ただいま報告いたしましたように、現在、この用地買収が大変厳しい状況下にありますので、議員各位におかれまして、この事業の難しさを十分御理解いただき、今後とも一層の御協力をお願い申し上げますとともに、市当局の一層の御尽力と御要望を申し上げ、委員会委員長報告といたします。

なお、きょう本会議終了後、環境センター建設特別委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長報告を終わります。

議長（林 則夫君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 平成6年の第5回可児市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月7日から今日まで、本会議並びに各委員会を通じまして、長期間にわたり慎重に御審議を賜りまして、本日、全議案を議決賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、私の任期もあと1ヵ月余りとなりました。今期定例会が私にとりまして最後の議会であると思いますので、一言皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

今期議会におきましての一般質問でも、各議員の皆様方から大変ありがたいねぎらいの言葉をいただきまして、まことにありがとうございました。

私は昭和57年の11月に市民の皆様方の御支援で市長に就任以来、温かい市政と、市民が本当に住んでよかったと言われるようなまちづくりのために努力をしてみましたが、力不足で大変皆様方に御迷惑をおかけしたことも多かったわけでございます。今、省みて内心じくじたるものがございます。しかし、幸いにもこの12年間、私は病気で休む日が一日もなく務めることができましたし、いろんな困難なこともございましたけれども、あるいは挫折しかけたこともあったと思いますけれども、議員を初め市民の皆様方の御支援、

御協力と職員の献身的な努力によってここに無事任期を全うすることができますことは、本当に私は感謝にたえないところでございます。皆様方に心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

まだまだ可児市はこれから大きな問題が山積いたしております。議員の皆さん方には、今後とも健康に御留意いただきまして、市民のために一層の御活躍とますますの御健勝を心からお祈りを申し上げまして、甚だ簡単で意を尽くしませんけれども、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議長(林 則夫君) ここで議会を代表いたしまして、私議長から一言、市長に対するお礼の言葉を申し述べさせていただきます。

大変高いところから申し訳ありませんけれども、議長は会議中議長席から離れてはならないということでございますので、許される範囲内、一段とおりてまいりまして一言お礼の言葉を申し述べさせていただきますので、よろしく願いいたします。

鈴木市長におかれましては、昭和57年11月に市長御就任以来3期12年の長きにわたりまして、可児市発展のために堅実にして健全なる行政手腕を発揮されましたことに対しまして高く評価するとともに、これひとえにその清潔にして誠実なるお人柄によるものと深甚なる敬意を表するものであります。

市制施行間もない当市を、全国的にも例を見ないほど発展する可児市の基盤をつくられ、今後につきましても市民に明るい希望とバラ色の未来を約束する「花フェスタ'95」の開催の道を開かれたことなど、その責任ある行動と指導力に対しまして厚い感謝と深い敬意を表するものであります。

この12年間ひたすら可児市民のために渾身の力を注いでいただけた陰には、奥様を初め御家族様の並み並みならぬ御理解と御協力があったことを忘れることができません。どうか今後はよき夫として奥様をいたわれ、家庭人として、また一市民として可児市を見守っていただけますようお願いをする次第でございます。

私ども議会といたしましても、今後一層可児市の発展と住民福祉の向上を目指して精励努力いたしてまいる所存でございます。よきアドバイザーとして御指導、御助言を賜りますようお願いいたします。

最後に、鈴木市長初め御家族様の御健勝と御多幸を心からお祈りをいたしまして、議会を代表してのお礼の言葉といたします。本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長(林 則夫君) それでは、これをもちまして平成6年第5回可児市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、まことに御苦労さまでございました。

閉会 午前10時42分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年9月26日

可児市議会議長

署名議員

署名議員